

土木建築行政の概要

平成 25 年度

《別冊資料》

目 次

第1章 道 路

1	道路の概要	3
2	道路の整備方針	7
3	広島県道路整備計画 2011	8
4	平成 25 年度事業の内容	9
5	主要道路事業の内容	10
6	道路の維持管理	11

第2章 河川・ダム

1	河川の概要	15
2	河川の整備方針	16
3	河川整備計画の概要	17
4	ひろしま川づくり実施計画 2011 の概要	17
5	平成 25 年度事業の内容	18
6	河川の維持管理	19
7	水防	20
8	ダムの概要	22
9	ダムの整備方針	24
10	補助ダム建設事業	24
11	水源地域の整備計画	24
12	ダムの維持管理等	24

第3章 砂防・地すべり・急傾斜地

1	砂防事業の概要と整備方針	29
2	平成 25 年度事業の内容	31
3	砂防等の維持管理	32

第4章 海 岸

1	海岸の概要	35
2	海岸の整備方針	35
3	平成 25 年度事業の内容	36
4	海岸の維持管理	36

第5章 空 港

1	広島空港の概要	39
2	広島ヘリポートの概要	43

第6章 港湾・漁港

1	港湾の概要	47
2	漁港の概要	55
3	海域の管理	58

第7章 都市

1	都市行政の課題	61
2	都市行政の基本方針	61
3	都市計画の概要	63
4	都市環境の整備	67
5	宅地開発	68
6	街路事業	71
7	市街地開発事業等	73
8	公園事業	75
9	下水道事業	77

第8章 建築

1	施策方針	85
2	建築基準行政	85
3	建築協定	86
4	建築審査会	87
5	建築設計・工事監理業務の適正化	87
6	宅地建物取引業	88
7	がけ地近接等危険住宅移転事業	89
8	福祉のまちづくりの推進	90
9	住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）受託業務	90
10	建築動態統計調査受託業務	91
11	省エネルギー計画書の届出業務	92
12	長期優良住宅の認定業務	92
13	低炭素建築物の認定業務	92

第9章 住宅

1	住宅事情の概要	95
2	住生活基本計画（広島県計画）の概要	98
3	県の主要住宅施策	100
4	住宅建設事業等	101
5	県営住宅の管理状況等	104

第10章 営繕

1	営繕工事の概要	109
2	魅力ある建築物創造事業	109
3	営繕工事の執行状況	111

第11章 災害復旧

1	災害復旧事業の概要	117
2	災害復旧事業の査定状況	117
3	広島県の主要災害（昭和20年以降）	118

第12章 公共用地・土地収用

1 公共用地の取得	121
2 公共事業における用地取得実績	123
3 土地収用制度の活用	124

第13章 建設業

1 建設業の構造改善	127
2 建設業の許可	127
3 経営に関する事項の審査	128
4 入札参加資格審査	128
5 指名業者の選定及び建設業者の育成指導	129
6 入札・契約制度の改善	129
7 建設工事の紛争処理	130
8 建設機械の打刻及び検認	130
9 浄化槽工事業の届出・登録	130
10 解体工事業者の登録	131
11 建設工事の統計調査	131

【参考資料】

1 平成25年度土木局関係事業負担率表	135
2 土木局の事務・権限移譲について	141
3 土木局関係行政委員会等	142

第1章 道路



松江自動車道（三次東JCT・IC～吉田掛合IC）開通式
（三次市・庄原市）

1 道路の概要

本県の道路網は、大阪市と北九州市を結ぶ一般国道2号及び広島市と松江市を結ぶ一般国道54号がそれぞれ東西・南北の主要幹線を形成しており、これらに加えて、一般国道としては31号、182号、183号等が県内各都市及び隣接県、島しょ部を連絡している。

これらの一般国道20路線を主軸として、地方的幹線の役割を担う主要地方道76路線と一般県道285路線、市町道61,181路線をもって道路網を形成し、その実延長は約28,695kmとなっている。

この道路網に加え、県境を越えた広域交流ネットワークを形成する高規格幹線道路として、中国縦貫自動車道、山陽自動車道（一部一般有料道路を含む。）、中国横断自動車道広島浜田線、西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）が開通している。

現在整備中の高規格幹線道路としては、中国横断自動車道尾道松江線（平成26年度暫定2車線で全線供用予定）、東広島・呉自動車道（平成26年度暫定2車線で全線供用予定）がある。

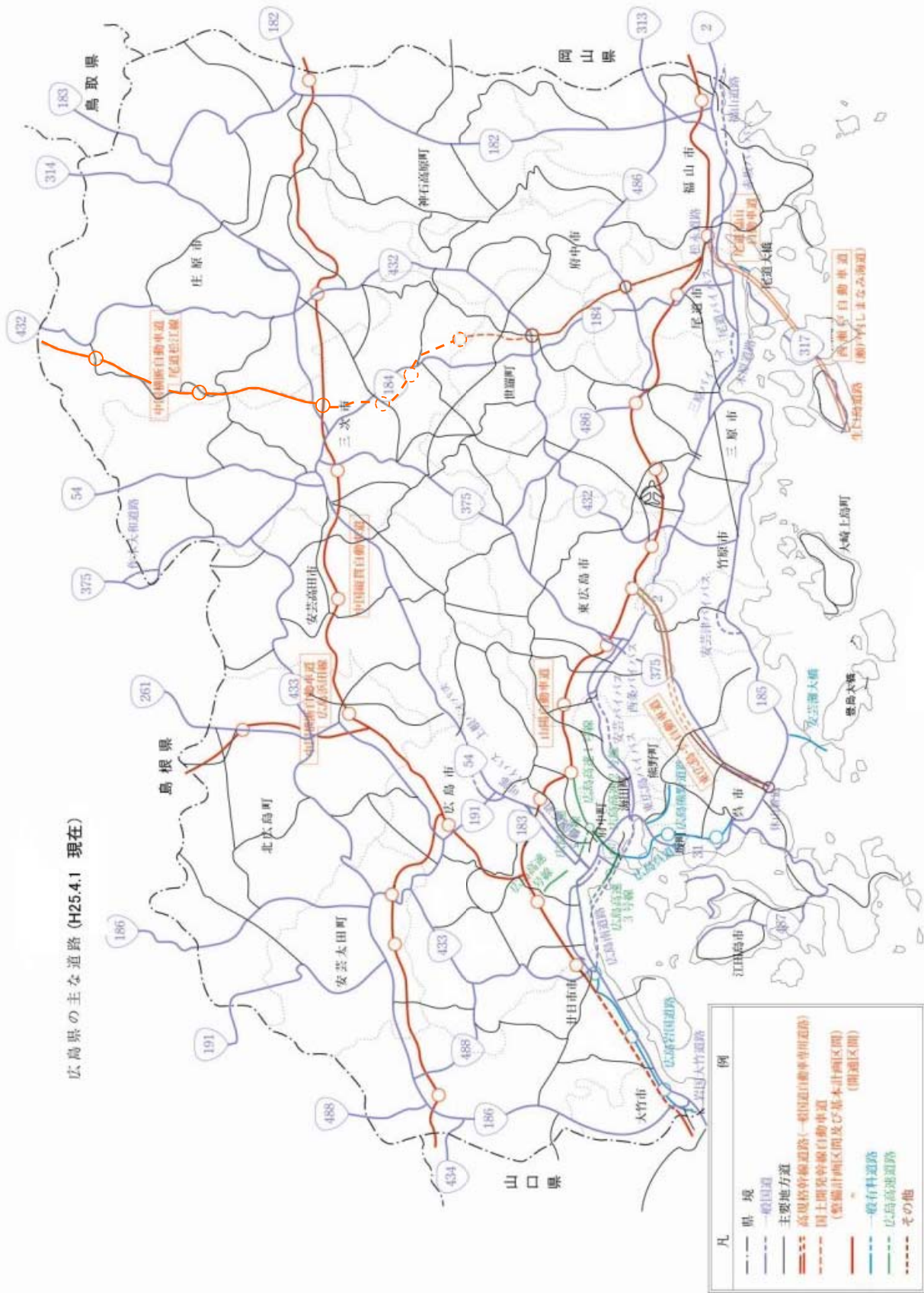
また、県土の均衡ある発展のため、地域高規格道路の整備を促進しており、これまでに、県内では「計画路線」として江府三次道路、東広島高田道路等の12路線、「候補路線」として、益田廿日市道路等の4路線が指定されている。

一方、広島都市圏において定時性、高速性機能の強化を図る観点から、平成9年に広島高速道路公社を県・市共同で設立し、これまでに広島高速1号線、2号線、3号線の一部、4号線を供用し、残る3号線の一部、5号線について事業を進める。

(1) 道路の管理区分

道路の種類		区分	路線の指定設定の権限	道路管理者	根拠規定	備考
高速自動車国道			内閣	西日本高速道路株式会社 国土交通大臣	高速自動車国道法第4条 " 第6条 道路整備特別措置法	
一般国道	本州四国連絡道路		内閣	本州四国連絡高速道路株式会社	道路法第5条 道路整備特別措置法	
	指定区間		内閣	国土交通大臣	道路法第5条 " 第12条, 第13条	
	指定区間外	広島市の区域外	内閣	県	道路法第5条 " 第12条, 第13条	
		広島市の区域	内閣	広島市	道路法第5条 " 第17条	
	有料道路	内閣	広島県道路公社	道路法第5条 道路整備特別措置法		
県道	下記以外		知事	県	道路法第7条 " 第15条	
	有料道路		知事	広島県道路公社 広島高速道路公社	道路法第7条 道路整備特別措置法	
	広島市の区域		知事	広島市	道路法第7条 " 第17条	
	三次市の区域の一部		知事	三次市	道路法第7条 " 第17条2項	三次市内で起終点が完結する一般県道20路線
市町道	下記以外		市町長	市町	道路法第8条 " 第16条	過疎地域活性化特別措置法及び半島振興法による道路管理の代行(県)がある。
	有料道路		市町長	広島高速道路公社	道路法第8条 道路整備特別措置法	

広島県的主要な道路 (H25.4.1 現在)



建設事務所(支所)別広島県管理道路現況

平成24年4月1日現在

建設事務所(支局)	一般国道(指定区間外)						主要地方道						一般県道						合計						
	実延長		改良済		舗装率		実延長		改良済		舗装率		実延長		改良率		舗装率		実延長		改良率		舗装率		
	延長	率	延長	率	延長	率	延長	率	延長	率	延長	率	延長	率	延長	率	延長	率	延長	率	延長	率	延長	率	
西部	52,983	94.6%	50,136	94.6%	52,983	100.0%	2,346	63.8%	1,498	63.8%	2,346	100.0%	1,480	555	37.5%	555	37.5%	1,480	100.0%	1,480	100.0%	2,053	53.6%	3,825	100.0%
呉	10,526	88.8%	9,356	88.8%	10,526	100.0%	1,157	54.1%	627	54.1%	1,157	100.0%	3,549	3,356	94.5%	3,356	94.5%	3,549	100.0%	3,549	100.0%	13,339	87.5%	15,232	100.0%
廿日市	100,381	79.5%	79,838	79.5%	100,381	100.0%	53,544	91.1%	48,785	91.1%	53,544	100.0%	115,091	74,986	65.1%	74,986	65.1%	109,921	95.5%	109,921	95.5%	203,609	75.6%	269,016	98.0%
安芸太田	5,065	100.0%	5,065	100.0%	5,065	100.0%	5,042	100.0%	5,042	100.0%	5,042	100.0%	2,963	2,718	91.7%	2,718	91.7%	2,963	100.0%	2,963	100.0%	12,825	98.1%	13,070	99.7%
東広島	33,692	100.0%	33,692	100.0%	33,633	99.8%	78,869	99.1%	78,233	99.1%	78,718	99.8%	152,154	135,187	88.8%	135,187	88.8%	150,406	98.8%	150,406	98.8%	247,113	93.3%	264,715	99.2%
東部	1,848	75.7%	1,401	75.7%	1,848	100.0%	1,090	71.7%	782	71.7%	1,090	100.0%	1,775	79	4.4%	79	4.4%	1,775	100.0%	1,775	100.0%	2,262	47.9%	4,713	100.0%
三原	164,534	93.0%	153,032	93.0%	156,110	94.8%	104,963	97.4%	102,272	97.4%	104,963	100.0%	198,280	119,617	60.3%	119,617	60.3%	195,650	98.6%	195,650	98.6%	374,921	80.1%	467,778	97.6%
北部	3,595	94.2%	3,390	94.2%	3,595	100.0%	9,129	42.3%	3,870	42.3%	9,059	99.2%	4,489	1,536	34.2%	1,536	34.2%	4,300	95.7%	4,300	95.7%	8,795	51.0%	17,212	98.4%
庄原	94,905	99.7%	94,700	99.7%	94,905	100.0%	188,953	91.7%	173,451	91.7%	188,856	99.9%	165,121	124,117	75.1%	124,117	75.1%	164,877	99.8%	164,877	99.8%	392,268	87.3%	448,980	99.9%
合計	191	100.0%	191	100.0%	191	100.0%	9,568	48.3%	4,626	48.3%	9,180	95.9%	9,968	5,564	55.8%	5,564	55.8%	9,888	99.1%	9,888	99.1%	10,381	52.6%	19,727	97.6%
	102,156	99.9%	102,153	99.9%	102,156	100.0%	247,241	85.6%	211,658	85.6%	246,599	99.7%	441,830	239,683	54.2%	239,683	54.2%	438,652	99.2%	438,652	99.2%	553,494	69.9%	791,227	99.5%
	10,275	65.6%	6,743	65.6%	10,275	100.0%	18,148	30.0%	5,451	30.0%	17,795	98.0%	10,140	4,978	49.0%	4,978	49.0%	10,140	100.0%	10,140	100.0%	17,171	44.5%	38,563	99.0%
	180,755	97.1%	175,521	97.1%	180,755	100.0%	243,364	90.5%	220,412	90.5%	242,842	99.7%	292,476	220,348	75.3%	220,348	75.3%	292,236	99.9%	292,236	99.9%	616,281	86.0%	716,595	99.8%
	11,886	71.9%	8,558	71.9%	11,886	100.0%	2,860	81.3%	2,326	81.3%	2,860	100.0%	624	250	40.0%	250	40.0%	624	100.0%	624	100.0%	11,134	72.4%	15,369	100.0%
	101,364	92.8%	94,114	92.8%	101,364	100.0%	132,074	96.3%	127,310	96.3%	132,074	100.0%	55,705	36,181	64.9%	36,181	64.9%	55,705	100.0%	55,705	100.0%	257,605	89.0%	289,144	100.0%
	3,728	95.5%	3,563	95.5%	3,728	100.0%	5,574	48.1%	2,687	48.1%	5,574	100.0%	3,762	638	16.9%	638	16.9%	3,762	100.0%	3,762	100.0%	6,888	52.7%	13,064	100.0%
	154,490	99.7%	154,161	99.7%	154,490	100.0%	162,838	82.5%	134,379	82.5%	162,838	100.0%	225,494	136,217	60.4%	136,217	60.4%	225,494	100.0%	225,494	100.0%	424,757	78.2%	542,822	100.0%
	47,112	81.2%	38,266	81.2%	47,112	100.0%	54,914	48.9%	26,908	48.9%	54,075	98.4%	38,749	19,673	50.7%	19,673	50.7%	38,479	99.3%	38,479	99.3%	84,847	60.2%	140,775	99.2%
	985,261	95.1%	937,348	95.1%	976,777	99.1%	1,374,750	90.8%	1,248,884	90.8%	1,371,200	99.7%	1,794,971	1,193,179	66.4%	1,193,179	66.4%	1,780,645	99.2%	1,780,645	99.2%	3,379,411	81.3%	4,128,622	99.3%

(注) 1 単位 km。 2 上段はダブルウェイ旧道の数値で内数。 3 舗装率にスタビライザを含まない。 4 各建設事務所(支所)の数値及び合計値はそれぞれ実数値を四捨五入している。

2 道路の整備方針

広島県の中四国地方における中枢性の向上及び教育や医療などの県民生活の支援はもとより、産業再生や市町村合併などの新たな課題を解決し、「元気な広島県」を実現するため、平成12年度に策定した広島県新道路整備計画に基づき整備を進めてきたが、財政健全化に向けた「新たな具体化方策」が示されるなど道路事業を取り巻く環境変化に対応するため、平成19年度において整備計画の改定を行い、道路特定財源等の問題に伴う事業評価の見直しを経て、平成22年4月に「広島県道路整備計画2008」として公表した。その後、平成22年10月に策定された「ひろしま未来チャレンジビジョン」や平成23年3月に策定された「社会資本未来プラン」を受け、「広島県道路整備計画2008」を改訂し、平成23年10月に「広島県道路整備計画2011」を策定した。

(1) 高規格幹線道路

昭和57年度中国縦貫自動車道、平成3年度中国横断自動車道広島浜田線、平成5年度山陽自動車道の県内全線開通などにより高速道路ネットワークの整備は、比較的高水準にある。

さらに今後は、圏域間や県境を越えた広域交流ネットワークを形成するため、中国横断自動車道尾道松江線、東広島・呉自動車道の早期全線開通に努める。

なお、中国横断自動車道尾道松江線の施行主体は、平成15年度に日本道路公団から国土交通大臣に切り替わった。

(2) 一般国道

地域間交流の円滑化、地方における定住基盤の充実などを図るため、都市部の渋滞対策となるバイパス整備などの二次改築及び大型車の離合不能区間など未改良区間の一次改築を中心に整備を進める。

(3) 地方道

高速道路や一般国道と一体となった道路網を形成するため、地域拠点を結ぶ幹線道路を中心に、体系的に整備を進める。

また、日常生活の基盤となる市町道については、幹線市町道を中心に整備促進を図る。

(4) 施策別の道路

① 都市圏自動車専用道路の整備

広島都市圏における自動車専用道路である広島高速道路については、現在、広島高速1号線6.5km、広島高速2号線5.9km、広島高速3号線4.8km、広島高速4号線4.9kmを供用し、平成25年度は、広島高速3号線、5号線の整備を促進する。

② 地域高規格道路の整備

高規格幹線道路網を補完し、地方生活圏中心都市と臨空都市圏の連結及び県外との連携を強化するため、「広島県広域道路整備基本計画」における「交流促進型広域道路」の中から、国の指定を受けた地域高規格道路の整備を進める。

地域高規格道路は、平成6年度及び平成10年度に県内16路線が指定を受けている。

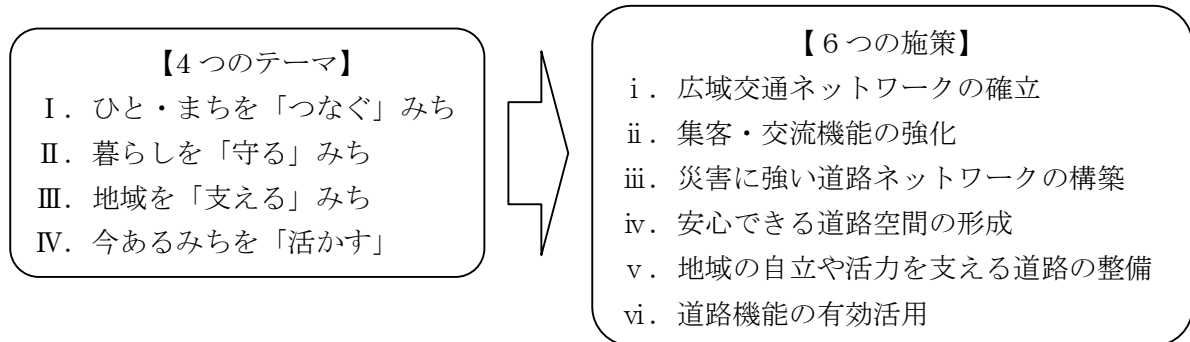
このうち、県施行分については、本年度は福山環状道路、東広島高田道路の整備を推進する。

3 広島県道路整備計画 2011（計画期間：平成 23 年度～平成 26 年度（4 年間））

① 概要

本県が直面する課題である、「広域交通ネットワークの構築」、「産業活動への支援」、「安全・安心な道づくり」、「都市部・中山間地域の課題（都市部の渋滞、中山間地における集落維持の深刻化）」、「限られた予算と既存施設の有効活用」及び「更新時代への対応」に対応するため、「社会資本未来プラン」で示された社会資本マネジメントの基本方針に従い、「広島県道路整備計画 2011」を策定した。

次の 4 つのテーマと 6 つの施策のもと、道路を総合的にマネジメントする計画として推進する。



② 事業評価の実施と優先度の明確化

「事業熟度」や「費用対効果」(B/C)、「施策への貢献度」による客観的な事業評価を行い、それに基づき優先順位を明確にした上で、優先度の高いものから順に整備を進める。

③ 道路再生改良事業の実施

評価の低い箇所の中で、市町の要望が強く一定の効果が見込める箇所について、新設と維持修繕の中間的な位置づけである「再生改良」という考え方を導入し、当面の交通課題が解消できる程度の局部的な改良を実施する。

（事業例：通行支障箇所の局部改良（法起し法切・待避所設置）、右折レーンの新設・延伸）

4 平成 25 年度事業の内容

(単位：千円)

事業名		区分	予 算 額	事 業 内 容 等
公	交通安全施設等整備事業		1,960,000	歩道, 自転車歩行者道, 交差点改良
	道路災害防除事業		1,463,000	一般国道191号(安芸太田町)ほか 20 箇所
	除 雪 事 業		227,000	一般国道183号(庄原市)ほか 54 路線の除雪費
	道路改良事業		11,763,000	一般国道487号(呉市)ほか75 箇所
	市町道路事業指導監督費		24,000	国土交通省道路局所管市町補助事業に係る指導監督事務費
共	計		15,437,000	
修 繕 持 続	道路改修費		6,719,266	県管理道路の維持修繕工事等
	計		6,719,266	
単 独	交通安全施設等整備事業		452,460	歩道, 自転車歩行者道, 交差点改良, 道路照明, 道路標識, 防護柵, 区画線等の設置
	道路改良事業		3,760,819	幹線道路, 生活道路等の整備促進
	道路改修計画調査費		30,000	広域ネットワークの確立に係る計画調査, 交通センサス等
	橋梁架換事業		70,000	幹線道路, 生活道路等の整備促進
	道路改良関連事業費		3,000	橋梁整備工事に係る電気, ガス管等の添架工事
	計		4,316,279	
そ の 他	本州四国連絡橋建設関連費		3,017,109	本州四国連絡橋公団への出資等
	広島高速道路公社 出資金・貸付金		1,516,000	広島高速道路公社による広島都市圏の自動車専用道路網整備に伴う県の出資金・貸付金
	市町土木工事受託費		308,000	市町事業の受託工事に係る経費 主要地方道東広島白木線改良工事 ほか4 箇所
	行政財産管理費		2,200	廃道敷地の売払いのための費用
	観光施設アクセス改善事業		13,590	観光地の渋滞対策, 既存道路の観光資源化
	計		4,856,899	
県 事 業 計			31,329,444	
直轄国道改修費等負担金			8,151,667	一般国道2号, 54号, 183号, 185号, 375号及び中国横断自動車道尾道松江線の改築
計			39,481,111	

事業名		区分	当初予算額	説 明
担 債 務 行 務 為 負	工事請負契約関係		限度額 2,965,000 千円 期 間 平成 26 年度	主要地方道呉平谷線道路改良事業ほか 8 件
	債務保証関係		限度額 9,354,164 千円 期 間 平成 24~44 年度	広島高速道路公社 9,354 百万円

5 主要道路事業の内容

(1) 高規格幹線道路の整備

区分	中国横断自動車道 広島浜田線	中国横断自動車道 尾道松江線	中国縦貫自動車道	山陽自動車道	東広島・呉自動車道
事業主体	西日本高速道路 株式会社	国土交通省	西日本高速道路 株式会社	西日本高速道路 株式会社	国土交通省
事業期間	昭和48年度～	平成3年度～	昭和41年度～	昭和47年度～	平成3年度～
区間	広島市～浜田市	尾道市～松江市	吹田市～下関市	吹田市～下関市	東広島市高屋町～ 呉市阿賀中央五丁目
総延長	71km (県内34.6km)	137km (県内約86km)	543km (県内143.3km)	489km (県内143.0km)	32.8km
車線数	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4車線	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)
平成25年度 事業費	—	13,917百万円	—	—	8,800百万円
平成25年度 事業内容	—	工事・用地補償等	—	—	工事

(2) 一般国道・地方道の整備

① 一般国道2号バイパスの建設促進

区分	福山道路	松永道路	安芸バイパス	東広島バイパス	広島南道路	岩国大竹道路	木原道路
事業主体	国土交通省						
事業期間	平成13年度～	昭和43年度～	平成7年度～	昭和50年度～	平成元年度～	平成13年度～	平成15年度～
区間	笠岡市茂平～ 福山市赤坂町	福山市神村町～ 尾道市高須町	東広島市 八本松町～ 広島市安芸区 上瀬野町	広島市安芸区 上瀬野町～ 安芸郡海田町	安芸郡海田町～ 廿日市市地御前	大竹市小方町～ 岩国市山手町	尾道市福地町～ 三原市糸崎町
総延長	16.5km	7.1km	7.7km	9.6km	23.3km	9.8km	3.8km
車線数	4車線 (暫定2車線)	4車線	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4～6車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)
平成25年度 事業費	680百万円	1,020百万円	1,170百万円	1,110百万円	3,180百万円	1,730百万円	874百万円
平成25年度 事業内容	用地買収等 (長和IC～ 赤坂IC)	4車線化工事	調査設計 工事・用地買収	工事	工事	調査設計・ 用地買収	用地買収・ 調査設計・工事

② 広島高速道路の建設促進

区分	広島高速1号線 (安芸府中道路)	広島高速2号線 (府中仁保道路)	広島高速3号線 (広島南道路)	広島高速4号線 (広島西風新都線)	広島高速5号線 (東部線)
事業主体	広島高速道路公社 (平成9年6月3日設立)				
事業期間	平成9年度～				
区間	広島市東区福田町 ～ 東区温品二丁目	広島市東区温品町 ～ 南区仁保沖町	広島市南区仁保沖町 ～ 西区観音新町四丁目	広島市西区中広町 一丁目 ～ 安佐南区沼田町大字 大塚	広島市東区温品町 ～ 東区二葉の里三丁目
総延長	6.5km	5.9km	7.7km	4.9km	4.0km
車線数	4車線	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4車線	4車線 (暫定2車線)
平成25年度 事業費	—	—	4,564百万円	—	1,500百万円
平成25年度 事業内容	—	—	工事等 (吉島～観音2.9km)	—	工事, 調査設計

6 道路の維持管理

本県が維持管理している国道及び県道は、合わせて 334 路線、実延長 4,155 km である。

近年は、交通量の急増に加えて、車両の大型化・重量化により道路の損傷等が著しい。

このような状況の中、道路の安全かつ円滑な交通の確保と沿道の生活環境の保全を図るため、各建設事務所において、定期的あるいは随時、道路パトロールを実施し、危険箇所の点検や不法占用物件の除去、路面等の異常の早期発見・補修等に努めている。

また、法面斜面の落石防止や橋梁・トンネルの補修等の事業を計画的に実施している。

平成 25 年度道路の維持管理関係予算額

(単位：千円)

区 分	種 別	事 業 内 容	予 算 額
道 路 改 修 費	道路災害防除	法面斜面の落石防止, トンネルの補修等の防災対策(安全な道路の確保)	1, 662, 285
	舗装道補修	舗装道補修, 沿道環境の保全等 (安全で快適な交通環境の確保)	432, 094
	道路施設維持	道路構造物及び道路附属施設の維持, 道路環境保全, 電力料等	4, 580, 466
	道路管理費	道路保険, 公物管理, 県道昇格引継, 台帳付図修正事務等	44, 421
		合 計	6, 719, 266

最も基礎的な社会資本である道路は、一般交通の用に供するという交通機能を有すると共に、電気、ガス、上下水道等の公共公益施設を収容する公共空間としての機能を有している。

こうした貴重な道路施設がその機能を発揮し、住民の福祉を維持増進する公共財として適正に利用されるように管理する必要がある。

このため、道路の整備、利用、保全など道路の管理に関する基本法である道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づき、道路の範囲を確定する区域決定・変更や、一般交通の用に供する場合に必要な供用開始等の手続きを行っている。

※ 一般的に「道路」とは、一般公衆の通行の用に供されている道路形状をした施設全般を指していると考えられるが、道路法にいう道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道の 4 種をいい、固有の目的を持った道路である農道、林道等とは区別される。

平成 24 年度区域決定・変更・供用開始件数一覧

	西部	呉	廿日市	安芸太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計
区域決定・変更・供用開始件数	41	16	12	13	41	13	23	16	25	200

これら道路において、沿道利用者の社会経済活動に必要な道路の改築工事の承認や、公益事業者の事業活動に必要な電柱や水道管等の工作物を道路内へ設置使用するための占用許可等を行うとともに、事故等によって道路を損傷した者に対して、これを復旧するように命じている。

なお、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、車両の制限についての基準が政令で定められており、この基準を超える特殊な車両については一定の条件のもとに通行を許可している。

また、道路と隣接する民有地との境界を明確にするための境界の確認を行い、公共財である道路の適切な財産管理を行っている。

平成 24 年度道路関係許可等件数等一覧

	西部	呉	廿日市	安芸太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計	
道路改築承認	28	42	14	16	70	74	53	15	29	341	
道路占用許可	新規	277	337	126	119	422	432	437	135	177	2,462
	更新	320	160	115	180	406	323	413	250	195	2,362
道路工事施工命令	25	60	60	57	222	163	139	62	104	892	
特殊車両 通行許可	新規	51	33	20	6	139	280	130	106	26	791
	更新	22	26	6	0	23	137	112	7	27	360
	協議	217	475	161	340	1,056	490	561	212	174	3,686
小計	940	1,133	502	718	2,338	1,899	1,845	787	732	10,894	
境界立会	63	48	23	17	80	98	64	9	25	427	
境界確定協議	40	28	16	5	53	72	56	5	18	293	
小計	103	76	39	22	133	170	120	14	43	720	
境界確定証明	3	0	0	1	0	24	6	0	0	34	
その他各種証明	3	4	0	0	6	0	6	0	0	19	
小計	6	4	0	1	6	24	12	0	0	53	
計	1,049	1,213	541	741	2,477	2,093	1,977	801	775	11,667	

また、ボランティア活動に意欲を持つ住民や企業などの団体を「アダプト活動団体（マイロード団体）」に認定し、契約を締結したうえで、県管理道路の一定区間の清掃や緑化等をしていただく制度「マイロードシステム」を平成 12 年度から実施している。

これまで、順調に活動団体数及び会員数が増加してきているが、道路環境の維持・向上だけでなく、地域活性化にも寄与するものであるため、今後とも、新しい官民協働による仕組みとして積極的に推進することとしている。

さらに、アダプト活動団体を支援する目的で設立された「NPO 法人ひろしまアダプト」と連携・協力して、普及・啓発に努めている。また、活動を奨励するため、平成 20 年度からひろしまアダプト活動支援（奨励金交付）事業を実施している。

(注)アダプト活動：アダプトが「養子縁組をする」という趣旨から、住民等が主体となって清掃・緑化活動等を中心に公共空間をわが子のように面倒をみていく活動

○平成 24 年度末現在の認定団体数等

482 団体（参加人員 18,633 名 活動延長 509.0 km）

第2章 河川・ダム



地震・高潮対策河川事業 二級河川永慶寺川水系 永慶寺川(廿日市市)



野間川ダム全景 (三原市・尾道市)

1 河川の概要

県内には、北西から南東、北東から南西に向う数条の断層谷に沿って流れる大小5,200余の河川があり、江の川水系にあっては日本海に流下し、その他は瀬戸内海に注いでいる。太田川・芦田川・江の川を除いてその多くは比較的小規模なものである。

これらの河川のうち河川法の適用を受ける河川は、一級河川が太田川水系ほか4水系の368河川、流路延長は2,442.6kmで、二級河川は八幡川水系ほか46水系の137河川、流路延長は627.7kmとなっている。

このほか、河川法が準用される河川として、市町長が指定、管理している準用河川が194河川あり、その流路延長は183kmとなっている。

これらの河川の管理に当たっては、河川法に基づき、洪水、高潮等による災害の防止、河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全がされるよう努めるとともに、国土の保全と開発に寄与し、公共の安全を保持するよう努めている。

(1) 河川の管理区分

種 別	指 定 権 者	管 理 者
一級河川（指定区間外）	国 土 交 通 大 臣	国 土 交 通 大 臣
一級河川（指定区間）	国 土 交 通 大 臣	県 知 事
二 級 河 川	県 知 事	県 知 事
準 用 河 川	市 町 長	市 町 長

(2) 河川の現況

(H25.4.1現在)

水系名	県知事管理河川		国土交通大臣直轄管理河川		県内の法河川		
	河川数	流路延長(km)	河川数	流路延長(km)	河川数	流路延長(km)	
一級河川	太田川	70	467.979	9	129.37	74	597.349
	江の川	172	983.383	9	113.39	173	1,096.773
	芦田川	82	344.779	3	61.15	82	405.929
	高梁川	29	237.87			29	237.87
	小瀬川	9	81.26	2	23.45	10	104.71
	計	362	2,115.271	23	327.36	368	2,442.631
二級河川	八幡川	4	39.131			4	39.131
	瀬野川	5	44.60			5	44.60
	二河川	2	21.10			2	21.10
	堺川	2	6.222			2	6.222
	黒瀬川	23	104.95			23	104.95
	野呂川	3	13.481			3	13.481
	木谷郷川	2	4.208			2	4.208
	賀茂川	3	30.569			3	30.569
	沼田川	45	225.90			45	225.90
	和久原川	2	5.26			2	5.26
	藤井川	3	27.41			3	27.41
	本郷川	2	15.10			2	15.10
	羽原川	2	6.90			2	6.90
	新川	2	3.50			2	3.50
	山南川	2	5.05			2	5.05
	永田川	3	3.22			3	3.22
	大正川	2	2.679			2	2.679
単独河川	30	68.377			30	68.377	
計	137	627.657			137	627.657	
合計	499	2,742.928	23	327.36	505	3,070.288	

2 河川の整備方針

治水事業は県民の生命と財産を守る最も根幹的な事業である。これまで河川改修やダム建設事業で治水施設の整備を着実に進めてきたが、平成24年度末における河川改修率は39.5%に過ぎない状況であり、河川の氾濫や台風等による高潮により人命や財産に大きな被害を与える恐れのある河川が未だ改修されないまま多く残っている。

平成16年の台風16・18号による高潮では、竹原市や福山市などの河川において甚大な家屋浸水被害を受け、平成17年の台風14号による豪雨では県西部、平成18年の台風13号による豪雨では県北西部を中心とした河川の氾濫で沿川に著しい被害が発生、平成22年7月の梅雨前線豪雨では庄原市で局地的豪雨が発生し、狭いエリアに甚大な被害を及ぼした。

平成25年度においては、これらの未改修河川や治水安全度確保の必要な河川について、河川環境に配慮しながら、重点的かつ計画的な施設整備に努めるとともに、住民の警戒避難に資する浸水想定区域図の作成支援などソフト対策も併せて進める。

(1) 総合的な治水対策

広島都市圏、備後都市圏等都市化の著しい流域内の河川については、都市の発展と成熟の状況に応じた治水安全度を確保するため、従来の河道改修に加え流域内に貯留施設等の整備を行い、総合的な治水対策事業を積極的に進める。

新安川（広島市）、手城川（福山市）等

(2) 地域振興プロジェクトに関連する河川改修

西風新都及び高度技術工業集積地域等のプロジェクトや高規格幹線道路等に関連する河川について、その開発に応じた治水安全度の確保を図る。

特に、良好な住宅や宅地の供給促進のために整備を促進すべき河川については、住宅市街地基盤整備事業を活用し早期改修に努める。

安川（広島市）

(3) 高潮対策

瀬戸内海沿岸部市街地を高潮や津波による被害から守るため、河口部において高潮堤や防潮水門を整備する。

京橋川・猿猴川（広島市）、本川（竹原市）、羽原川（福山市）

(4) 多自然川づくりと良好な水辺づくり

河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」をすべての川づくりの基本とし、また、地域の人々が河川空間を憩いの場や自然に触れ合う場として活用できるよう、親しみやすい川づくりに努める。

魚がのぼりやすい川づくり 沼田川（東広島市）

(5) 耐震対策

市街地河口部の堤防に対し耐震対策を推進する。

京橋川・猿猴川（広島市）等

3 河川整備計画の概要

(1) 背景

平成9年度に河川法の改正が行われ、河川管理の目的に従来の「治水・利水」に加え、「河川環境の整備と保全」が位置付けられた。これに併せて河川計画制度が改められたため、これまでの「工事実施基本計画」にかわり、河川整備の基本となるべき方針に関する事項を定める「河川整備基本方針」と具体的な河川整備に関する事項を定める「河川整備計画」の策定を進めている。

(2) 河川整備計画の概要

① 河川整備計画で定める事項

- ・ 治水・利水・環境の現状と課題
- ・ 治水・利水・環境に関する河川整備の目標
- ・ 河川工事の目的、種類、施行場所
- ・ 河川の維持の目的、種類、施行場所
- ・ 地域や関係機関との連携に関する事項

② 策定状況

県管理河川を対象として、過去の浸水被害の状況等をふまえ、15水系（19ブロック）について平成12年度から策定を行っている。

4 ひろしま川づくり実施計画2011の概要（平成23年～平成27年）

(1) 基本方針

本県の河川事業が取り組むべき課題である、「防災・減災対策の充実・強化」、「気象状況の変化」、「維持管理・更新時代への対応」、「河川環境の保全と川らしさの復元」、「地域活性化のための賑わいづくりへの対応」に対応するため、5つの施策の柱を設定する。

(2) 施策

- ① 事業評価の実施と優先度の明確化
- ② 再度災害防止のための緊急対応
- ③ ソフト対策による災害対応力と地域防災力の向上
- ④ 既存施設の適確な運用・管理、維持管理費の平準化と創意工夫による維持管理コストの縮減
- ⑤ 水辺の魅力復元と多自然川づくり
- ⑥ 水辺空間の利活用の促進

5 平成25年度事業の内容

(1) 事業種別事業内容

(単位：千円)

事業名		予算額	説明	
河川事業	公共	河川改修事業	2,896,000	手城川(福山市)ほか20箇所の護岸, 築堤等工事
		都市小河川改修事業	35,000	小河原川(広島市)の護岸工事等
		高潮対策事業	969,400	京橋川・猿猴川(広島市)ほか2箇所の防潮堤工事等
		市町河川事業指導監督費	620	
		小計	3,901,020	
	単独	河川改良事業	907,880	浸水個所の再度災害防止, 災害の未然防止など緊急を要する箇所の整備
		小計	907,880	
		その他	市町土木工事受託費	93,482
	小計		93,482	
	合計		4,902,382	

(2) 主要河川事業の内容

① 国直轄河川改修事業

ア 太田川

工事の概要

昭和7年度から太田川放水路工事に着手され, 昭和42年度に概成し, 広島市街地を洪水から守っている。

平成13年度には, 支川滝山川で温井ダムが完成している。

現在は, 高潮対策事業として天満川(江波, 観音箇所)の堤防改修や, 中上流部の床上浸水対策事業が実施されている。

イ 江の川

工事の概要

昭和28年から八千代町下土師から三次市までの区間について改修工事が行われ, 昭和48年には土師ダムが完成し, 洪水調節等に大きな役割を果している。

平成18年度には, 馬洗川の支川上下川で灰塚ダムが完成している。

現在は, 中上流部において, 堤防改修が行われている。

ウ 芦田川

工事の概要

大正 12 年から昭和 41 年にかけて中下流部の掘削築堤が実施され、河道は概成している。
平成 9 年には、八田原ダムが完成し、洪水調節が行われている。
今後は、上流狭さく部の改修が必要とされている。

エ 小瀬川

工事の概要

昭和43年から改修工事に着手され、中下流部の河道は概成している。
また、平成 2 年度には、弥栄ダムが完成し、洪水調節が行われている。
今後は、中流部の部分的に残された狭さく部の改修が必要とされている。

6 河川の維持管理

(1) 河川の維持

県が管理している河川は、一級河川、二級河川合わせて 499 河川、流路延長 2,742.9km である。
河川のもつ治水、利水、親水機能が十分果たせるよう利用調整するとともに、老朽護岸の修繕
や河床堆積土砂の掘削を実施している。

平成25年度河川維持修繕実施計画

(単位：千円)

区 分	種 別	内 容	予 算 額
河川維持修繕費	河 床 掘 削	河床堆積土砂の掘削、除去	1,791,226
	護 岸 修 繕	老朽護岸の修繕	
	維 持 管 理 費 等	河川管理施設の維持管理費等	

(2) 河川の管理

河川の管理にあたっては、河川法に基づき、洪水・高潮等による災害の防止、河川の適正な利用と流水の正常な機能の保持及び河川環境の整備と保全がなされるように努める。

河川法に基づく管理事務については、河川は公共用物として一般公衆の自由使用に供されるべきものであり、原則としてその排他的かつ独占的な使用は認められないことを基本としつつ、一方で新たな目的である環境という視点から、地域づくりや街づくり等に資するものについては、河川の多様な利用を推進する。

河川関係許可等件数等一覧（平成 24 年度）

	西部	呉	廿日市	安芸太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計	
河川法許可（20条）	1	0	0	0	2	0	1	0	2	6	
河川法許可（23条）	新規	1	0	1	0	1	2	2	0	7	
	更新	1	0	0	7	15	0	32	22	78	
河川法許可（24・26・27条）	395	51	34	33	172	173	162	87	61	1,168	
河川法許可（24条）	更新	375	19	63	30	83	198	244	108	91	1,211
河川法許可（34条）		7	0	0	1	7	1	11	4	6	37
普通河川等の工事許可		177	3	34	17	8	2	4	3	1	249
小計		957	73	132	88	288	376	456	224	162	2,756
境界立会		60	9	9	12	23	42	13	16	7	191
境界確定協議		32	4	6	4	13	23	10	9	3	104
小計		92	13	15	16	36	65	23	25	10	295
境界確定証明		5	0	0	0	2	5	0	0	0	12
小計		5	0	0	0	2	5	0	0	0	12
計		1,054	86	147	104	326	446	479	249	172	3,063

河川管理施設の適切な管理や河川利用の調整を図るとともに、河川敷地に存在する不法占用物件の除却に努め、公共用物としての河川の適正な管理を推進する。

特に、河川区域内のプレジャーボートの不法係留は、広島市域を中心に社会的な問題となっているが、平成 10 年度には、関係機関と共同で「太田川水系不法係留船対策に係る計画」を策定し、県管理河川では京橋川の上流部に重点的撤去区域を設定した。

平成 12 年度から平成 22 年度に順次、重点的撤去区域を拡大するなど、計画的かつ段階的に不法係留の解消に向けて取組を継続している。今後も、不法係留船対策の一層の強化・推進を図り、厳正かつ積極的に不法係留の解消を進めているところである。

また、河川における住民やNPO法人等の河川清掃美化ボランティア活動への参画気運を高めるよう、活動を行う住民やNPO法人等をアダプト活動団体（ラブリバー活動団体）として認定する広島県アダプト制度（広島県ラブリバー制度）を平成 14 年度より実施している。

今後とも、ひろしまアダプト活動支援事業により認定団体を積極的に支援し、地域での行政と住民との協働体制づくりを推進する。（平成 24 年度末現在認定団体数 282 団体）

7 水 防

気象台から大雨警報、高潮警報、洪水警報、津波警報が発せられた場合、国土交通省及び広島県が気象台と共同で洪水警報を発した場合、その他知事が必要と認めたときは、土木局に水防県本部を、また各建設事務所（支所）及び広島港湾振興事務所に水防地方本部（水防県本部及び各水防地方本部にはその内部組織として、それぞれ庶務班、資材班、情報連絡班、水防対策班を置く。）を設置し、洪水又は高潮に対し、水災を警戒し、防御し、これによる被害の軽減に努めている。

(1) 水防活動

市町の水防活動の指針となる県水防計画を毎年見直し、情報連絡体制や重要水防箇所への周知を図っている。平成25年度の重要水防箇所は次のとおりである。

区分	所轄事務所数	重要水防箇所		備考	
		箇所数	延長 (km)		
直轄管理	3	(199)	376	183.90	()は、工作物を重要水防箇所に指定したもので、外書き
県管理	10		353	454.74	
合計	13	(199)	729	638.64	

※重要水防箇所には、海岸も含む。

(2) 洪水予報の運用開始

平成13年の水防法の改正により、県と気象台が共同で洪水予報を行うことができるようになったことを受け、平成16年度より沼田川、黒瀬川において洪水予報を開始し、引続き、迅速な水防活動や、住民の避難を支援していく。

【経緯及び概要】

平成13年度～平成15年度 洪水予測システムの構築

平成16年度 洪水予報河川の指定及び洪水予報の開始

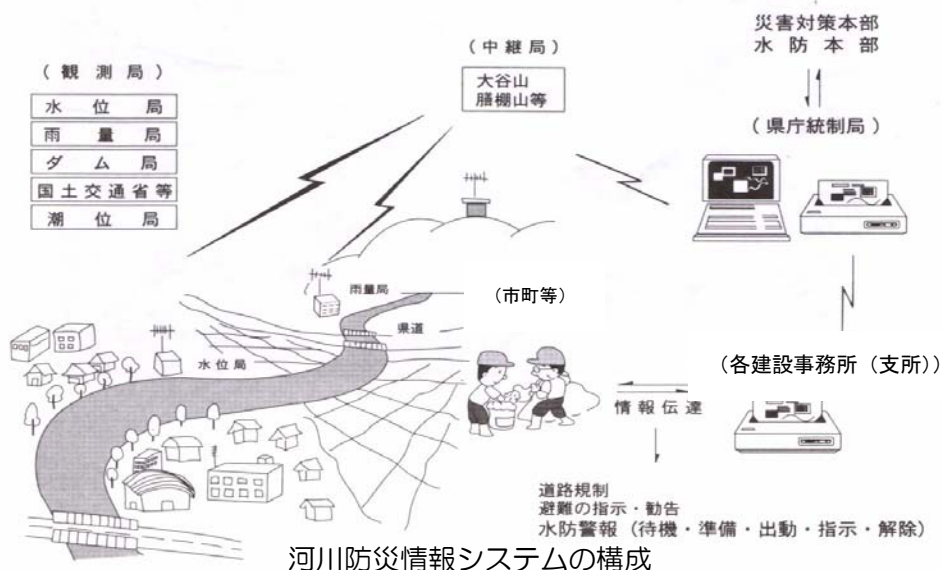
洪水予報河川	洪水予報指定区間
沼田川	河口 ～ 三原市本郷町船木
黒瀬川	河口 ～ 二級ダム

(3) 河川防災情報システムの活用

災害の原因となる雨量・水位等水防情報の収集、伝達、処理は従来から人の作業に頼っており、多大な時間と労力を要していた。

迅速・的確な情報連絡体制の確立が緊急の課題となり、主要河川における水防情報収集の自動化及び情報処理の機械化を実施することとし、水防テレメータシステムを整備した。

平成22年度からは、従来の水防テレメータシステムを統合し、後継となる広島県河川管理情報システムの構成要素の一つである河川防災情報システムへ移行し、防災情報の充実を図っている。



8 ダムの概要

近年、県民を洪水災害から守るための抜本的な治水対策並びに安定的かつ安全で良質な水の供給に適切に対応できる水資源の確保が強く望まれている。

こうした観点から、現在建設中のダムの早期完成を図るとともに、地域に密着した局地的な水源確保に効果的な生活貯水池の建設事業を推進する。

一方、ダム建設に伴い著しい影響を受ける地域については、その影響を緩和するため、水源地域の整備計画の作成やその実施に努めるとともに、関係住民の生活再建策を講じている。

また、既設ダムについては、その機能が十分発揮できるよう適正な管理に努めるとともに、親しまれるダム湖の創出を目指して、ダム貯水池の景観保全や貯水池内の水質保全対策の推進を図る。

(1) 広島県のダム（国土交通省所管）

種別	ダム名	事業者	水系及び河川名	位置	目的	型式	ダムの諸元					目的の主な内容		施工年度	総事業費(百万円)
							堤高(m)	堤頂長(m)	集水面積(km ²)	総貯水量(千m ³)	有効貯水量(千m ³)	洪水調節量(m ³ /S)	開発水量(m ³ /日)		
既設ダムのダム	二級ダム	広島県	黒瀬川	呉市郷原町	I.P.W	重力式コンクリート	32.0	89.0	232.0	1,295	932	—	12,000	S16～S18	1.02
	小瀬川ダム	広島県山口県	小瀬川	廿日市市浅原 岩国市美和町	F.I.P	〃	49.0	158.0	135.0	11,400	9,900	990→400	78,000	S31～S39	1,820
	椋梨ダム	広島県	沼田川 椋梨川	東広島市河内町	F.I.P.W	〃	39.5	213.4	160.0	7,540	6,270	640→415	170,000	S35～S43	2,030
	土師ダム	国土交通省	江の川	安芸高田市 八千代町	A.F.I.P.W.N	〃	50.0	300.0	307.5	47,300	41,100	1,900→800	300,000	S41～S48	10,010
	高瀬堰	〃	太田川	広島市安佐北区 〃 安佐南区	F.W	可動堰	5.5	273.0	1,480.0	1,980	1,780	7,500 (計画高水流量)	164,000	S45～S50	5,785
	芦田川河口堰	〃	芦田川	福山市箕島町 〃 水呑町	F.I	〃	6.0	450.0	870.0	5,460	4,960	3,000 (計画高水流量)	170,000	S44～S55	15,100
	魚切ダム	広島県	八幡川	広島市佐伯区	F.W.P.N	重力式コンクリート	79.8	255.0	38.4	8,460	7,840	420→60	73,000	S46～S56	16,900
	弥栄ダム	国土交通省	小瀬川	大竹市前飯谷 岩国市小瀬	F.I.W.P.N	〃	120.0	540.0	301.0	112,000	106,000	2,600→900	181,000	S46～H2	110,000
	八田原ダム	〃	芦田川	世羅郡世羅町 府中市諸毛町	F.I.W.N	〃	84.9	325.0	241.6	60,000	57,000	1,250→500	170,000	S48～H9	108,000
	温井ダム	〃	太田川 滝山川	山県郡 安芸太田町	F.W.P.N	アーチ式コンクリート	156.0	382.0	253.0	82,000	79,000	2,900→1,100	300,000	S49～H13	175,000
	山田川ダム	広島県	芦田川 山田川	世羅郡世羅町	F.W.N	重力式コンクリート	32.1	204.8	5.6	700	590	50→8	1,000	H2～H17	8,060
	灰塚ダム	国土交通省	江の川 上下川	三次市三良坂町	F.W.N	〃	50.0	196.6	217.0	52,100	47,700	1,150→400	15,000	S49～H18	180,000
	福富ダム	広島県	沼田川	東広島市福富町	F.W.N	〃	58.0	292.0	53.8	10,900	9,800	290→90	20,000	S50～H21	37,070
	野間川ダム	広島県	芦田川 野間川	尾道市御調町 三原市久井町	F.W.N	〃	31.5	112.6	4.4	560	494	45→20	1,750	H5～H24	5,800
	治水ダム	野呂川ダム	広島県	野呂川	呉市安浦町	F.N	〃	44.8	170.0	13.0	1,700	1,200	300→110	—	S44～S50
御調ダム		〃	芦田川 御調川	尾道市御調町	F.N	〃	53.1	206.2	54.0	5,040	4,500	260→110	—	S48～S63	13,900
四川ダム		〃	芦田川 四 川	福山市加茂町	F.N	〃	58.9	251.0	9.0	1,650	1,550	70→15	—	S49～H17	22,250
梶毛ダム		〃	八幡川 梶毛川	広島市佐伯区	F.N	〃	49.0	225.6	3.5	1,060	930	50→5	—	S63～H20	16,950
仁賀ダム		〃	賀茂川	竹原市仁賀町	F.N	〃	47.0	154.0	10.5	2,710	2,500	95→25	—	S45～H23	20,200
建設中のダム	多目的ダム	〃	江の川 大戸川	庄原市川西町	F.W.N	〃	42.0	118.5	4.2	701	638	23→4	4,150	H12～H27	5,960

(注) F：治水，I：工水，W：上水，P：発電，A：農水，N：不特定

9 ダムの整備方針

集中豪雨などの洪水による災害から県民の生命と財産を守り、県土の保全を図るとともに、既得取水の安定化、河川環境の保全や、水道用水を確保するため、現在建設中の治水・多目的ダム（生活貯水池）の早期完成を図る。

このため、庄原ダムの建設を推進する。

10 補助ダム建設事業

庄原ダム（多目的）建設事業（生活貯水池）

事業主体：広島県

事業期間：平成12～平成27年度（予定）

事業箇所：庄原市川西町

概要：重力式コンクリートダム

堤高42.0m、堤頂長118.5m、総貯水量701千 m^3 、有効貯水量638千 m^3

平成25年度事業内容：ダム本体工事、取水放流設備工事、付替道路工事、水文調査、諸調査経過及び概要：平成12年4月 建設工事着手

平成19年12月 庄原ダム建設事業に伴う損失補償基準確認書調印

区 分	事業費（百万円）
総 事 業 費	5,960
平成24年度まで	3,301
平成25年度	1,000

11 水源地域の整備計画

ダム建設により、水源地域の生産機能及び生活環境等に著しい影響が生じることが予想されるが、その影響を緩和するため、県は、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第113号。以下「水特法」という。）に基づき直轄、補助ダムについて、関係市町長の意見を聞き、交通施設、生活環境、産業基盤等の整備計画を作成し、関係住民の生活の安定と福祉の向上に努めている。

○ 平成24年度までの整備計画告示ダム

直 轄 ダ ム			補 助 ダ ム		
弥 栄 ダ ム	水特法適用	S50年11月告示	仁 賀 ダ ム	水特法適用	H6年4月告示
八 田 原 ダ ム	水特法適用	S57年3月告示	福 富 ダ ム	水特法適用	H9年4月告示
灰 塚 ダ ム	水特法適用	H4年3月告示			

12 ダムの維持管理等

(1) 県の管理ダム

県の管理に係る既設の多目的ダム及び治水ダムは、次のとおりである。

各ダムとも、ダム管理に必要な観測施設、通信警報施設及びデータ処理・操作設備等を設け、それぞれの操作規則（操作規程）に従ってダムを管理している。

ダム名	完成年月	管理所管	摘要
小瀬川ダム	昭和39年 6月	小瀬川ダム管理事務協議会 (小瀬川ダム管理事務所)	山口県と共同管理
棕梨ダム	昭和44年 3月	西部建設事務所東広島支所 (棕梨ダム管理事務所)	
野呂川ダム	昭和51年 3月	西部建設事務所呉支所 (野呂川ダム管理事務所)	
魚切ダム	昭和57年 3月	西部建設事務所 (魚切ダム管理事務所)	
御調ダム	平成元年 3月	東部建設事務所三原支所	
四川ダム	平成17年 1月	東部建設事務所	
山田川ダム	平成18年 3月	東部建設事務所三原支所	
梶毛ダム	平成20年 6月	西部建設事務所 (魚切ダム管理事務所)	
福富ダム	平成21年10月	西部建設事務所東広島支所 (棕梨ダム管理事務所)	
仁賀ダム	平成24年 3月	西部建設事務所東広島支所 (仁賀ダム管理事務所)	
野間川ダム	平成25年 6月	東部建設事務所三原支所 (野間川ダム管理事務所)	

(2) ダムの維持管理

既設ダムについては、その機能が十分発揮できるよう適正な管理に努めると共に、老朽化に伴う管理設備の改良・更新を図る。

ア 野呂川ダム情報基盤総合整備事業

老朽化の著しい管理設備の改良・更新を実施する。

事業主体：広島県

事業期間：平成25～平成27年度

事業箇所：呉市安浦町中畑

概要：ダム管理用制御処理設備，通信設備，
観測設備更新

区分	事業費（百万円）
総事業費	401
平成25年度	37
平成26年度以降	364

※この内、広島県の事業費は1/2

平成25年度事業内容：ダム管理用制御処理設備設計，観測設備の更新

イ 福富ダム堰堤改良事業

水力エネルギーの適正利用及びダム管理の合理化を図る。

事業主体：広島県

事業期間：平成25～平成27年度

事業箇所：東広島市福富町久芳

概要：ダム管理用水力発電設備設置

区分	事業費（百万円）
総事業費	382
平成25年度	20
平成26年度以降	362

※この内、広島県の事業費は6/10

平成25年度事業内容：ダム管理用水力発電設備実施設計

＝ 第 3 章 砂防・地すべり・急傾斜地 ＝



急傾斜地崩壊対策事業（呉市西谷町 西谷町 7 地区）

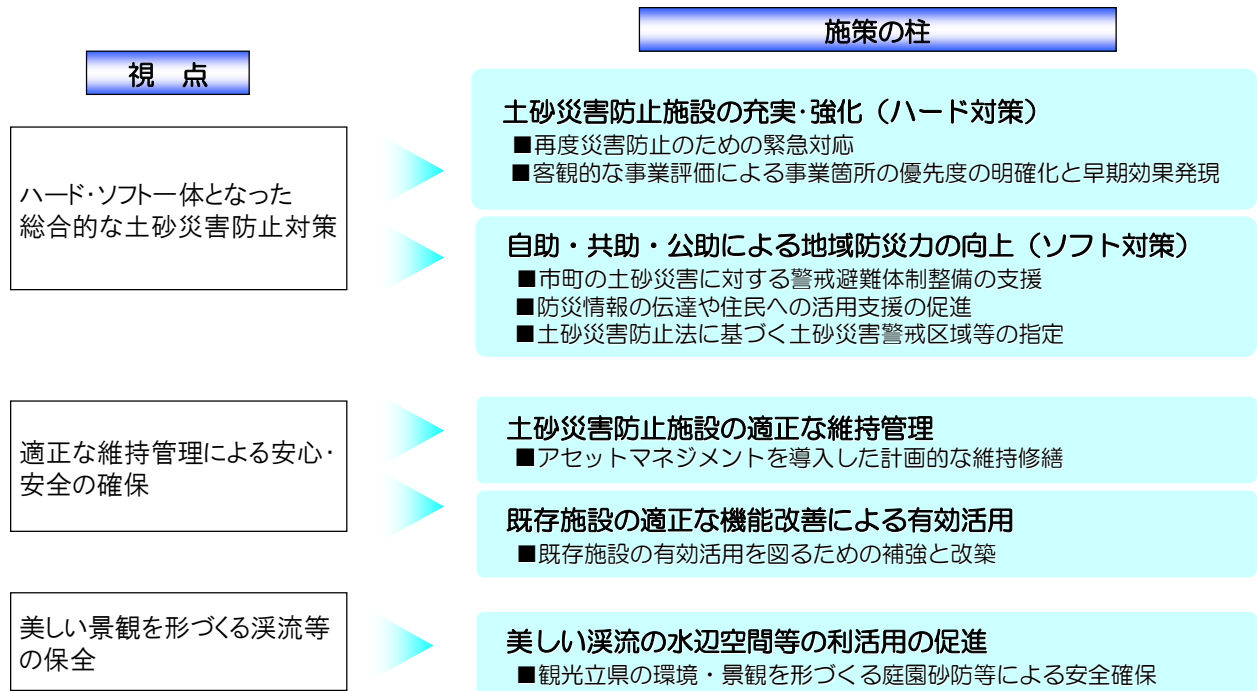
1 砂防事業の概要と整備方針

広島県は、県土の約7割が山地であり、水分を含むと脆弱で崩壊し易い風化花崗岩（マサ土）と流紋岩が広く分布しているため、長雨や集中豪雨による甚大な土砂災害の被害を何度も受けてきた。

これらの災害を教訓とし、「ひろしま砂防アクションプラン」に沿って、ハード・ソフト一体となった総合的な土砂災害対策の推進を行っているところである。

(1) ひろしま砂防アクションプランの概要

① 基本方針



② 計画期間

平成23年度～平成25年度（3年間）

(2) 事業の概要

① ハード対策

(ア) 砂防対策

重要水系の治水機能を維持するため、水源地域の保全を図る荒廃対策、県民の生命及び財産の安全を確保するための土石流対策を基本とし、明治30年に「砂防法」が施行された。

本県には、9,964の土石流危険溪流があるが、このうち県の整備計画に基づき、平成24年度末までに1,855溪流を砂防指定地として指定し、効率的かつ重点的に堰堤及び護岸等の砂防設備を整備している。

(イ) 地すべり対策

土地の一部が地下水等に起因してすべり、人家・農耕地・道路・河川及び橋梁等に被害を与えている。この地すべり対策として昭和33年に「地すべり等防止法」が施行された。

本県には、80の地すべり危険箇所があるが、このうち平成24年度末までに地すべり防止区域として指定済の28箇所に対し、集水ポーリング等の地すべり防止施設を整備している。

(ウ) 急傾斜地対策

一瞬にして人命及び財産を奪うがけ崩れ災害から国民の生命を保護するため、昭和44年に「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が施行された。

本県には、21,943の急傾斜地崩壊危険箇所があるが、このうち平成24年度末までに急傾斜地崩壊危険区域として指定済の2,038箇所に対し、法枠等の急傾斜地崩壊防止施設を整備している。

(エ) 雪崩対策

雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を対象とした制度として、雪崩対策事業が創設され、昭和60年度から実施されている。

本県には、336の雪崩危険箇所があり、4箇所が整備済みとなっている。

② ソフト対策

土砂災害から国民の生命、身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規宅地開発の抑制等を目的とする「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を推進しており、平成24年度末までに14市3町において10,686箇所を指定している。

また、土砂災害への備えや警戒・非難に役立てるため、雨量情報、土砂災害警戒情報、土砂災害危険箇所及び警戒区域等の情報を、インターネットやメール通知サービスにより提供している。

③ 直轄砂防事業

平成13年度から広島西部山系において、国（国土交通省）が事業を実施している。

(3) 区域の概況

(H25.4.1現在)

区分 事務所 (支所)	砂防指定地				地すべり防止区域			急傾斜地崩壊危険区域			土砂災害警戒区域等							
	指定 渓流数	指定 面積 (ha)	指定 延長 (km)	危険 渓流数	指定 箇所数	指定 面積 (ha)	危険 箇所数	指定 箇所数	指定 面積 (ha)	危険 箇所数	土石流		急傾斜		地すべり		合計	
											警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域
西部	487	3,647.1	640.4	3,262	2	20.1	9	556	328.6	5,027	576	457	1,373	1,305	0	0	1,949	1,762
呉 (支所)	274	841.2	218.1	798	0	0	0	743	481.0	2,086	666	539	927	847	0	0	1,593	1,386
廿日市 (支所)	151	779.1	190.4	575	1	52.1	6	132	85.7	1,021	340	298	409	399	2	0	751	697
安芸太田 (支所)	126	1,433.4	232.6	420	3	17.0	11	55	83.5	914	461	384	692	686	0	0	1,153	1,070
東広島 (支所)	192	1,710.1	259.6	916	1	10.0	1	180	181.4	2,865	653	552	752	724	0	0	1,405	1,276
東部	139	3,182.1	187.1	1,227	8	126.3	15	128	99.4	3,068	368	322	860	832	0	0	1,228	1,154
三原 (支所)	244	2,277.7	346.2	1,357	3	25.8	7	187	135.5	3,638	522	418	865	840	0	0	1,387	1,258
北部	129	716.7	191.3	515	1	5.1	2	33	28.8	1,300	226	203	311	308	0	0	537	511
庄原 (支所)	117	892.7	187.3	894	9	283.1	29	24	30.4	2,024	256	222	427	423	0	0	683	645
計	1,855	1,548.0	2,453.0	9,964	28	539.5	80	2,038	1,454.3	21,943	4,068	3,395	6,616	6,364	2	0	10,686	9,759

※ 渓流が複数の建設事務所（支所）管内にまたがる場合があるため、計は各建設事務所（支所）の合計に一致しない。

2 平成 25 年度事業の内容

(単位：千円)

事業名		事業種別	事業内容	予算額	
砂防事業	公	社会資本整備 総合交付金 (防災・安全交付金)	土石流危険渓流のうち 58 渓流について、砂防設備の整備を行う。 ○災害関連対策 荒谷川(広島市, えん堤工) ○災害時要援護者関連施設対策 名免羅川(東広島市, 渓流保全工) ○既存施設を有効活用した砂防対策 郷川(竹原市, えん堤改築工) 土砂災害防止法に基づく基礎調査を行う。	2,094,200	
			砂防激甚災害対策特別緊急事業	○庄原地区の土砂災害対策 篠堂川(庄原市, えん堤工)ほか	479,850
			計		2,574,050
	単独	通常砂防事業	荒廃の著しい渓流の小規模流路工事,他事業関連(西部丘陵都市関連,ほ場整備事業関連,工業団地関連)を重点に局所的な砂防設備の整備を行う。	372,350	
		計		372,350	
		合計		2,946,400	
地すべり・急傾斜地崩壊対策事業	公	社会資本整備 総合交付金 (防災・安全交付金)	(地すべり対策) 地すべり危険箇所のうち4箇所について,防止施設の整備を行う。 ○渓流 女鹿平地区(廿日市市,抑制・抑止工) 土砂災害防止法に基づく基礎調査を行う。	103,500	
			(急傾斜地崩壊対策) 急傾斜地崩壊危険箇所のうち 77 箇所について,防止施設の整備を行う。 ○公共関連 筒瀬 248 地区(広島市,擁壁工) ○一般 宮原1丁目 70 地区(呉市,法枠工) 土砂災害防止法に基づく基礎調査を行う。	2,420,000	
			計	2,523,500	
	単独	地すべり対策事業	小規模な排水工事,擁壁工事等の緊急な整備を行う。	9,500	
		急傾斜地崩壊対策事業	市町施行事業に対する工事費の補助	376,500	
		計	386,000		
	合計		2,909,500		

3 砂防等の維持管理

本県では、現在、砂防法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、平成 24 年度末までに砂防指定地 1,855 溪流及び急傾斜地崩壊危険区域 2,038 箇所を指定しているが、この各指定地内の管理にあたっては、標識・標柱を設置し、区域を明確にするとともに、有害行為の取締り、パトロールの強化及び警戒避難体制の整備等を行っている。また、未指定地の指定の促進や推進に鋭意努力している。

また、砂防設備及び急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕についても、緊急度の高いものから計画的に実施している。

なお、急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕のうち土砂の除去や標識の補修や更新等については、要望のある市町に対し事務を移譲する。

平成 25 年度砂防等維持修繕関係予算

(単位：千円)

区 分	種 別	事 業 内 容	予 算 額
砂 防 維 持 修 繕 費	維 持 補 修	砂防設備の補強・補修 除石	453,440
	公 物 管 理 等	標識・標柱設置 公物管理 (境界杭等)	
急 傾 斜 維 持 修 繕 費	維 持 補 修	施設の補修 土砂の除去	187,169
	点 検 調 査	施設の点検調査	
	公 物 管 理 等	標識・標柱設置	

第4章 海岸



港湾海岸保全施設整備事業 広島港宇品地区（広島市）

1 海岸の概要

本県の海岸総延長は1,128kmで、このうち海岸法（昭和31年法律第101号）の規定に基づき597kmが海岸保全区域に指定されている。内訳は、国土交通省（水管理・国土保全局）所管区域62km、国土交通省（港湾局）所管港湾区域360km※、農林水産省（水産庁）所管漁港区域83km及び農林水産省（農村振興局）所管区域が96km※である。

海岸の整備は、高潮・波浪又は地盤変動による災害から、県民の生命と財産を防護するため、未整備海岸及び老朽化の著しい護岸、堤防の整備を重点的に促進するとともに潤いのある海岸環境を創出するため、周辺の景観や自然資源との調和を図りながら海岸環境の整備を推進する。

また、平成11年の海岸法改正を受けて、従来の防護に加えて、環境、利用の調和のとれた総合的な海岸の整備、保全及び適正な管理の推進を図るため、広島沿岸海岸保全基本計画を平成14年9月に策定した。

（※ 重複区間を含む。）

(1) 海岸の管理区分

種別	管理者	指 定	広 島 県
国土交通省海岸（水管理・国土保全局）		海岸保全区域の指定は知事	土木局
〃（港湾局）			〃
農林水産省海岸（水産庁）			〃
〃（農村振興局）			農林水産局

(2) 海岸の現況

（単位：km）

所管省庁	海岸線延長	要保全延長	海岸保全区域指定済延長
総 数	1,128.401	733.930	596.511
国土交通省 （水管理・国土保全局）	302.831	137.051	62.005
〃 （ 港 湾 局 ）	572.550 (4.594)	399.390 (4.594)	360.404 (4.594)
農 林 水 産 省 （ 水 産 庁 ）	161.560	106.239	82.852
〃 （ 農 村 振 興 局 ）	96.054 (4.594)	95.844 (4.594)	95.844 (4.594)

（注）平成24年度（版）海岸統計基礎資料による。

（ ）は、港湾局と農村振興局の重複区間で内数である。

2 海岸の整備方針

平成23年度に策定した「ひろしま海岸整備プラン」に基づき、高潮、波浪及び津波等による災害から県民の生命と財産を防護し、県土の保全を図るため、海岸保全施設の整備を進める。

【ひろしま海岸整備プラン】

「ひろしま海岸整備プラン」は、本県の目指す将来像を示した「ひろしま未来チャレンジビジョン」及びこれを実現するための「社会資本未来プラン」「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」に基づき、計画的に海岸事業を推進するための実施計画である。

計画期間：平成23（2011）年度～平成27（2015）年度（5年間）

投資予定額：概ね120億円

3 平成25年度事業の内容

(単位：千円)

事業名		区分	予 算 額	対前年伸率	説 明
公	国土 保全 高	水管理・ 高潮対策事業	161,000	76.3%	泊海岸(尾道市)など2海岸の護岸工事等
		計	161,000	76.3%	
	港 湾 局	港湾海岸保全施設事業	1,791,000	103.7%	広島港(広島市)など14港の堤防、 護岸の改良、補強工事等
		海岸堤防等老朽化 対策緊急事業	136,000	212.5%	福山港(福山市)など2港の護岸の老朽化 調査、対策計画策定及び対策工事
		計	1,927,000	107.6%	
	共 水 産 庁	高潮対策事業	210,000	142.9%	横田漁港(福山市)の離岸堤等整備
海岸堤防等 老朽化対策事業		84,000	42.1%	地御前漁港(廿日市市)など2漁港の護岸の 老朽化対策工事	
計		294,000	84.85%		
合	計	2,382,000	101.4%		

4 海岸の維持管理

県内の海岸保全区域に指定されている597kmの海岸のうち、土木局が所掌する国土交通省(水管理・国土保全局、港湾局)所管及び農林水産省(水産庁)所管の計505kmについて、護岸や防潮扉の計画的な修繕や管理・操作を行い、海岸保全施設の機能を維持する。

また、海岸保全区域はもとより、それ以外の公共の海岸である一般公共海岸区域についても、海岸の適正な利用の促進と、海岸環境の保全を図り、海岸の多様な機能が十分発揮されるよう管理する。

平成25年度海岸維持修繕実施計画

(単位：千円)

区 分	種 別	予 算 額	対前年当初伸率
国土交通省(水管理・国土保全局) 海岸維持修繕費	海岸保全施設の機能維持	102,142	100.0%
国土交通省(港湾局) 海岸維持修繕費	〃	627,770	100.0%
農林水産省(水産庁) 海岸維持修繕費	〃	77,220	100.0%

注：国土交通省(港湾局)海岸維持修繕費は、港湾維持修繕費を含めた額である。

注：農林水産省(水産庁)海岸維持修繕費は、漁港維持修繕費を含めた額である。

第5章 空港



広島空港（三原市）

1 広島空港の概要

(1) 広島空港の現状

広島空港は、3,000mの滑走路、9つのスポットを有するエプロンや最新鋭の設備とともに、31,000㎡の旅客ターミナルビル、3,900㎡の貨物ターミナル施設などを備えた中国・四国地方最大の空港である。

航空路線としては、旅客数が全国で6番目の東京線をはじめとする、国内定期路線5路線と、アジア・太平洋地域8都市につながる国際定期路線6路線を有している。国際定期路線は、全国第8位である週36便のネットワークを誇り、ソウル、上海、台北にデイリーでアクセスが可能である。

今後も広島空港は中国・四国地方の地域拠点空港として、広島県及び近隣地域の国際化と地域振興に大きく寄与するものと期待されており、引き続き利便性の向上や機能の一層の充実に努める。

[広島空港の概要]

設置管理者	国土交通大臣			
飛行場の種類	空港法第4条第1項第5号に掲げる空港			
供用開始日	平成5年10月29日（3,000m滑走路供用：平成13年1月25日）			
施設	告示年月日	平成12年12月28日（運輸省告示414号）		
	管理面積	1,948,484㎡		
	基本施設 (ターミナル拡張計画を含む。)	着陸帯	長さ	3,120m×幅 300m
		滑走路	長さ	3,000m×幅 60m
		誘導路	総延長	3,290m
エプロン		120,300㎡（サブターミナルを含む。）		
概要	航空灯火	進入灯,進入角指示灯,中心線灯,滑走路灯,誘導路灯,エプロン照明灯等		
	通信施設	遠隔空港対空通信施設,飛行場情報放送業務施設		
	航空保安無線施設	ILS（計器着陸装置）,ASR（空港監視レーダー）,SSR（二次監視レーダー）,VOR/DME（超短波全方向無線標識装置/距離測定装置）		
	気象観測施設	滑走路視距離測定器,風向風速観測装置,雲高測定器等		
飛行場運用時間	14時間（利用時間：7時30分から21時30分まで）			

(2) 広島空港計器着陸施設高度化（CAT-III a）整備事業

広島空港は、季節により霧、雲に覆われることが多く、視程不良による欠航、ダイバート（目的外空港への着陸）、遅延等が発生しており、その改善が強く求められてきた。

このため、平成15年度に国土交通省の事業として計器着陸施設の高度化事業が新規採択され、平成16年度から本格的に工事着手し、平成20年6月に運用を開始した。また、平成21年6月からより高度なCAT-III bに移行し運用を開始した。

(3) アクセスの充実

広島空港へのアクセスとして、広島、三原、福山からリムジンバスが、JR白市駅から空港連絡バスが、竹原からは乗合タクシーが運行されている。

また、平成10年末から山陽自動車道高坂パーキングエリア内の高坂バスストップでの福山リムジンバス乗り換えにより、甲奴、府中、尾道・因島、今治方面からバスによる空港アクセスが可能となっている。

更に、平成25年3月31日から「平和大通り線」(広島バスセンターから延伸)が、7月1日からエアポートバス「呉広島空港線」が運行を開始し、7月20日からはJR白市駅の空港連絡バス多頻度運行社会実験(平成26年3月29日まで)を実施する。

(4) 航空路線の拡充

広島空港は、平成5年の開港以来、中国・四国地方の地域拠点空港として着実に成長している。

引き続き、東京線の輸送力増強や国内地方間路線の維持・拡充を働きかけるとともに、アジア・太平洋地域等への国際航空ネットワークの充実に向けた取組みを積極的に展開していく。

また、欧米・オセアニア方面については、成田、ソウル、上海、台北など国際ハブ空港からのネットワークを利用した国際線乗り継ぎの利便性強化を図る。

(5) エアカーゴ対策の推進

広島空港は、中国地方の中央部に位置しており、山陽自動車道に直結するなど、貨物の流通拠点としてのポテンシャルを有している。

今後、既設路線の輸送力の増強(増便・機材の大型化)や新規路線の開設に合わせて、広島空港への集荷促進対策を推進する。

(6) 空港の振興

官民一体となって空港の振興策を推進するため、平成6年3月に設立した広島県空港振興協議会(会長:広島県商工会議所連合会会頭、構成:県、市町、経済団体等)を中心に、就航路線の利用促進や路線誘致などの活動を展開する。

(7) 平成25年度事業の内容

(単位:千円)

区 分	予 算 額	事 業 内 容
直轄空港建設費等負担金	98,000	広島空港の施設更新, エプロン拡張 等
空港関連施設等管理費	8,767	周辺県有地の管理 等
空港周辺対策事業	29,765	空港周辺の環境対策 等
空港県営駐車場管理費	32,921	空港県営駐車場の管理
広島空港アクセス性向上対策事業	37,081	JR山陽本線を活用したアクセス改善策の実施
インバウンド強化事業	49,398	インバウンドチャーター便及び国際定期路線拡充支援
広島空港ネットワーク充実事業	36,570	官民一体による利用促進, 新規路線の誘致活動 等
空港振興事業	16,600	
合 計	309,102	

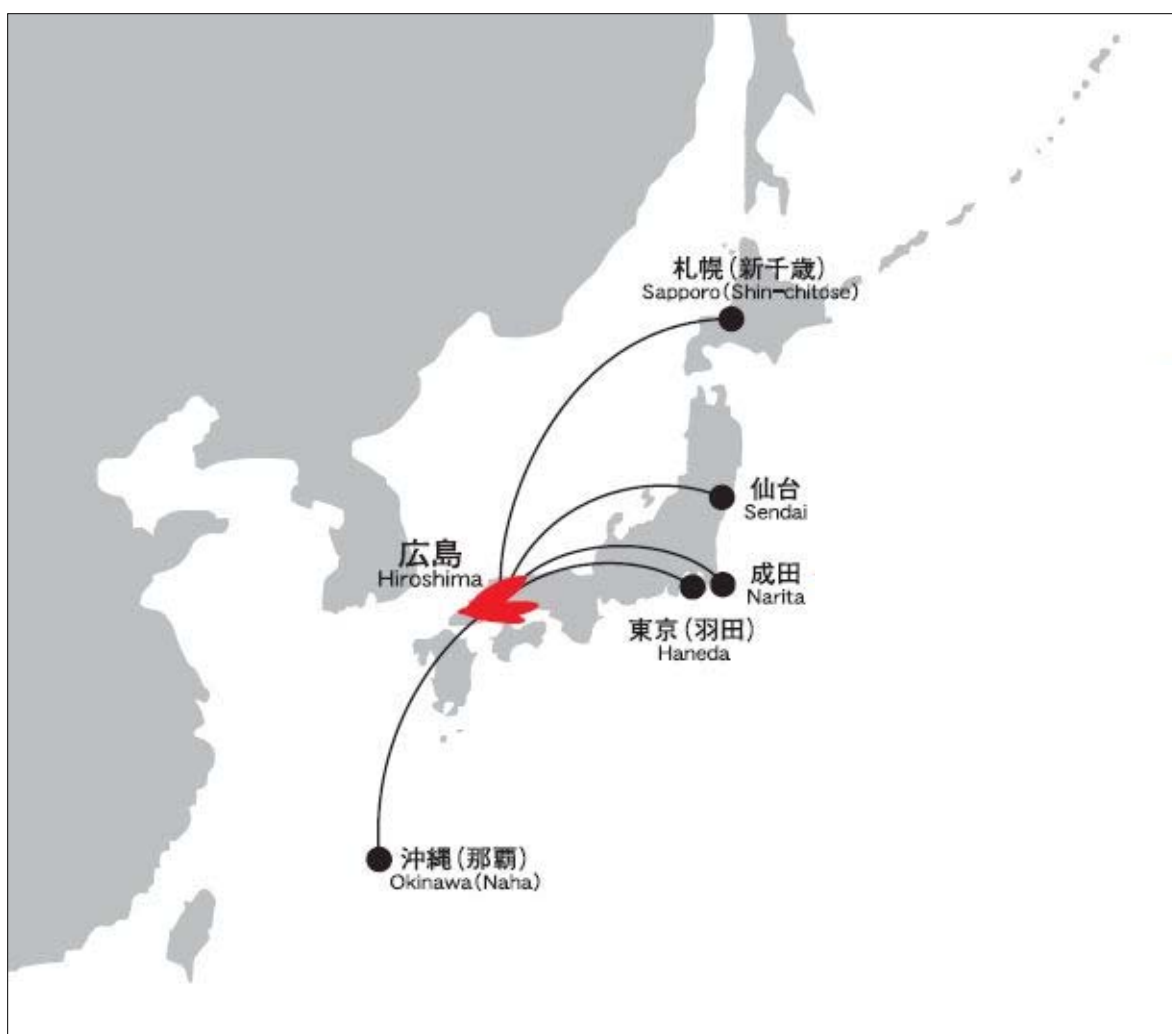
(参考) 広島空港の定期航空路線の概要

(1) 国内定期路線の現況

(H254.1 現在)

地域	路線	航空会社	便数/日	使用機材	平成24年度旅客数	備考
北海道	札幌 (新千歳)	全日本空輸	2	A320(166席)	102,200人	S61. 3. 1~
		日本航空		B737-800(165席)		H 8. 8. 2~
東北	仙台	IBEXエアラインズ (全日本空輸)	2	CRJ700(70席) CRJ(50席)	41,682人	H 4.10.25~
東京	成田	IBEXエアラインズ (全日本空輸)	2	CRJ(50席) CRJ700(70席)	51,433人	H15. 8. 1~
		全日本空輸		A320(166席)		H25. 3. 31~
	東京 (羽田)	全日本空輸	16	B777-200(405席) B767-300(270席)	1,952,951人	S37.10.14~
日本航空	B737-800(165席, 176席) B787-8(264席)	H2. 7. 21~ (S63. 7. 23~)				
沖縄	那覇	全日本空輸	1	B767-300(270席)	155,229人	S61. 4.26~
チャーター便					759人	-----
計	5路線	3社	1日 23便		2,304,254人	-----

国内航空路線図



(2) 国際路線の現況

(H25. 4. 1 現在)

国・地域	路線	航空会社	便数/週	使用機材	平成24年度旅客数	備考
韓国	ソウル	アジアナ航空 (全日本空輸)	9	A321(177席)	102,107人	H3. 6.21～
中国	大連・北京	中国国際航空 (全日本空輸)	5	B737-800(157席) B737-700(124席)	40,338人	H10. 2.26～
	大連・天津	中国南方航空	3	A319(121席)	9,993人	H15. 4. 1～ (H23. 3. 29～ 天津延伸) H24. 10運休
	上海・成都	中国東方航空 (日本航空)	上海10 成都7	A320(156席) A319(120席)	81,393人	H8. 2. 6～ (H23. 7. 22～ 成都延伸)
台湾	台北	チャイナエアライン	7	B737-800(158席)	86,839人	H16. 6. 2～
ミクロネシア	グアム	ユナイテッド航空 (全日本空輸)	2	B737-700(124席) B737-800(155席)	16,216人	H17. 4. 7～
<定期便計>	6路線	8社	週36便	—————	336,886人	
チャーター便					9,927人	—————
<国際線合計>					346,813人	—————

国際線航空路線図



2 広島ヘリポートの概要

(1) 広島ヘリポートの管理・運営

平成 22 年 10 月 30 日の定期路線の撤退により、小型機専用飛行場として運営していた広島西飛行場を平成 24 年 11 月 15 日付で廃止、同日付けで広島ヘリポートとして供用開始し、ヘリコプター運航及び利用者の安全確保に必要なサービスを行っている。

なお、広島西飛行場の範囲でヘリポートを供用開始した後、段階的にヘリポート区域を縮小し、広島市消防等が移転する平成 26 年春を目処に最終形へ移行する予定としている。

[広島ヘリポートの概要]

設置管理者	広島県		
空港等の種類	陸上ヘリポート（公共用）		
供用開始日	平成 24 年 11 月 15 日		
施設概要	管理面積	344, 225㎡（平成 25 年 4 月 22 日告示）	
	基本施設	着陸帯	長さ 35m, 幅 30m
		誘導路	長さ 28m, 幅 9m
		エプロン	20, 574㎡, スポット 14
	航空灯火	飛行場灯台, 誘導路灯, 風向灯, 境界灯, 境界誘導路灯	
	通信施設	対空通信施設一式	
気象観測施設	風向風速観測装置, 雲高測定器等		
運用時間	10時間30分（利用時間：8時30分から19時00分まで）		

(2) 平成 25 年度の事業内容

（単位：千円）

区 分	予算額	事業内容
広島ヘリポート管理費	212, 451	ヘリポートの管理・運営等
広島ヘリポート整備事業	305, 879	ヘリポート区域縮小工事等
計	518, 330	

第6章 港湾・漁港



巖島港胡町地区 3号栈橋 (廿日市市)

1 港湾の概要

(1) 港湾数

瀬戸内海に面し、大小130余の島々が散在する本県は、全国第6位の44港(国際拠点港湾1港、重要港湾3港、地方港湾40港)の港湾を擁し、うち県管理港湾は27港(国際拠点港湾1港、重要港湾2港、地方港湾24港)を数える。

区 分	県管理港湾	市町管理港湾	計	備 考
国際拠点港湾	1	—	1	平成23年 特定重要港湾から国際拠点港湾へ港格の見直し (港湾法改正による)
重要港湾	2	1	3	
地方港湾	24	16	40	
合 計	27	17	44	

(2) 港湾施設一覧表 (港湾管理者分のみ)

ア 県管理港湾

港 湾 名	港格	所 在 地
広島港	国際拠点	広島市, 廿日市市, 海田町, 坂町
福山港	重要	福山市
尾道系崎港(尾道地区)	〃	尾道市
尾道系崎港(系崎地区)	〃	三原市
尾道系崎港(松永地区)	〃	福山市
国際拠点港湾及び重要港湾小計		3
横田港	地方	福山市
千年港	〃	〃
佐木港	〃	三原市, 尾道市
須波港	〃	三原市
土生港	〃	尾道市
重井港	〃	〃
中浜港	〃	〃
生口港	〃	〃
瀬戸田港	〃	尾道市, 三原市
忠海港	〃	竹原市
竹原港	〃	〃
川尻港	〃	呉市
木江港	〃	大崎上島町
鯨崎港	〃	大崎上島町
大西港	〃	大崎上島町
御手洗港	〃	呉市
蒲刈港	〃	〃
釣士田港	〃	〃
小用港	〃	江田島市
鹿川港	〃	〃
中田港	〃	〃
三高港	〃	〃
蔽島港	〃	廿日市市
大竹港	〃	大竹市
地方港湾小計		24
合計		27

イ 市町管理港湾

H25.4.1現在

港 湾 名	港格	所 在 地
呉港	重要	呉市
重要港湾小計		1
阿伏兔港	地方	福山市
福田港	〃	尾道市
棕浦港	〃	〃
安芸津港	〃	東広島市
吉悪港	〃	呉市
小用港	〃	〃
大迫港	〃	〃
袋の内港	〃	〃
大須港	〃	江田島市
津久茂港	〃	〃
鷲部矢の浦港	〃	〃
鹿田港	〃	〃
内海港	〃	〃
大柿港	〃	〃
波多見港	〃	呉市
奥の内港	〃	〃
地方港湾小計		16
合計		17

(3) 港湾の整備方針

平成 23 年度に策定した「広島県みなと振興プラン」に基づき、物流、人流及び生産活動の拠点として、また、潤いのあるウォーターフロント空間として、県民生活や産業活動に必要な港湾施設の整備を推進する。

また、これと併せて、港湾利用の増進を図るため、広島港・尾道糸崎港及び福山港を中心に、船舶・貨物の誘致活動、入港船舶の歓迎、ポートセールスミッション派遣などのポートセールス活動や広報を行う。

【広島県みなと振興プラン】

「広島県みなと振興プラン」は、本県の目指す将来像を示した「ひろしま未来チャレンジビジョン」及びこれを実現するための「社会資本未来プラン」に基づき、利用者の視点・ニーズに対応した、より一層のソフト・ハード両面の港湾機能の強化を推進するための実施計画である。
計画期間：平成 23（2011）年度～平成 27（2015）年度（5 年間）
投資予定額：概ね 3 2 0 億円

(4) 平成 25 年度事業の内容

(単位:千円)

事業名	事業種別	施行計画量等	予算額	
港湾事業	公共	港湾改修事業	広島港(広島市)など8港の防波堤、臨港道路等の工事	2, 184, 170
		港湾環境整備事業	尾道糸崎港(尾道市)など3港の緑地等の工事	272, 000
		港湾補修事業	福山港(福山市)など4港の岸壁等の補修工事	399, 500
		港湾整備交金事業	厳島港(廿日市市)など4港の浮棧橋、防波堤等の工事	1, 612, 000
		国直轄事業負担金(港湾事業)	広島港及び尾道糸崎港の航路等の国直轄事業負担金	[659, 000] 248, 890 []は直轄事業費
	計		4, 716, 560	
	単独	港湾改良事業	公共事業の補完整備や緊急に整備を要するものの工事を行う。	683, 160
維持	港湾維持修繕費	浮棧橋等の港湾施設及び護岸、堤防、防潮扉等の海岸保全施設の補修・点検等や沈没船処理等を行う	627, 770	

(単位:千円)

事業名	事業種別	施行計画量等	予算額		
港	市町工事受託費	江田島市からの受託事業として、小用港ウニシ地区の護岸工事を実施。	110,000		
	放置艇対策費 推進費	広島湾地域及び福山港地域における公有水面利用の適正化のため、広報, 指導, 強制撤去等を行う	10,070		
	港湾保安対策費	国際港湾施設の保安対策として警備・監視等を行う	115,386		
	港湾企画費	港湾統計調査・地方港湾審議会等に要する経費	4,933		
	港湾特別整備事業費 特別会計繰出金	放置艇対策等に資する一部繰出し	328,064		
	離島旅客上屋起債 償還金 繰出金	離島港湾の負担軽減を図る	7,559		
	計		576,012		
	湾	一般会計合計		6,603,502	
	事業	荷捌施設 整備事業	○ 広島港関係 ・ 出島地区 ・ 五日市地区	456,800 244,000 212,800	456,800
		広島港運営費	広島港の管理・運営に要する費用		1,331,559
尾道系崎港 運営費		尾道系崎港の管理・運営に要する費用		59,173	
福山港運営費		福山港の管理・運営に要する費用		210,007	
港湾振興事業		広島港, 福山港などのポートセールス活動等に要する費用		27,142	
造成地分譲促進事業		臨海土地造成地に係る分譲経費等に要する費用		59,544	
公債費		港湾施設整備等のために借り入れた県債を償還するための費用		12,837,621	
諸支出金		港湾整備事業基金積立金など		623,038	
特別会計合計			15,604,884		
合計			22,208,386		

(5) 主な港湾整備事業の概要

ア 国際拠点港湾広島港の整備

(ア) ねらい

国際物流・国際交流拠点を担う中核国際港湾として、必要な港湾施設の整備を行い、国際拠点港湾広島港のグローバルゲートウェイ機能を強化する。

(イ) 事業の概要

① 五日市地区港湾整備事業

広島都市圏西部の物流拠点として、多目的国際ターミナル等の整備を推進する。

《平成 25 年度》 臨港道路廿日市草津線等の整備を推進する。

② 廿日市地区港湾整備事業

LNG の安定的かつ安価な供給を実現するため、航路等を整備する。

《平成 25 年度》 航路等の整備を推進する。

③ 出島地区港湾整備事業

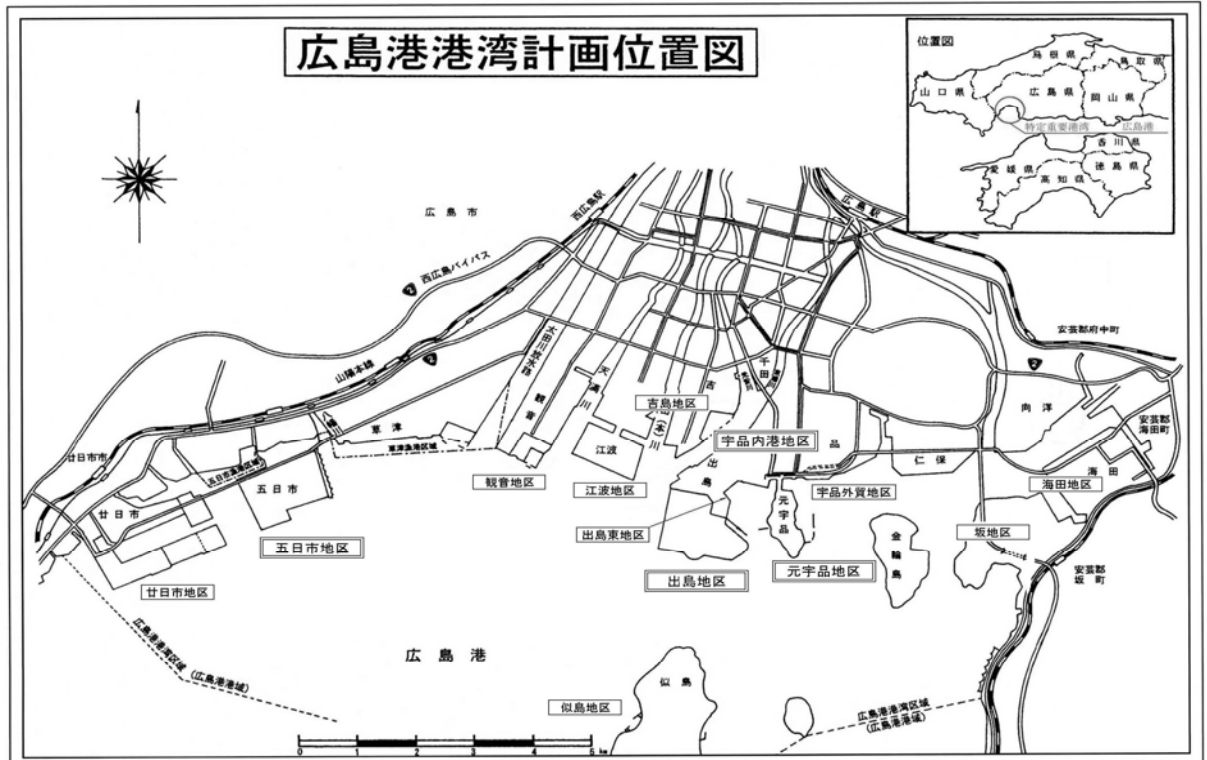
国際物流・交流拠点としての機能を強化するため、大型岸壁をはじめとする港湾施設や交流厚生用地等を整備する。

《平成 25 年度》 港湾関連用地、ふ頭用地等の整備を推進する。

(ウ) 平成 25 年度の予算額

(単位:千円)

区 分	事 業 内 容	予 算 額	備 考
出 島 地 区	県 事 業 港湾関連用地造成等	313, 000	
五 日 市 地 区	県 事 業 臨港道路等	1, 068, 970	
廿 日 市 地 区	直 轄 事 業 航路等	49, 725	県負担金 (事業費 221,000 千円)
そ の 他	県 事 業 防波堤等	615, 160	
計		2, 046, 855	



イ 重要港湾尾道糸崎港の整備

(ア) ねらい

尾道糸崎港は、県東部の物流・人流の拠点を目指し、輸入木材の取扱拠点港としての機能強化を図るとともにウォーターフロント空間の創出などの新たな要請に対応した施設整備を進める。

(イ) 事業の概要

① 機織地区港湾整備事業

西日本の輸入木材の拠点港として機能を強化するため、船舶の大型化へ対応した施設整備を進める。

《平成 25 年度》 大型船対応の泊地、航路の整備を推進する。

② 貝野地区港湾整備事業

県内の港湾整備事業により発生する浚渫土の処分用地の確保を図るとともに、公共岸壁の整備を行い物流機能の強化を図る。

《平成 25 年度》 港湾工事の円滑化を図るため浚渫土等の受入れ等を推進する。

③ 松浜地区港湾整備事業

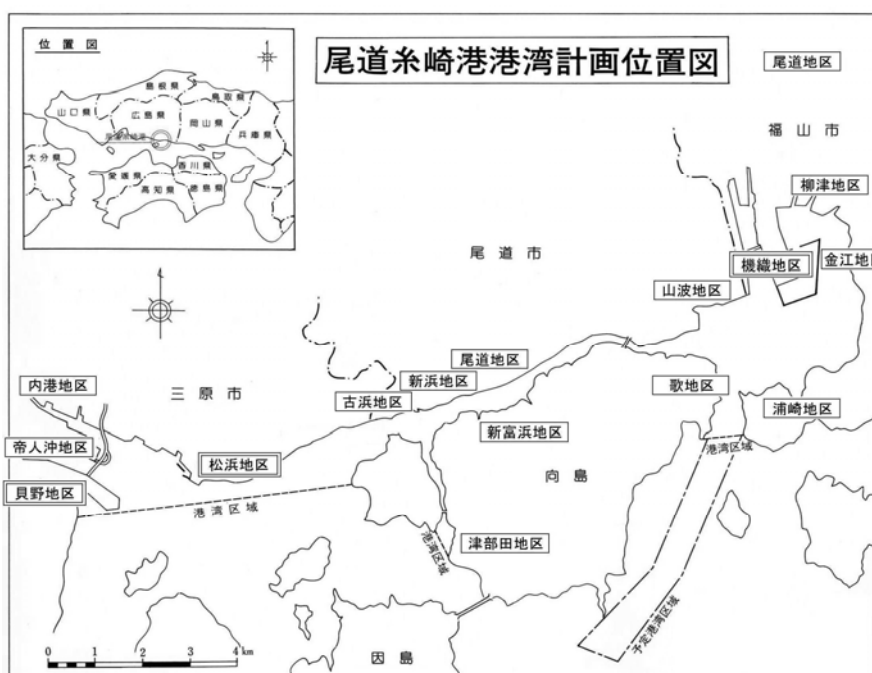
水産物等の物流機能の強化を図るとともに、快適な港湾空間を形成するため、小型船だまりや緑地等の整備を推進する。

《平成 25 年度》 小型船だまりの防波堤等の整備を推進する。

(ウ) 平成 25 年度の予算額

(単位：千円)

区 分	事 業 内 容	予 算 額	備 考	
機織地区	直轄事業	航路(−12m), 泊地(−12m)等	198,600	直轄事業の予算額は負担金(事業費は, 438,000千円)
	県事業	補修	103,000	
貝野地区	県事業	浚渫土受入等	249,000	
松浜地区	県事業	防波堤等	343,000	
その他	県事業	補修等	54,000	
合 計		947,600		



ウ 重要港湾福山港の整備

(ア) ねらい

広島県東部地域の物流，産業の拠点として，物流需要の増大，輸送の効率化等に対応するため，グローバルゲートウェイ機能の強化や航路機能の回復を推進するとともに，快適な港湾空間の形成を図る。

(イ) 事業の概要

一文字地区港湾整備事業

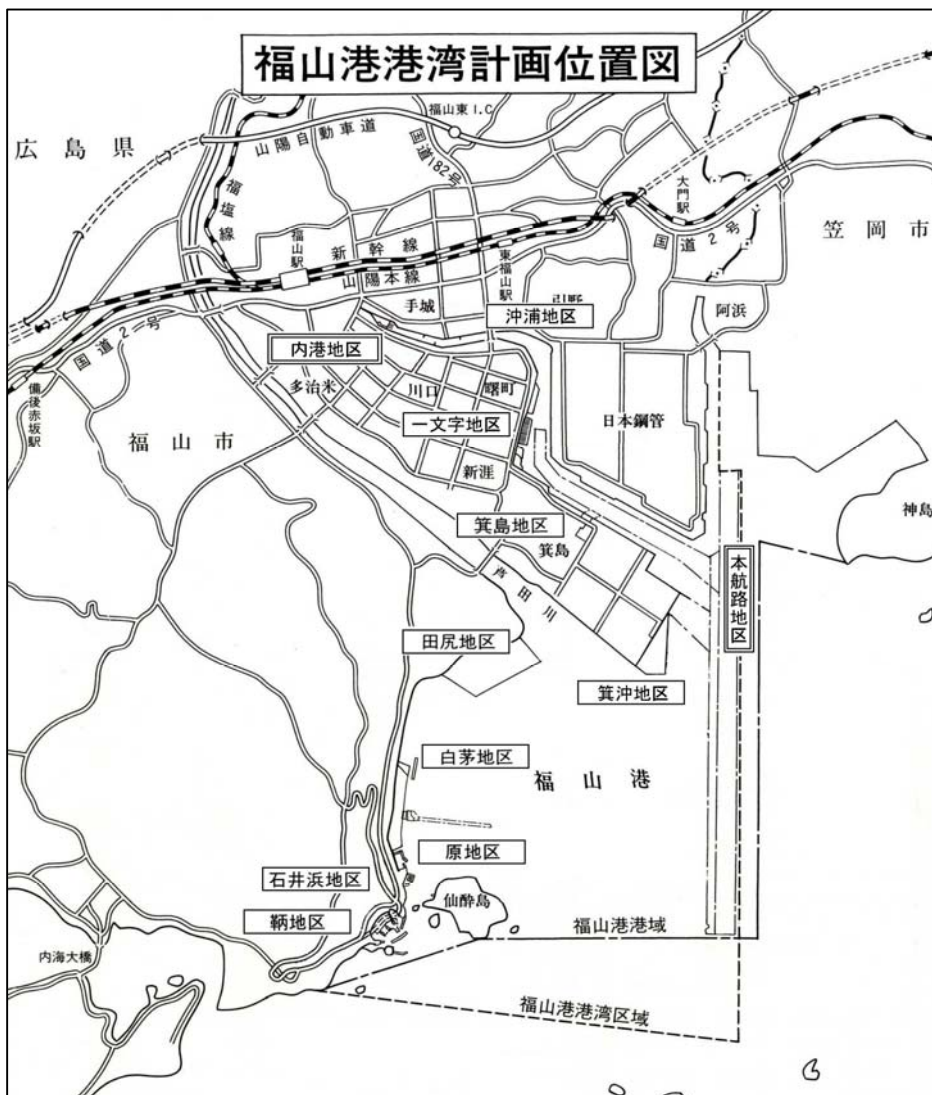
放置艇対策の推進にあたり不足している公的係留保管施設を整備する。

《平成 25 年度》 浮棧橋等の整備を行う。

(ウ) 平成 25 年度の予算額

(単位:千円)

区 分	事 業 内 容	予 算 額	備 考
一文字地区	県事業 浮棧橋等	67,000	
そ の 他	県事業 補修等	129,000	
合 計		196,000	



(6) 港湾の振興

ア ねらい

国際拠点港湾広島港は、広島経済圏の海の玄関として、また、海上物流の拠点港として、本県経済の発展や県民生活の向上を支えており、韓国や中国をはじめ東南アジアや北米との国際定期航路の就航やクルーズ客船の入港など、国際貿易・観光港として重要な役割を果たしている。

また、重要港湾福山港においても、県東部の国際物流拠点として、韓国等の国際定期航路が就航している。

広島港・福山港の中国・四国地域におけるグローバルゲートウェイ（世界に開かれた玄関口）としての機能強化を図るため、平成 25 年度においては、新たに助成制度を設け、コンテナ取扱貨物量の増加と定期コンテナ航路の誘致を積極的に推進する。

また、引き続き、国内の荷主企業に対する積極的なポートセールス活動を行い、地元金融機関との連携を活用し、海外に進出している県内の荷主企業に対するセールス活動を展開するとともに、海外の船社を訪問し、定期航路の拡充を呼びかける。このほか、クルージングや大型客船の寄港を促進し、みなとの賑わいを形成する。

イ 事業の概要及び平成 25 年度の予算額

(単位：千円)

区 分	事 業 内 容	予算額
振興協会助成事業	広島港振興協会，東部港湾振興協会への助成 (港湾振興協会の事業) ①利用促進事業(ポートセールス，ポートセミナー) ②広報宣伝事業(パンフレットの作成等) ③外航客船の入港歓迎	5,500
ポートセールス強化事業	・新規航路開設やコンテナ取扱貨物量の増加に向けた助成制度の実施 ・海外ポートセールス，首都圏ポートセールスの実施	20,274
瀬戸内海クルージング促進事業	・クルージング需要の掘り起こし(ビジター棧橋の利用促進) ・クルージング環境の創出 ・大型艇の係留保管環境の向上 ・大型客船誘致プロジェクト (プロモーションの推進及び受入環境の充実)	279,625

ウ 広島港，福山港の利用状況等

海外定期航路の状況(平成 25 年 4 月現在)

港 名	航路名	便 数
広 島 港	韓国航路	週 9 便
	中国航路	週 6 便
	台湾・東南アジア航路	週 1 便
	台湾・マニラ航路	週 1 便
	北米航路	月 1 便
福 山 港	韓国航路	週 4 便
	中国航路	週 6 便

(7) 港湾整備事業造成地等分譲事業

宇品内港地区など港湾整備事業による造成地等について、それぞれの処分計画に基づき、早期に分譲を進める。

平成 25 年度実施計画

分譲地	用途	面積				分譲率 c/b
		分譲計画 面積 a	竣功済 面積 b	分譲済 面積 c	未分譲 面積 b-c	
広島港元宇品地区	企業移転ほか	1.6ha	1.6ha	1.6ha	—	100.0%
広島港宇品内港地区	教育施設ほか	15.5ha	15.5ha	14.6ha	0.9ha	94.0%
広島港出島地区	保管施設ほか	47.2ha	18.3ha	17.2ha	1.1ha	94.2%
広島港五日市地区	企業移転ほか	45.8ha	29.4ha	21.4ha	8.0ha	72.9%
広島港廿日市地区	港湾関連	13.0ha	13.0ha	12.9ha	0.1ha	99.2%
大竹港晴海地区	商業施設ほか	13.3ha	13.3ha	4.4ha	8.9ha	32.6%
尾道糸崎港松浜地区	港湾関連ほか	5.8ha	3.5ha	1.9ha	1.6ha	54.1%
福山港内港地区	大学設置ほか	4.9ha	4.9ha	4.9ha	—	100.0%
合計		147.1ha	99.5ha	78.9ha	20.6ha	79.2%

※分譲済面積には、事業用定期借地での分譲面積を含む。

2 漁港の概要

(1) 漁港の施設整備及び施設運営

本県の海域は瀬戸内海中西部に位置し、海域面積は小規模ながら屈曲に富む海岸線や大小の島嶼部があることから好漁場に恵まれ、多種多様な漁業が営まれている。

本県の漁業の特徴として県西部の牡蠣養殖、県中部の漁船漁業、県東部の海苔養殖および小型定置網漁業が主力となっている。

漁業活動の基盤である広島県下の漁港は 46 漁港が指定されており、そのうち第 3 種漁港は 1 漁港のみで、第 2 種漁港が 18 漁港、第 1 種漁港が 27 漁港と小規模な漁港が多い。

また、平成 23 年 4 月には江田島市の第二種漁港 4 港を県から市へ管理者変更による権限移譲を行った。これにより、新たな施設整備や地区指定等の移管対象港に係る全ての事務を、市が自らの権限に基づき決定・実施することとなり、利用者の実情や地域の住民ニーズに合ったきめ細かな管理運営や施設整備が可能となり、利用者や住民の利便性の向上が期待される。

区 分	県管理漁港		市町管理 漁港	計	備 考
	県直轄	事務委託			
第 三 種 漁 港	1	—	—	1	
第 二 種 漁 港	4	1 0	4	1 8	平成 2 3 年 4 月に 県から江田島市へ 4 漁港を権限移譲
第 一 種 漁 港	—	1	2 6	2 7	
合 計	5	1 1	3 0	4 6	

(2) 漁村事業（漁業集落環境施設整備）

漁港区域背後地域の健全な発展のため、生活雑排水の処理を行う漁業集落排水施設整備や地域の憩いの場となる公園整備、狭隘な集落道路を改善することにより水産業を核とした快適で潤いのある豊かなまちづくりを推進する。

地区名	事業主体	事業期間	計画施設（計画処理人口）
大地蔵	呉市	H3～H16	集落排水施設(1,080人)、集落道、緑地広場他
鹿老渡	呉市	H6～H13	集落排水施設(260人)、集落道他
豊島	呉市	H15～	集落排水施設(2,290人)
田原	呉市	H18～	集落排水施設(1,430人)
串浜	尾道市	H9～H11	集落排水施設(雨水のみ)
大町	尾道市	H13～H20	集落排水施設(420人)、集落道
寺山・箱崎・内浦	福山市	H6～H17	集落排水施設(1,500人)、集落道、緑地広場他
本浦・浦友	福山市	H6～H22	集落排水施設(950人)、集落道、緑地広場他
横田	福山市	H17～	集落排水施設(3,790人)、集落道、緑地広場他
阿多田	大竹市	H5～H7	集落排水施設(480人)
能地	三原市	H5～	集落排水施設(900人)、集落道、緑地広場他
沖浦・明石	大崎上島町	H6～H21	集落排水施設(2,260人)、集落道、緑地広場他

(3) 漁港施設一覧表

ア 県管理漁港

漁港名	種類	所在地	
草津	第三種	広島市	
第三種漁港小計			1
音戸	第二種	呉市	
安浦	〃	〃	
倉橋	〃	〃	
豊島	〃	〃	
吉和	〃	尾道市	
走平	〃	福山市	
横田	〃	〃	
箱崎	〃	〃	
阿多田	〃	大竹市	
玖波	〃	〃	
地御前	〃	廿日市市	
塩屋	〃	〃	
沖浦	〃	大崎上島町	
第二種漁港小計			14
五日市	第一種	広島市	
第一種漁港小計			1
合計			16

イ 市町管理漁港

平成25年4月1日現在

漁港名	種類	所在地	
畑	第二種	江田島市	
柿浦	〃	〃	
美能	〃	〃	
深江	〃	〃	
第二種漁港小計			4
大屋	第一種	呉市	
情島	〃	〃	
大地蔵	〃	〃	
田原	〃	〃	
長谷	〃	〃	
原	〃	〃	
吉名	〃	竹原市	
長浜	〃	〃	
能地	〃	三原市	
須波	〃	〃	
大町	〃	尾道市	
串浜	〃	〃	
海老	〃	〃	
泊	〃	〃	
千沙	〃	〃	
立花	〃	〃	
西浦	〃	〃	
鏡浦	〃	〃	
水呑	〃	福山市	
田尻	〃	〃	
大芝北	〃	東広島市	
大芝南	〃	〃	
上ノ浜	〃	廿日市市	
梅原	〃	〃	
丸石	〃	〃	
世上	〃	江田島市	
第一種漁港小計			26
合計			30

(4) 漁港の整備方針

漁港に関連する事業は、農林水産局にて平成22年度に策定した「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」が目指す、産業として自立できる水産業の確立に向けて、より経営力の高い担い手の育成や農山漁村地域の暮らしの安全安心の確保に資する漁港施設等の基盤整備を進める。

(5) 平成25年度事業の内容

事業名	事業種別	事業主体	施行計画量等	予算額 (県予算ベース)	
漁	公	地域水産物供給基盤整備事業(機能保全)	県	草津漁港外の老朽化した漁港施設の改修工事を行う	207,900
	共	漁業集落環境整備事業	市 町	豊島, 能地, 豊島地区について事業促進を図る	385,620
		計			593,520
港	単独	漁港改良事業	公共事業の補完整備や緊急に整備を要するものの工事を行う	35,410	
	維持	漁港維持修繕費	漁港施設および漁港海岸保全施設の維持修繕等を行う	77,220	
一般会計合計				706,150	
事業	特別	五日市漁港利用調整施設運営費	五日市漁港フィッシャーナの管理・運営に要する費用	125,729	
	会	造成地分譲促進事業	臨海土地造成地に係る分譲経費等に要する費用	3,004	
	計	公債費	漁港施設整備等のために借り入れた県債を償還するための費用	459,618	
		諸支出金	港湾整備事業基金積立金	539,963	
		特別会計合計		1,128,314	
合計				1,834,464	

(6) 検潮所設置状況

瀬戸内海は干満の差が極めて大きいことから県内各地の潮位を継続的に観測して、工事用基準面、高潮堤防天端高等の適正な設定を図ることとする。

(H24. 4. 1現在)

検潮所名	所在地	検潮器型式	設置年月
呉 港	呉市阿賀南七丁目	フース型DFT-3型	(H22. 3) S26. 2
尾道糸崎港尾道地区	尾道市西御所町	フース型LFT-V型	(H8. 3) S26. 9
〃 糸崎地区	三原市城町三丁目	水晶水圧式	(H19. 10) S26. 4
大 竹 港	大竹市晴海二丁目	〃	(H6. 2) S25. 4
広 島 港	広島市南区宇品海岸二丁目	フース型 1か月巻	(H12. 3) S25. 4
柿 浦 漁 港	江田島市大柿町柿浦	フース型DFT-3型	(H24. 3) S26. 2
倉 橋 漁 港	呉市倉橋町海越	フース型LFT-V型	(H9. 3) S26. 12
竹 原 港	竹原市竹原町北崎	〃	(H9. 3) S25. 12
御 手 洗 港	呉市豊町久比	〃	(H10. 3) S26. 1
木 江 港	豊田郡大崎上島町木江	水晶水圧式	(H11. 3) S30. 1
土 生 港	尾道市因島田熊東町	フース型LFT-V型	(H10. 3) S25. 12
横 田 港	福山市内海町曾根	水晶水圧式	(H11. 3) S28. 6
福 山 港	福山市引野町沖浦	フース型DFT-3型	(H22. 3) S43. 5

注 上段()書は、計器更新年月である。

3 海域の管理

(1) 公有水面埋立免許

海面の埋立ては、公有水面埋立事務取扱要領により事務の合理化に努めているところであるが、土地利用上の必要性（国土の保全）、環境の保全等を厳正に審査し、調和のとれた免許を行う。

海面における公有水面埋立免許の状況（平成 24 年度）

港名等	埋立場所	埋立権者	面積（㎡）	用途	免許年月日
厳島港	廿日市市 宮島口一丁目	広島県	10,152.34	旅客埠頭用地 緑地	H25.3.27

(2) 港湾区域、漁港区域及び一般海域の管理

港湾法及び漁港漁場整備法に基づき、港湾区域及び漁港区域のより適正な管理に努めるとともに、一般海域についても、「広島の水の管理に関する条例」及び「広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」に基づき、活用と保全との調和のとれた秩序ある海域の利用を図る。

第7章 都 市



びんご運動公園陸上競技場（尾道市）



みよし公園菖蒲園（三次市四拾貫町）

1 都市行政の課題

少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、経済の安定成長化、急速な高度情報化、地球環境問題の顕在化、国民の価値観の多様化等、わが国の都市を取り巻く状況は、近年大きく変化している。

平成 11 年 4 月の地方分権一括法や、平成 12 年 5 月の都市計画法の大幅な改正、平成 15 年にはまちづくりに関する都市計画の提案制度の創設等により、地方の主体性が強化され、地域の実情に応じた多彩な都市づくりが行えるようになった。

平成 18 年には都市の秩序ある整備を図るため、都市計画区域等の区域内における大規模集客施設の立地に係る規制の見直し等の都市計画法の改正が行われた。

平成 23 年には、第一次地域主権改革一括法及び第二次地域主権改革一括法による都市計画法改正により、国の利害や都道府県による広域の見地からの調整に留意しつつ、地域の実情に通じた基礎自治体が自らの責任と判断で都市計画決定を行うとの観点から、都道府県から市町への権限移譲等を進める都市計画制度の抜本的な見直しが行われた。

一方、市町村合併の進展により基礎自治体が広域化するとともに、広域ブロックの自立を目指す国土形成計画の策定や広域自治体のあり方が議論されるなど、行政の枠組みもより広域化する方向へ変わろうとしている。

中国地方の中核県として本県は、高次都市機能の集積強化による中核拠点性の向上を図るため、広域・根幹的な土地利用、都市施設などの都市計画を策定し、円滑かつ効率的な基盤整備を推進する。

また、都市間の機能分担と連携を図り、都市圏内外の交流を一層促進することにより、個性的で魅力ある都市づくりを進める必要がある。

2 都市行政の基本方針

(1) 都市の将来像を実現するための適切な都市計画の策定

県が一市町を超える広域の見地から定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（いわゆる都市計画区域マスタープラン）と、市町が地域に密着した見地から定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（いわゆる市町マスタープラン）が規定されている。

【平成 24 年度より、以下①②③は地域政策局都市圏魅力づくり推進課へ移管】

① 都市計画区域マスタープランの策定

安定・成熟した都市型社会の到来に対応し、地域の自主性を尊重した制度への再構築が行われ、全ての都市計画区域でマスタープランを策定することとなった。

これを受けて、平成 14 年 3 月に策定した「広島県都市計画制度運用方針」に基づき、広域的な観点から、拠点化と連携を図った都市の将来像とその実現に向けた道筋を示す都市計画区域マスタープランを、平成 16 年 5 月、県内の 27 都市計画区域において策定した。

また、近年の市町村合併後の動向や社会情勢の変化を踏まえ、廃止した 1 区域を除く 26 区域について、平成 32 年を目標年次とした新たな都市計画区域マスタープランの策定を平成 23 年度に行ったところであり、今後は広島県の都市づくりの目標に基づき集約型都市構造の実現を目指していく。（都市計画区域の統合に伴い、都市計画区域マスタープランの策定数は平成 25 年 3 月末現在は 23 となっている。）

② 市町策定の都市計画マスタープランに対する助言等

市町マスタープランは、市町の建設に関する基本構想（長期総合計画等）と都市計画区域マスタープランに即して定めるものである。

市町村合併による再編後の市町が、住民の理解と参加のもと、主体的なまちづくりを推進するための新市町マスタープランの策定にあたり、適切な助言等を行う。

③ 市町策定の緑の基本計画に対する助言等

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市町が緑の基本計画を策定する。

市町マスタープランと同様、今後、適切な助言等を行う。

④ 区域区分、地域地区等の都市計画

地域の実情に応じた個性豊かなまちづくりの推進に向け、適切な区域区分を定めるとともに、地域地区等都市計画制度を活用し、きめ細かでメリハリのある土地利用の規制・誘導を図る。

(2) 都市機能の充実強化

① 持続可能な都市の構築

都市化社会から都市型社会への移行に伴い、既存都市基盤等のストックの維持・活用などによる持続可能な都市づくりを行う必要がある。

ア 中心市街地の活性化

都市の無秩序な拡散を抑制し、適切な立地誘導を図り、様々な都市機能を市街地に集約するとともに、「選択と集中」による重点的な中心市街地支援を行うことで中心市街地の賑わいを回復させ「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を推進するため、ハード・ソフト施策の連携や都市計画制度の活用などについて助言等を行い、整備効果の早期発現や効率的な実施を図る。

イ 都市の防災化等

老朽化した木造建築物が密集し、防災上危険な密集市街地等について、都市計画制度の活用などについて助言等を行い、居住環境の改善、防災機能の向上を図る。

ウ 被災宅地危険度判定制度の推進

大規模な地震や豪雨により被災した宅地の二次災害の可能性の判定及び住民の安全の確保を図るため、「被災宅地危険度判定制度」を推進する。

② 魅力あるまちづくりの推進

ア 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）

都市再生整備計画事業は、市町の自主性・裁量性が最大限発揮でき、地域の創意工夫を活かした個性あふれるまちづくりが可能となる制度である。

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かしたまちづくりを実施し、住民生活の質の向上と地域経済の活性化を図るため、都市再生整備計画による事業を促進する。

また地方都市の既存市街地において、既存ストックの有効利用を図りつつ、将来にわたって持続可能な都市とするために必要な都市機能（医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業等）の整備・維持を支援し、地域の中心拠点の形成を図る。

イ 社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）

良好な住宅及び宅地を供給するため、公的機関及び民間による住宅宅地事業に関連して整備が必要となる道路・公園・下水道等公共施設の総合的な整備を図る。

ウ 農住組合事業

市街化区域内の農地において、「農と住の調和したまちづくり」を推進する。

エ 都市景観

各都市における地域固有の歴史や文化と調和した質の高い都市空間の創出を図るため、啓発活動などを推進する。

また、景観法施行に伴い、各都市・地域における良好な景観の形成に向けた取り組みについて助言等を行う。

(3) 交流及び連携機能の強化

都市活動や生活圏の広域化に伴い、都市間の交流・連携機能の強化を図るため、広島・備後都市圏等の内外に向けた交通機能の強化、適正な都市機能分担、環境問題への対応などを踏まえた施策を展開する。

① 都市交通施策の推進

都市圏内外の連携・交流を支援するための交通ネットワークを構築するとともに、効率的な交通体系の形成や都市交通の円滑化を図るため、都市交通計画の策定、更新やTDM（交通需要マネジメント）施策を推進する。

ア 都市交通円滑化の推進

都市圏における交通渋滞対策とともに、交通に起因する環境負荷の低減を図るため、公共交通機関等を有効活用したパーク&ライド、ノーマイカー運動などの交通円滑化施策に取り組む。

	名 称	関係市町
都 市 交 通 円 滑 化 推 進 事 業	広島都市圏交通円滑化総合計画	広島市、廿日市市、大竹市など
	福山都市圏交通円滑化総合計画	福山市、府中市、尾道市など
	呉都市圏交通円滑化総合計画	呉市、熊野町、坂町など

3 都市計画の概要

(1) 都市計画区域指定状況

一体の都市として、総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を、都市計画区域として定めており、平成 25 年 3 月末現在では、23 都市計画区域（20 市町）を指定している。

このうち、区域区分を定めている都市計画区域は、広島圏、備後圏、東広島の 3 都市計画区域（9 市 4 町）である。

現在の指定状況は、都市計画区域指定一覧表及び都市計画区域指定図のとおりである。

市町村合併に伴い、一つの行政区域内に複数の都市計画区域が存在する区域においては、新市の意向を踏まえながら、一体の都市として必要な範囲を検証しながら、都市計画区域の統合・再編等の見直しを行っているところであり、平成 24 年度は東広島及び黒瀬都市計画区域を東広島都市計画区域に、川尻及び安浦都市計画区域を川尻安浦都市計画区域に、江田島及び大柿都市計画区域を江田島都市計画区域に各々統合した。

(2) 都市計画決定状況

都市計画には、区域区分、地域地区、都市施設、市街地開発事業等を定めることとしている。

これらの都市計画は、都市計画審議会の調査審議を経て都市計画決定を行っている。

現在の決定状況は、都市計画決定状況一覧表のとおりである。

都市計画区域指定・準都市計画区域指定一覧表

都市計画区域

(H25. 3. 31現在)

都市計画区域名	都市名	当初区域指定年月日	最終区域指定年月日	都市計画区域内人口(H17国調)	都市計画区域面積(ha)	適要	
線引き都市	広島圏	大竹市	S12.11.1	H16.5.31	28,863	2,298	大竹市の一部
		廿日市市	S15.8.22	H16.5.31	100,011	4,753	廿日市市の一部
		広島市	T12.7.1	H16.5.31	1,106,090	39,929	広島市の一部
		府中町	S14.8.16	H16.5.31	50,732	1,045	府中町の全域
		海田町	S17.11.26	H16.5.31	29,137	1,381	海田町の全域
		熊野町	S40.10.18	H16.5.31	25,103	3,362	熊野町の全域
		坂町	S17.11.26	H16.5.31	12,399	1,567	坂町の全域
		呉市	T12.7.1	H16.5.31	199,251	14,622	呉市の一部
	計	4市4町		1,551,586	68,957		
	備後圏	三原市	S9.3.13	H24.4.5	61,728	8,820	三原市の一部
		尾道市	S2.4.1	H24.4.5	97,604	7,387	尾道市の一部
		福山市	S3.9.10	H24.4.5	436,886	33,577	福山市の一部
		府中市	S9.3.13	H24.4.5	35,373	3,561	府中市の一部
		計	4市		631,591	53,345	
	東広島	東広島市	S10.2.27	H25.2.4	158,984	35,229	東広島市及び旧黒瀬町の一部
計	9市4町		2,342,161	163,915			
非線引き都市	竹原	竹原市	S9.1.17	S61.9.18	30,657	11,830	竹原市の全域
	三次圏	三次市	S9.2.3	H9.10.2	34,729	9,079	三次市の一部
	庄原	庄原市	S13.6.10	S62.8.31	13,396	4,431	庄原市の一部
	因島	尾道市	S13.9.12	S28.5.1	26,677	3,976	旧因島市の全域
	宮島	廿日市市	S10.11.15	S10.11.15	1,944	3,039	旧宮島町の全域
	東城	庄原市	S13.5.10	S13.5.10	4,885	2,768	旧東城町の一部
	安芸津	東広島市	S18.5.13	S18.5.13	11,747	6,508	旧安芸津町の全域
	川尻安浦	呉市	S20.4.18	H25.3.28	22,070	7,979	旧川尻町の一部及び旧安浦町の全域
	瀬戸田	尾道市	S29.5.19	S57.7.5	9,062	3,276	旧瀬戸田町の全域
	江田島	江田島市	S31.6.6	H25.1.28	19,835	3,746	旧江田島町の一部及び大柿町の一部
	上下	府中市	S31.6.6	S62.8.31	2,429	703	旧上下町の一部
	西城	庄原市	S32.2.28	S32.2.28	1,679	414	旧西城町の一部
	千代田	北広島町	S49.5.10	H8.4.1	6,707	2,839	旧千代田町の一部
	吉田	安芸高田市	S55.11.21	S55.11.21	5,803	1,253	旧吉田町の一部
	本郷	三原市	S61.12.15	S61.12.15	10,527	5,653	旧本郷町の一部
	河内	東広島市	S61.12.15	S61.12.15	5,696	5,397	旧河内町の一部
	世羅甲山	世羅町	H2.2.13	H2.2.13	6,007	1,466	世羅町の一部
	佐伯	廿日市市	H2.11.29	H11.9.30	9,795	3,887	旧佐伯町の一部
	音戸	呉市	H5.9.30	H5.9.30	13,895	1,246	旧音戸町の一部
	御調	尾道市	H7.12.25	H7.12.25	6,096	2,278	旧御調町の一部
計	12市2町		253,370	83,394			
合計	14市6町		2,595,531	247,309			

準都市計画区域

準都市計画区域名	都市名	当初区域指定年月日	最終区域指定年月日	都市計画区域内人口(H17国調)	準都市計画区域面積(ha)	適要
広島湯来	広島市	H23.5.16		5,472	460	旧湯来町の一部

4 都市環境の整備

(1) 屋外広告物

「屋外広告物法」(昭和24年法律第189号)、「広島県屋外広告物条例」及び「広島県屋外広告物に関する規則」により屋外広告物の禁止地域及び許可地域を指定して、良好な景観の形成や風致の維持を図るとともに、公衆に対する危害の防止に努めている。

昭和54年度から屋外広告物に関する事務を市町(村)長に委任し、市町長が無許可・違反広告物の取締りに当たっている。

また、屋外広告業者に対しては、講習会の開催及び屋外広告業の登録により、屋外広告物に関する法令等の知識の普及を図るとともに、業界の実態を把握してその指導育成に努めている。

屋外広告物に対する平成24年度の許可件数は、3,969件である。

(2) 緑地協定

都市の過密化等に伴う生活環境の悪化が叫ばれているなかで、都市の緑が次第に姿を消しつつある。

そこで、「都市緑地法」(昭和48年法律第72号)に基づき都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地の所有者が市街地の良好な環境を確保するため、その全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定を締結するものである。

5 宅地開発

都市及びその周辺部における無秩序な宅地等の開発を防ぎ、良好な都市環境の形成を図るため、開発許可制度及び「宅地造成等規制法」（昭和36年法律第191号）の許可制度の適正な運用を行う。

(1) 開発許可制度の概要

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分し、それぞれの区域で一定規模以上の宅地開発、一定目的以外の開発行為等を行う場合、あらかじめ知事の許可を受けることが必要となっている。

また、この制度は、昭和49年の「都市計画法」（昭和43年法律第100号）の一部改正により、一定規模以上の開発行為については、区域区分が決定されていないいわゆる非線引都市計画区域においても適用されることとなり、平成12年の一部改正により、都市計画区域外の区域における一定規模以上の開発行為についても適用されることとなった。

政令指定都市である広島市、中核市である福山市、特例市である呉市（平成12年度に移行。）及び権限移譲のあった三次市（平成17年度より）、東広島市（平成18年度より）、三原市・尾道市・廿日市市・竹原市※（平成20年度より）においては、それぞれの市の区域における開発許可事務は、それぞれの市において処理している。（※竹原市は1ha未満の事務のみが移譲の対象）

(2) 宅地造成等規制法の許可制度の概要

宅地造成工事規制区域は、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域について指定されるもので、この区域内において行う宅地造成（一定の切土、盛土又は面積以上のものに限る。）については、災害防止のためあらかじめ許可を受けることが必要となっている。宅地造成工事規制区域の指定状況は下表のとおりで、広島県の総面積の27.8%にあたる。

政令指定都市である広島市、中核市である福山市及び特例市である呉市（平成12年度に移行。）及び権限移譲のあった三次市（平成17年度より）、東広島市（平成18年度より）、三原市・尾道市・廿日市市・竹原市※（平成20年度より）においては、それぞれの市の区域における宅地造成に関する工事等の規制事務はそれぞれの市において処理している。（※竹原市は1ha未満の事務のみが移譲の対象）

宅地造成工事規制区域一覧（平成25年3月31日現在）

管轄市又は管轄建設事務所	市町名	(a)規制法適用区域面 (km ²)	(b)市町面積 (km ²)	(a)/(b) (%)
広島市	広島市	591.26	905.41	65.3
福山市	福山市	310.89	518.14	60.0
呉市	呉市	220.82	353.85	62.4
三原市	三原市	249.68	471.19	53.0
尾道市	尾道市	144.01	284.85	50.6
三次市	三次市	67.38	778.19	8.7
東広島市	東広島市	392.40	635.32	61.8
廿日市市	廿日市市	109.23	489.36	22.3
西部	竹原市	106.66	118.30	90.2
	大竹市	14.10	78.57	17.9
	江田島市	50.43	100.98	49.9
	府中町	7.81	10.45	74.7
	海田町	9.99	13.81	72.3
	熊野町	30.88	33.62	91.9
	坂町	13.13	15.67	83.8
	小計	233.00	371.40	62.7
東部	府中市	37.07	195.71	18.9
	小計	37.07	195.71	18.9
合	計	2,355.74	5,003.42	47.1

② 都市計画法第43条の規定による建築許可状況

(H25.3.31現在)

管轄建設事務所	年度 区分	20		21		22		23		24	
		許可件数	許可面積 (㎡)	許可件数	許可面積 (㎡)	許可件数	許可面積 (㎡)	許可件数	許可面積 (㎡)	許可件数	許可面積 (㎡)
	市町名										
西部	大竹市					1	218				
	府中町	3	942								
	海田町										
	熊野町	9	5,565	5	2,140	5	8,374	3	875	5	2,010
	坂町	1	220								
	小計	13	6,727	5	2,140	6	8,592	3	875	5	2,010
東部	府中市	4	3,015			3	3,268	2	395	1	431
	小計	4	3,015	0	0	3	3,268	2	395	1	431
合計		17	9,742	5	2,140	9	11,860	5	1,270	6	2,441
協議											

③ 宅地造成に関する工事の許可状況

(H25.3.31現在)

管轄建設事務所	年度 区分	20		21		22		23		24	
		許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)
	市町名										
西部	竹原市										
	大竹市	1	0.8					1	0.1		
	江田島市	3	0.2					1	0.1		
	府中町	3	0.2	2	0.1	2	0.1			2	1.7
	海田町			1	0.6					6	7.7
	熊野町							1	0.2	1	1.0
	坂町							1		1	
	小計	7	1.2	3	0.7	2	0.1	4	0.4	10	10.4
東部	府中市			2	0.1	1	0.1	1			
	小計	0	0.0	2	0.1	1	0.1	1			
合計		7	1.2	5	0.8	3	0.2	5	0.4	10	10.4
協議											

(注)・竹原市については、県許可分(1ha以上のもの)のみを計上した。
・既申請に係る再申請分は計上しない。

6 街路事業

(1) 街路事業の概要

本県の都市計画道路は、広島市において、昭和3年に29路線を定め、昭和5年から街路事業に着手したのが最初で、その後、尾道市をはじめ呉市、福山市、その他の市町においても逐次計画決定され、平成24年3月31日現在では、13市6町において、総延長約1,497kmが都市計画決定されている。

本県では、「広域的な交流・連携基盤の強化」、「集客・交流機能の強化とブランド力向上」、「防災・減災対策の充実・強化」、「持続可能なまちづくり」を推進するため、広島県道路整備計画2011に基づき、整備の重点化を図り、都市の骨格となる幹線街路、地域住民の日常生活の利便に関連する街路、住宅地開発に関連する街路の整備を促進している。

また、鉄道による交通の遮断及び地域の分断を解消するため、鉄道の高架化を促進することとし、昭和54年度に着手した三原駅周辺におけるJR山陽本線・呉線の連続立体交差事業を平成5年度に完了させ、平成5年度からは広島市東部地区（広島市南区・安芸区、府中町、海田町）においてJR山陽本線・呉線の連続立体交差事業に着手して重点的に推進を図っている。

また、バリアフリーに対応した交通結節点や駅周辺の駐輪場を整備し、公共交通機関の一層の利用促進を図ることとしている。

都市計画道路等の整備状況 (H24.3.31現在) (単位：km, %)

区 分	自動車専用道路	幹線街路	区画街路	特殊街路	合 計
計 画 決 定	209.35	1,224.64	28.67	34.50	1,497.16
改 良 済 延 長	64.39	773.82	20.00	33.84	892.05
改 良 率	30.76	63.19	69.76	98.09	59.58

(2) 主な事業の概要

① 街路事業

路線名	事業区間	事業延長	計画幅員	総事業費
長江線	尾道市栗原町～長江3丁目	780m	12m	約 60 億円
神辺水呑線（I期）	福山市東手城町～曙町	1,240m	25～69m	約 110 億円

② 連続立体交差事業

事業箇所名	事業主体	事業延長	踏切除却	事業期間	総事業費
広島市東部地区	広島県市	山陽本線 4.6km 呉線 1.7km	16ヶ所 4ヶ所	平成5年度 ～平成34年度	約 960 億円 (内県分約606億円)

(3) 平成 25 年度事業の内容

① 県事業（補助）

(単位：千円，%)

区分 工種	平成 24 年度当初		平成 25 年度当初		事業費 比較	説 明
	箇所	事業費	箇所	事業費		
改 良	10	2,817,000	11	2,747,000	100.4	長江線, 神辺水呑線ほか
立 体	0	0	1	80,000	皆増	佐方線
橋 梁	0	0	0	0	—	
鉄道高架	1	103,000	1	103,000	100.0	広島市東部地区連続立体交差事業
計	11	2,920,000	12	2,930,000	100.3	

② 市町関係（政令市域を除く。）

(単位：千円，%)

区分 工種	平成 24 年度当初		平成 25 年度当初		事業費 比較	説 明
	箇所	事業費	箇所	事業費		
改 良	16	2,027,464	15	1,962,740	96.8	横路4丁目白石線, 西条駅南北線(自由通路)ほか
立 体	1	65,000	1	95,400	146.8	円一皆実線
橋 梁	1	360,530	0	0	0.0	
計	18	2,452,994	16	2,058,140	83.9	

7 市街地開発事業等

(1) 市街地開発事業計画の概要

① 土地区画整理事業計画

土地区画整理事業は、都市基盤の整備水準が低い地区について、土地の交換分合を行って宅地の区画・形状を整え、減歩によって生み出した用地により道路、公園などの公共施設を整備・改善し、土地利用の増進を図るものである。

現在の都市計画決定状況は、次表のとおりである。

(H25.3.31 現在)

都市計画区域名	都市名	都市計画決定		都市計画区域名	都市名	都市計画決定		都市計画区域名	都市名	都市計画決定	
		決定地域数	面積 ha			決定地域数	面積 ha			決定地域数	面積 ha
広島圏	大竹市	—	—	備後圏	三原市	3	131.2	東広島	東広島市	5	201.0
"	廿日市市	4	72.9	"	尾道市	4	130.9	竹原	竹原市	1	30.4
"	広島市中区	14	1,507.7	"	福山市	33	2,082.4	安芸	安芸市	1	17.1
"	府中町	3	66.0	"	府中市	2	129.3	庄原	庄原市	1	2.2
"	海田町	1	2.0					本郷	三原市	1	47.8
"	熊野町	—	—					三	三	2	16.0
"	坂町	—	—								
"	呉市	5	349.3								
小計 1,997.9ha				小計 2,473.8ha				小計 314.5ha			
合計 4,786.2ha											

② 市街地再開発事業計画

市街地再開発事業は、市街地の高度利用を図る地区内で、公共施設の整備とともに、用途、容積、防災、美観を考慮した市街地をつくり、都市機能の更新を図るものである。

この事業は、市街地建築物に、従前の権利者全般の希望を換地床と共有持分となる土地に権利変換させ、この建築物（再開発ビル）の余裕部分（保留床）に広域都市計画から所要される業務、商業等の機能を収容しつつ公共用地を生み出してゆくものである。

現在実施中の事業について、都市計画決定状況は、次表のとおりである。

(H25.3.31 現在)

都市計画区域名	都市名	区分	名称	施行主体	施行面積	建築面積	建ぺいの制限	容積率の制限	建築物の高さの制限	主要用途	決定年月日
広島圏	広島市	第一種	広島駅南口 B ブロック第一種市街地再開発事業	組合	1.4	0.84	9/10	110/10	—	店舗、住宅、事務所、駐車場、駐輪場	S63.9.16 決定 H20.3.26 変更
	広島市	第一種	広島駅南口 C ブロック第一種市街地再開発事業	組合	1.9	0.97	9/10	80/10	180m	店舗、住宅、駐車場	H23.4.12 決定

(2) 市街地開発事業の概要

市街化の進展に応じた効率的な公共施設の整備及び良好な宅地の供給を図るため、土地区画整理事業を推進するとともに、既成市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を促進している。

① 土地区画整理事業

現在、土地区画整理事業については、11箇所 260.9ha（広島市を除く。）が施行中であり、平成25年度の補助事業（県所管分）は、次表のとおりである。公共団体施行で9箇所 159.7haを施行する。

補助事業一覧

(H25.6 現在) (単位: 千円)

都市名	施行地区	面積 (ha)	採択 年度	社会資本整備総合交付金	
				基本額	25年度当初予算
竹原市	新開	30.3	元	1,876,000	68,333
海田町	海田市駅南口	2.0	4	852,000	159,000
廿日市市	廿日市駅北	16.3	11	6,575,395	140,000
府中町	向洋駅周辺	12.2	11	13,466,500	287,680
三原市	東本通	47.8	10	4,365,000	226,164
三次市	みらさか	10.7	12	845,000	113,720
福山市	川南	27.4	15	2,155,000	0
東広島市	寺家地区	10.8	21	795,000	100,000
庄原市	庄原駅周辺地区	2.2	21	957,000	121,920
合計		159.7		31,886,895	1,216,817

※広島市を除く。

② 市街地再開発事業

市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再開発法に基づいて市街地整備を施行する個人又は組合の事業に要する経費の一部を国、県及び市町が助成している。

現在、実施中の補助事業は、次表のとおりである。

補助事業一覧

(H25. 3. 31 現在)

都市名	地区名	面積 (ha)	施行者	事業年度	総事業費 (百万円)	県補助金 (百万円)	施設建築物の概要
広島市	広島駅南口 Bブロック	1.39	組合	3~27 (予定)	35,331 (予定)	1,739 (予定)	西棟 地上52階 地下2階 東棟 地上10階 地下1階
〃	広島駅南口 Cブロック	1.90	組合	23~27 (予定)	28,003 (予定)	1,250 (予定)	高層棟 地上50階 地下1階 低層棟 地上9階 地下1階

8 公園事業

(1) 公園事業の概要

本県における都市公園等の開設状況は、平成23年度末において一人当たりの面積は10.8㎡となっており、全国平均の9.9㎡は上回っているものの、国が21世紀初頭の長期目標としている20㎡には及ばない状況であるとともに、都市ごとに整備水準の格差が生じている。

公園は、県民に対し安らぎや憩いの場、レクリエーション活動の場を提供するとともに、都市環境の保全、大地震火災時における避難地や延焼防止機能など、多くの役割を有する重要な施設であるため、こうした機能を総合的に発揮できるよう、住区基幹公園、都市基幹公園、特殊公園及び都市緑地等をその種別に応じた適正な配置と規模で設置する。

また、県民のレクリエーション活動の広域化、多様化傾向に対応するため、広域公園を配置し、健全な野外レクリエーション活動を促進する。

【県立公園（土木局所管）の概要】

ア 備北圏における総合文化ゾーン建設の方針を受け、文化活動を推進する主要施設として「みよし公園」を整備しており、カルチャーセンター、子どもの広場、パークゴルフ場、テニスコート、文化の広場、芝生広場、温水プール等を設置して備北圏及び周辺地域の利用に供している。

イ 備後圏における都市公園の水準を引き上げ、広域化・多様化するレクリエーション需要に対処するとともに、スポーツの振興を図るため、「びんご運動公園」を整備しており、陸上競技場、球技場、テニスコート、野球場等を設置して、備後圏及び周辺地域の利用に供している。

ウ 世羅高原の持つ魅力ある風土の下で、「県民のやすらぎ交流拠点」を基本テーマに、地域交流や自然とのふれあいを通じ、心身のリフレッシュできる公園として「せら県民公園」を整備しており、交流広場、のんびり高原、レクリエーション広場、ミニチュアガーデン等の第Ⅰ期整備区域を県民の利用に供している。また、平成20年4月12日に自然の生態を学習することができる自然観察園を、平成23年4月1日に散策道を追加開園している。

(金額単位：百万円)

公園名	所在地	面積(ha)	総事業費	事業年度
びんご運動公園	尾道市	87.6	約21,912	S58年度 ～H14年度
みよし公園	三次市	52.8	約10,683	S55年度 ～H12年度
せら県民公園	世羅町	63.3	約 3,593 *	H14年度～

(*せら県民公園総事業費は、第Ⅰ期区域+自然観察園)

(2) 事業の実施状況

① 主な事業の内容

- ・ 避難地、防災拠点等となる都市公園等の整備
- ・ 地球温暖化防止、ヒートアイランド現象の緩和、自然再生等に資する公園緑地の保全、創出
- ・ 施設の老朽化対策（長寿命化計画策定、計画的な改築・更新）、バリアフリー化対策等

② 都市公園のアセットマネジメント

土木局所管の都市公園では、平成22年度にびんご運動公園、平成23年度にみよし公園及びせら県民公園の長寿命化計画を策定している。今後は適切な施設点検・保守対策及び長寿命化計画に基づく施設の修繕・改築・更新を行い、ライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図る。

③平成23年度末都市公園等整備現況調査結果(市町別)

都市公園等とは、「都市公園法」に基づき国又は地方公共団体が設置する都市公園、及び都市計画区域外において都市公園に準じて配置されている特定地区公園(カントリーパーク)を指す

	住区基幹公園		近隣公園		地区公園		都市基幹公園		大規模公園		特殊公園		国営公園		その他		都市公園等合計		都市計画 区域人口 等(千人)	一人当たり 公園等面積 (㎡/人)		
	街区公園	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)				
	2593	388.60	106	210.85	26	136.14	28	429.74	20	282.38	5	291.15	29	658.43	1	229.50	151	184.84			2949	2811.63
広島市	939	155.24	45	97.61	11	49.53	8	179.80	5	91.96	2	125.45	11	96.59			60	66.75	1081	864.93	1132	7.64
呉市	302	33.15	10	13.02	5	28.17	3	31.73	2	22.84			6	78.55			1	5.78	329	213.24	225	9.48
竹原市	9	1.86	2	2.30			2	50.40											13	54.56	29	18.81
三原市	84	16.16	2	6.30															90	54.39	74	7.35
尾道市	66	11.85	3	4.75			1	3.19	1	17.50									3	14.43	81	9.67
福山市	561	87.43	17	30.55	3	18.35	5	39.72	2	24.10	1	87.60	7	41.15			51	68.35	646	309.65	438	7.07
府中市	36	6.99	4	6.57			1	3.80	1	9.80			2	18.66			2	0.73	46	46.55	37	12.58
三次市	8	3.44	2	3.09	1	6.62	1	6.16	1	22.40	1	50.90							14	92.61	35	26.46
庄原市	2	0.40	1	1.18			1	24.41	1	11.22									6	266.71	19	140.37
大竹市	53	4.94	1	2.29	1	7.32	1	12.76	1	18.61									57	28.77	27	10.66
東広島市	259	28.14	8	17.53			3	47.70	1	24.47			2	422.49			16	7.20	277	112.76	177	6.37
廿日市市	196	28.12	8	22.06	1	6.17													224	510.51	114	44.78
安芸高田市	6	1.01	2	2.30						8.50			1	0.99					12	20.40	17	12.00
江田島市	10	2.16			1	5.62	1	16.27	1	8.50									12	24.05	51	4.72
府中市	21	3.26			1	5.62	1	13.80											22	17.06	29	5.88
海田町	6	0.75			1	3.95													8	6.17	25	2.47
熊野町	25	3.70	1	1.30	1	5.81													28	11.33	13	8.72
坂町																			2	21.15	7	30.21
北広島町										11.65									1	9.50	6	45.33
羅国町											1	27.20							1	27.20	6	

平成24.3.31現在

※特殊公園は風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園の合計
 ※その他は緑道、都市緑地、広場公園、緑道、カントリーパークの合計
 ※表示数値以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある

④年度別補助事業費内訳表

	平成24年度		平成25年度		前年度比	平成25年度 主な事業概要
	国費(千円)	国費(千円)	国費(千円)	国費(千円)		
呉市	24,000				-	
竹原市	7,000	4,000	0.57	長寿命化計画策定、公園施設の改築更新等		
三原市	25,000	65,415	2.62	東本通地区公園整備、公園施設の改築更新等		
尾道市	3,000		-			
福山市	27,000	18,000	0.67	公園施設の改築更新		
府中市	2,000	2,000		長寿命化計画策定		
三次市	23,000	24,800	1.08	みよし運動公園整備		
庄原市	2,000	5,500		長寿命化計画策定		
大竹市	2,000	3,000	1.50	長寿命化計画策定		
東広島市	100,000	150,000	1.50	龍王山総合公園整備、東広島運動公園整備		
廿日市市	35,000		-			
海田町	10,000	15,000	1.50	海田総合公園整備		
北広島町	13,000	120,000	9.23	千代田運動公園整備		
小計	269,000	407,715	1.03			
広島県	90,000	50,000	0.56	みよし公園中央監視制御装置更新等		
合計	359,000	457,715	1.27			

※平成24年度国費、平成25年度国費はともに当初内示額
 ※広島市は除く

9 下水道事業

(1) 下水道事業の概要

広島県内23市町のうち公共下水道を実施しているのは、22市町であり、平成23年度末の県内の下水道普及率は、69.9%である。

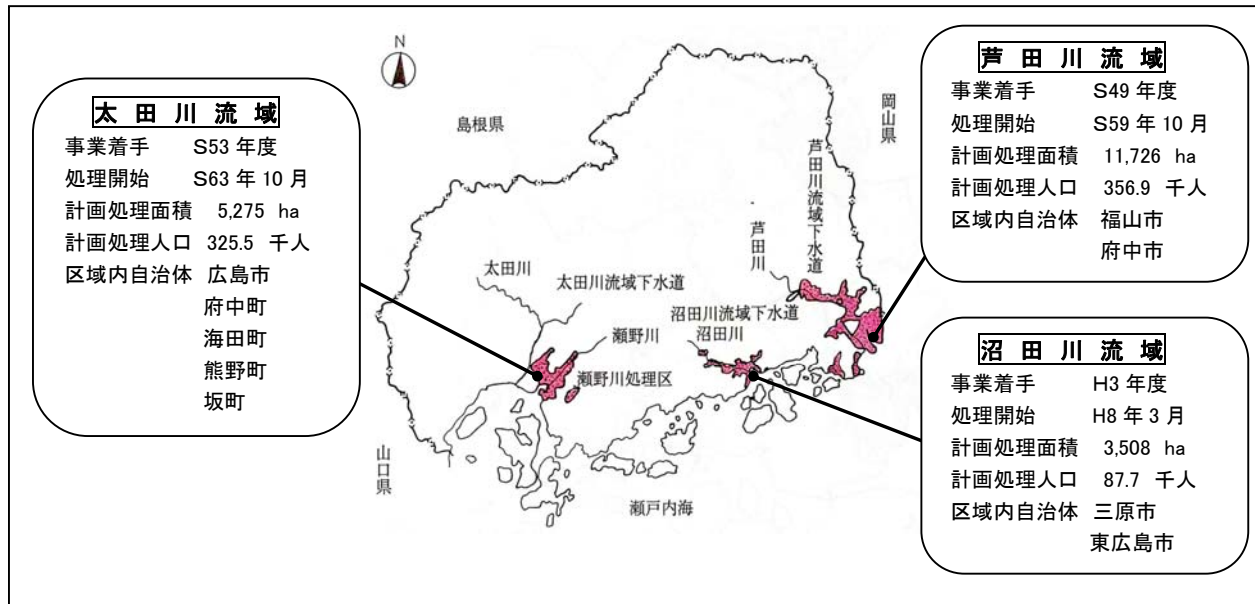
平成23年3月に改定した「広島県污水適正処理構想」では、平成25年度末の下水道普及率は、71.0%（農業・漁業集落排水や合併浄化槽等による污水处理に係る分を含めた污水处理人口普及率は、83.9%）に達する見込みである。

(2) 流域下水道事業の概要

① 流域下水道

流域下水道は、主として市町村が管理する関連公共下水道により排除される下水を受けて、これを排除及び処理するために都道府県が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものである。

本県には、太田川流域下水道、芦田川流域下水道及び沼田川流域下水道の3件がある。



② 流域下水道の整備状況

(平成25年3月31日現在)

区分 流域 下水道名 (処理区名)	全体計画			整備状況				
	管渠	処理場		管渠	処理場			
		処理能力	面積		使用開始	処理能力	取得用地	処理施設
太田川 (瀬野川処理区)	km 28.4	m ³ /日 208,090	ha 30.7	km 28.4	S63.10.1	m ³ /日 148,380	ha 30.7	管理本館 水処理施設 汚泥処理施設
芦田川 (芦田川処理区)	39.6	205,700	28.6	39.6	S59.10.1	168,000	28.6	管理本館 水処理施設 汚泥処理施設 汚泥焼却施設
沼田川 (沼田川処理区)	43.2	61,480	6.6	43.2	H8.3.25	23,800	6.6	管理本館 水処理施設 汚泥処理施設

ア 太田川流域下水道事業（瀬野川処理区）の概要

昭和56年度から幹線管渠の建設工事に、昭和59年度から終末処理場（東部浄化センター）の建設工事に着手し、昭和63年度に一部供用開始（24,600m³/日）した。

現在148,380m³/日で供用している。

(ア) 市町別計画処理区域面積・計画処理人口及び計画処理水量の内訳

処理区名	市町名	計画処理区域面積 (ha)	計画処理人口 (千人)	計画処理水量 日最大 (m ³ /日)
瀬野川処理区	広島市	3,077.6	209.2	138,570
	府中町	646.0	50.4	30,820
	海田町	612.0	29.5	18,870
	熊野町	580.2	22.8	10,320
	坂町	358.8	13.6	9,510
計		5,274.6	325.5	208,090

(イ) 処理施設

処理区名	終末処理場名	排除方式	処理方法	敷地面積 (ha)	処理能力	
					計画処理水量 日最大 (m ³ /日)	計画処理人口 (人)
瀬野川処理区	東部浄化センター	分流式	標準活性汚泥法 (凝集剤併用型循環式硝化脱窒法) + 急速砂ろ過	30.7	208,090	325,460

(ウ) 幹線管渠

処理区名	幹線名	管渠径 (mm)	延長 (m)
瀬野川処理区	安芸幹線	⊙1,350~□2,600	6,620
	瀬野川幹線	⊙1,350~⊙1,800	9,330
	坂幹線	⊙700~⊙1,350	4,440
	熊野幹線	⊙450~□1,800	8,030
計			28,420

□・・・馬蹄断面

⊙・・・円形断面

(エ) 平成25年度事業費

(単位：百万円)

区分		全体計画	平成24年度まで	平成25年度 (計画)
総事業費		140,199	113,073	396
内訳	国庫補助事業	130,385	106,682	368
	単独県費事業	9,814	6,391	28

※ 各数値は四捨五入を行っているため、合計が合わないことがある。

イ 芦田川流域下水道事業の概要

昭和51年度から幹線管渠の建設工事に、昭和53年度から終末処理場（芦田川浄化センター）の建設工事に着手し、昭和59年度に一部供用開始（33,600m³/日）した。

現在168,000m³/日で供用している。

(ア) 市町別計画処理区域面積・計画処理人口及び計画処理水量の内訳

処理区名	市町名	計画処理区域面積 (ha)	計画処理人口 (千人)	計画処理水量 日最大 (m ³ /日)
芦田川処理区	福山市	10,452.7	333.8	192,010
	府中市	1,182.8	23.1	13,630
計		11,725.5	356.9	205,640

(イ) 処理施設

処理区名	終末処理場名	排除方式	処理方法	敷地面積 (ha)	処理能力	
					計画処理水量 日最大 (m ³ /日)	計画処理人口 (人)
芦田川処理区	芦田川浄化センター	分流式	標準活性汚泥法 +急速砂ろ過	28.6	205,640	356,850

(ウ) 幹線管渠

処理区名	幹線名	管渠径 (mm)	延長 (m)
芦田川処理区	芦田川幹線	⊙1,350~⊙3,250	25,270
	沼隈幹線	⊙540~⊙1,350	14,320
計			39,590

⊙・・・円形断面

(エ) 平成25年度事業費

(単位：百万円)

区分		全体計画	平成24年度まで	平成25年度 (計画)
総事業費		110,375	102,810	1,425
内訳	国庫補助事業	102,649	97,535	1,327
	単独県費事業	7,726	5,276	98

※ 各数値は四捨五入を行っているため、合計が合わないことがある。

ウ 沼田川流域下水道事業の概要

平成3年度より幹線管渠の建設工事に、平成4年度より処理場の建設工事に着手し、平成7年度に一部供用開始（11,900m³/日）した。

現在23,800m³/日で供用している。

(了) 市町別計画処理区域面積・計画処理人口及び計画処理水量の内訳

処理区名	市町名	計画処理区域面積 (ha)	計画処理人口 (千人)	計画処理水量 日最大 (m ³ /日)
沼田川処理区	三原市	3,140.8	88.3	57,300
	東広島市	367.2	8.4	4,180
計		3,508.0	96.7	61,480

(イ) 処理施設

処理区名	終末処理場名	排除方式	処理方法	敷地面積 (ha)	処理能力	
					計画処理水量 日最大 (m ³ /日)	計画処理人口 (人)
沼田川処理区	沼田川浄化センター	分流式	標準活性汚泥法	6.6	61,480	96,670

(ウ) 幹線管渠

処理区名	幹線名	管渠径 (mm)	延長 (m)
沼田川処理区	沼田川幹線	⊙ 150～⊙1,700	34,030
	西野川幹線	⊙ 900～⊙1,350	2,440
	空港幹線	⊙ 200～⊙250	6,760
計			43,230

⊙…円形断面

(エ) 平成25年度事業費

(単位：百万円)

区分		全体計画	平成24年度まで	平成25年度 (計画)
総事業費		50,000	32,471	249
内訳	国庫補助事業	46,500	30,170	231
	単独県費事業	3,500	2,301	17

※ 各数値は四捨五入を行っているため、合計が合わないことがある。

(3) 公共下水道事業（特定環境保全公共下水道を含む。）

公共下水道は、主として市街地における雨水及び汚水を排除し、又は処理するための下水道で、終末処理場を有するものと、流域下水道に接続するものがある。

現在、下水道計画を有さない神石高原町を除く全ての市町（14市8町）において、公共下水道事業を実施している。

公共下水道の整備状況

（平成24年3月31日現在）

供用開始済 市 町 名	処理人口 (A) 千人	行政人口 (B) 千人	普及率 (A/B) %	供用開始済 市 町 名	処理人口 (A) 千人	行政人口 (B) 千人	普及率 (A/B) %
広島市	1,088.2	1,164.7	93.4	安芸高田市	9.1	31.2	29.1
呉市	203.5	239.9	84.8	江田島市	14.0	26.3	53.2
竹原市	3.6	28.7	12.6	府中町	44.2	50.7	87.2
三原市	36.1	99.6	36.2	海田町	25.9	28.0	92.5
尾道市	15.3	145.9	10.5	熊野町	22.3	25.0	89.2
福山市	312.4	465.6	67.1	坂町	13.3	13.4	99.0
府中市	12.6	43.0	29.3	安芸太田町	3.0	7.4	40.3
三次市	18.4	56.7	32.5	北広島町	8.0	19.8	40.4
庄原市	13.2	39.6	33.4	大崎上島町	2.1	8.3	26.0
大竹市	26.6	28.4	93.6	世羅町	0.8	17.8	4.4
東広島市	68.3	178.8	38.2	神石高原町	—	10.6	—
廿日市市	47.8	117.2	40.7	県 計	1,988.6	2,846.7	69.9

1. 行政人口は、平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口による。
2. 処理人口は、平成24年4月1日までの供用開始公示済み区域内人口とする。
3. 各数値は四捨五入を行っているため、合計が合わないことがある。

第 8 章 建 築



安芸高田市葬祭場新築工事（広島県安芸高田市吉田町多治比）

- ・ 建築確認（建築基準法第 6 条第 1 項）

平成 24 年 5 月 31 日 H2 4 確認建築広島建指第 0 0 0 2 9 号（西部建設事務所建築課）

1 施策方針

(1) 建築物の安全安心の確保と質の向上

県民の生命、健康及び財産の保護を図るため、建築物の敷地、構造、設備及び用途の規制を行うことによって、更には耐震改修やがけ地付近の危険住宅の移転の促進、既存特殊建築物の防災対策等を通じて、建築物の安全と安心の確保と都市環境の整備を図る。また、地球温暖化防止に資する省エネルギー対策や環境との調和など建築物の質の向上に向けた普及啓発を行う。

(2) 建築士及び建築士事務所の指導

建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正化を図り、建築物の質の向上に寄与することを目的とした建築士法に基づき、建築士及び建築士事務所の指導を行う。

(3) 宅地建物取引業者の指導

良好な宅地、建物の供給を円滑にするため、宅地建物取引業を営む者について免許制度を実施し、この事業に必要な規制を行うことによって、業務の適正な運営と取引の公正を確保し、購入者等の利益の保護、並びに宅地及び建物の流通の円滑化を図る。

(4) 人にやさしいまちづくりの推進

高齢者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進し、高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するほか、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を行う事業の促進を図る。

2 建築基準行政

建築基準法は、健全な都市環境を守ることを目的に建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めている。

建築確認検査は、建築主事又は指定確認検査機関が建築物又はその建築計画が適法であるかどうかを、建築工事の着手前、工事途中及び完了後においてチェックする制度である。

県は、確認検査事務の迅速かつ確かな処理を行うため、土木局建築課のほか西部、東部、北部の各建設事務所の合計3ヶ所に建築主事を配置している。

また、広島市（昭和27年4月）、福山市（昭和46年10月）、呉市（昭和50年4月）に建築主事を設置し特定行政庁として発足したのに加えて、尾道市（昭和56年10月）、三原市（昭和57年4月）、東広島市（昭和60年4月）、廿日市市（昭和63年4月）、三次市（平成17年4月）に建築主事を設置し、業務の一部を行う限定特定行政庁として発足した。その後、東広島市は平成18年4月から、尾道市、三原市及び廿日市市は平成20年4月から特定行政庁として発足し、確認等の事務の全てを行うこととなった。

平成11年5月の建築基準法改正により、民間の指定確認検査機関が確認検査業務を行うことができることとなり、広島県を業務区域に含んでいる大臣指定の11機関、中国地方整備局長指定の2機関及び知事指定の1機関（平成24年3月31日現在）が業務を行っている。

また、平成19年6月の建築基準法改正により、一定規模以上の建築物の確認に構造計算適合性判定が必要となり、広島県では県及び指定構造計算適合性判定機関2社で業務を行っている。

なお、平成22年度から「建築共用データベースシステム」を導入し、確認に係る多様なデータを共有することで、適切かつ効率的な事務の運用を行っている。

年度別確認申請等の推移

特定行政庁建築物等確認申請受付状況（計画変更確認申請を含まず計画通知を含む。）（単位：件）

行政庁等	20	21	22	23	24
広島県	392	286	247	259	312
広島市	1,221	913	848	818	697
呉市	386	326	304	271	323
福山市	278	183	193	176	158
東広島市	341	249	241	259	223
尾道市	137	84	87	75	90
三原市	85	57	57	41	40
廿日市市	146	90	86	85	87
三次市	108	86	58	63	61
民間指定機関	8,504	6,902	8,704	9,217	9,558

その他の事項の状況（県全体）

年度	道路位置指定 (単位:m)	昇降機等検査 (単位:件)	昇降機等定期報告 (単位:件)	し尿浄化槽設置 (単位:件)
20	7,222 (164)	574 0	15,842 30	670 (2,005)
21	4,432 (116)	379 0	15,968 29	608 (1,906)
22	5,080 (141)	456 3	16,465 23	526 (1,839)
23	4,718 (147)	439 0	17,215 18	596 (1,665)
24	6,938 (168)	469 0	17,061 23	713 (1,662)

(注) 1 道路位置指定の（）内は、件数

2 昇降機等検査、昇降機等定期報告は上段：エレベーター、エスカレータ、下段：遊戯施設の件数

3 し尿浄化槽設置の（）内は、浄化槽法による届出の件数

3 建築協定

建築協定とは、住宅地としての良好な環境や、商店街としての利便をより高度に維持増進するため、地域住民に建築基準法の一般的基準を超えた基準を定めることができるという準立法的権限を認めた制度である。

広島県内では、現在10市町において建築協定条例を制定しており、県内の認可件数（平成23年3月31日現在、失効分及び廃止は除く。）は51件である。

建築協定条例制定市町

行政庁	制定年	許可件数	行政庁	制定年	許可件数
広島市	昭和53年	30 (7件失効)	廿日市市	昭和56年	6 (4件失効)
福山市	昭和48年	2 (2件失効)	府中町	昭和52年	0
呉市	昭和50年	0	坂町	平成11年	1
尾道市	昭和57年	1	竹原市	平成4年	0
三原市	昭和57年	2	東広島市 (旧河内町)	平成6年	5 (1件失効) (2件廃止)
東広島市	昭和60年	13			

4 建築審査会

建築審査会は、建築基準法に関する特定行政庁又は建築主事の処分に対する不服申立の裁決、用途地域内の建築制限、建築物の高さの制限、道路内の建築制限、接道の制限についてなど特定行政庁のただし書許可に対する同意について決議を行うとともに、諮問事項の調査審議並びに関係機関に対し建議するために設けられている。県内では県、広島市、呉市、福山市、東広島市、三原市、尾道市及び廿日市市の特定行政庁に設置され、許可に対して同意を議決したものは、次のとおりである。

建築審査会取扱件数

(単位：件)

年度	内 容	特 定 行 政 庁								計
		広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	
20	用途地域関係		1							1
	敷地等と道路の関係	53	157	10	105	15	11	19	8	378
	道路内の建築物		31	4	6					41
	容積率制限, 高さ制限, 日影規制		5		5					10
	計	53	194	14	116	15	11	19	8	430
21	用途地域関係				1				1	2
	敷地等と道路の関係	24	5	26	99	37	2	18	14	225
	道路内の建築物			3					1	4
	容積率制限, 高さ制限, 日影規制		1		3	2				6
	計	24	6	29	103	39	2	18	16	237
22	用途地域関係							4	1	5
	敷地等と道路の関係	30	141	22	92	8	7	19	7	326
	道路内の建築物	1	3	3				1		8
	容積率制限, 高さ制限, 日影規制	3	3		8					14
	計	34	147	25	100	8	7	24	8	353
23	用途地域関係		1	2						3
	敷地等と道路の関係	33	145	28	97	19	4	14	9	349
	道路内の建築物	1	1	4		1	1	1	1	10
	容積率制限, 高さ制限, 日影規制		7		2					9
	計	34	154	34	99	20	5	15	10	371
24	用途地域関係	1			1				1	2
	敷地等と道路の関係	44	177	21	107	12	4	16	10	347
	道路内の建築物				1					1
	容積率制限, 高さ制限, 日影規制			1					1	2
	計	45	177	22	109	12	4	16	12	352

5 建築設計・工事監理業務の適正化

(1) 建築士の育成

建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正化を図り、建築物の質の向上に寄与することを目的として建築士法が昭和 25 年に制定され、更に昭和 58 年の一部改正により、昭和 59 年度から伝統的木造建築物の技術者を育成するために、木造建築士資格が創設された。

これにより、一級・二級及び木造建築士制度が確立し、それぞれの業務範囲が規定された。

これらの資格の取得は、一級建築士については国土交通大臣、二級建築士及び木造建築士については知事が行う試験に合格しなければならない。

二級・木造建築士試験の状況

(単位：人)

年	申込者数	受験者数	合格者数	合格率
20	1,158(59)	966(56)	231(25)	23.9%(44.6%)
21	1,018(8)	852(5)	182(0)	21.4%(0%)
22	918(19)	766(15)	204(3)	26.6%(20.0%)
23	855(27)	711(21)	164(6)	23.1%(28.6%)
24	782(10)	643(8)	152(3)	23.6%(37.5%)

(注) ()内は木造建築士(外数)

(2) 建築士及び建築士事務所の登録状況

それぞれの試験の合格者の申請により、一級建築士については国土交通大臣が、二級建築士及び木造建築士については県知事が免許を与えている。

また、他人の求めに応じ報酬を得て設計、工事監理等を業として行う場合は、建築士事務所を定めて知事への登録を必要としている。

建築士数、建築士事務所登録数

(H25.3.31現在)

	一級	二級	木造	合計
建築士数	9,464	17,629	497	27,590
建築士事務所登録数	1,898	532	12	2,442

(3) 地震被災建築物応急危険度判定士の育成

阪神・淡路大震災を契機として、地震による被災建築物の余震二次災害を防止するため、応急危険度判定士を育成する。

「地震被災建築物応急危険度判定士」とは、一級・二級及び木造建築士のうち知事の指定する講習会を受講し、知事が判定士として認定した者である。

(単位：人)

年度	指定講習受講者数	登録者総数(年度末)
20	144	2,334
21	111	2,249
22	127	2,210
23	192	2,211
24	136	2,229

6 宅地建物取引業

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)に基づき、宅地建物取引業者及び宅地建物取引主任者等に対して必要な規制を行う。

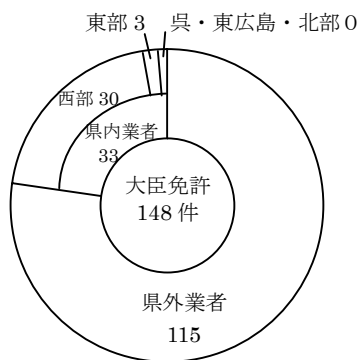
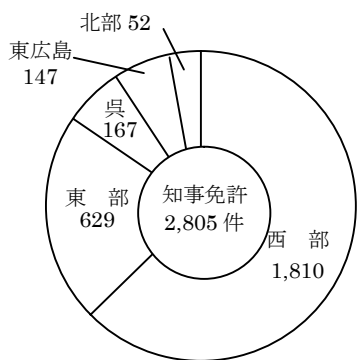
(1) 宅地建物取引業者

① 年度別宅地建物取引業者免許状況(広島県知事免許)

年度	当初件数	新規	更新	小計	廃業等	年度末件数
20	2,950	117	653	770	154	2,913
21	2,913	114	127	241	144	2,883
22	2,883	103	147	250	129	2,857
23	2,857	118	730	848	145	2,830
24	2,830	107	731	838	132	2,805

② 建設事務所別宅地建物取引業者状況（広島県内）

(H25.3.31 現在)



※知事免許：広島県のみならず事務所を設置

※大臣免許：広島県及び他の都道府県に事務所を設置

(2) 宅地建物取引主任者

① 宅地建物取引主任者資格試験受験状況

宅地建物取引主任者資格試験受験状況（広島県）

年度	受験申込者数(人)	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
20	5,101	4,178	613	14.7
21	4,711	3,834	625	16.3
22	4,355	3,659	593	16.2
23	4,320	3,574	563	15.8
24	4,524	3,724	588	15.8

② 宅地建物取引主任者登録者数

19,376人 (H25.3.31 現在)

7 がけ地近接等危険住宅移転事業

昭和48年度から、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域において、危険住宅の移転を行う者に対して、その除却等及び新たに建設する住宅（購入も含む）に要する費用の一部を国、県及び市町が助成している。

直近5年間の実績については、平成21年度に建物除却1戸780千円（県費195千円）のみとなっている。

8 福祉のまちづくりの推進

「広島県福祉のまちづくり条例」の基本理念に基づき、すべての県民が自らの意思で自由に行動し、社会参加できるような生活環境を整備することにより、住みよい福祉のまちづくりの実現を図る。

(1) 福祉のまちづくり整備融資事業

新築及び既存の建築物について、すべての人々が利用しやすい施設の整備を実施する事業者に対し、施設の整備を推進するとともに、福祉のまちづくりの推進を図るため、整備に係る資金の融資を行う。

(2) 「バリアフリー新法（旧ハートビル法）」による認定

特定建築物の認定

高齢者及び障害者等が特段の不自由なく建築物を利用できる水準（平成 14 年度までは誘導的基準・平成 15 年度からは利用円滑化誘導基準・平成 18 年 12 月 20 日からは建築物移動等円滑化誘導基準）を充足する特定建築物の促進を図る。

広島県全体の認定件数

(単位：件)

年 度	16	17	18	19	20	21	22	23	24
認定件数	41	26	19	25	16	20	13	8	7

(3) 「広島県福祉のまちづくり条例」による事前協議

適用施設整備基準に適合させるための事前協議制を設け、生活環境を整備するとともに、福祉のまちづくりの推進を図る。

広島県全体の各件数

(単位：件)

年 度	17	18	19	20	21	22	23	24
事前協議件数	429	459	325	316	256	334	360	371
適合通知書交付件数	73	83	62	87	57	82	66	75
適合証交付件数	45	35	33	57	33	30	29	33

9 住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）受託業務

融資住宅の建設を促進するため、県と各特定行政庁は、建物の設計審査及び現場審査等について住宅金融公庫から委託を受けて処理していたが、平成 19 年 3 月末で住宅金融公庫が廃止され、新たに住宅金融支援機構が設立されたことに伴い、受託業務は災害復興住宅等に限定されている。

平成 20 年度からの建設件数は、0 件である。

10 建築動態統計調査受託業務

建築物の建設の着工動態及び滅失動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料とするため、毎月1回、国の指定統計として建築着工統計調査、届出統計として建築物滅失統計調査を国土交通大臣からの委託により行っている。

県内の着工建築物等の状況は次のとおりである。

(1) 建築物着工統計

市郡別着工建築物の床面積の状況

(単位：㎡)

曆年		20年	21年	22年	23年	24年
市郡						
市	計	2,818,566	2,253,759	2,164,567	2,441,642	2,348,997
郡	計	140,267	104,212	117,810	139,111	127,388
県	計	2,958,833	2,357,971	2,282,377	2,580,753	2,476,385
内 訳	木造	934,893	865,732	913,040	1,018,570	981,761
	鉄骨造	1,296,249	904,491	809,824	862,449	929,420
	鉄筋 コンクリート造	581,230	540,253	517,853	603,367	537,233
	鉄骨鉄筋 コンクリート造	41,825	41,825	30,379	63,841	21,720
	コンクリート ブロック造	606	475	333	587	107
	その他	3,573	5,195	10,948	31,939	6,144
全	国 計	157,410,982	115,485,828	121,454,442	126,510,145	132,608,530

(2) 住宅着工統計

新設住宅の戸数の状況等については、県のホームページに掲載。

(3) 建築物滅失統計

除却建築物構造別床面積の状況

(単位：㎡)

	20年	21年	22年	23年	24年
計	394,113	343,732	373,423	442,942	314,069
木造	191,284	162,264	155,656	168,982	139,671
非木造	202,829	181,468	223,767	273,960	174,398

災害建築物構造別床面積の状況

(単位：㎡)

	20年	21年	22年	23年	24年
計	23,906	30,430	17,659	19,797	22,095
木造	20,168	22,735	13,403	14,946	13,180
非木造	3,738	7,695	4,256	4,851	8,915

11 省エネルギー計画書の届出業務

建築物のエネルギーの合理化に資するため、オフィスビル・ホテル・病院・住宅等の建築物の内、300㎡以上の建築物について、省エネルギー計画書の届出を義務付けている。

県内の届出の状況は次のとおりである。

※ 届出対象規模については、平成22年3月31日までは2000㎡以上、平成22年4月1日からは300㎡以上に拡大。

省エネルギー計画書届出件数

(単位：件)

所管行政庁 年度	広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	三次市	合計
20年度	18	92	14	19	12	6	13	7		181
21年度	15	101	11	20	10	3	6	7		173
22年度	129	359	58	172	55	19	30	22	5	849
23年度	125	423	59	186	48	28	30	14	0	913
24年度	127	467	40	157	54	23	33	31	0	932

12 長期優良住宅の認定業務

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成21年6月4日施行）に規定する、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である「長期優良住宅」について、その建築及び維持保全に関する計画を認定している。

県内の認定の状況は次のとおりである。

長期優良住宅の認定件数

(単位：件)

所管行政庁 年度	広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	三次市	合計
21年度	91	412	60	222	116	42	68	39	4	1054
22年度	174	786	140	380	189	58	120	88	8	1943
23年度	178	739	146	405	209	53	150	72	12	1964
24年度	216	665	137	393	167	56	123	87	8	1852

13 低炭素建築物の認定業務

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年12月4日施行）に規定する、建築物の新築、増築、改築、修繕若しくは模様替え、空気調和設備等の設置について、都市の低炭素化に資する措置が講じられた建築物に関する計画を認定している。

県内の認定の状況は次のとおりである。

低炭素建築物の認定件数

(単位：件)

所管行政庁 年度	広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	三次市	合計
24年度	1	1	0	0	4	0	0	0	0	6

第9章 住宅



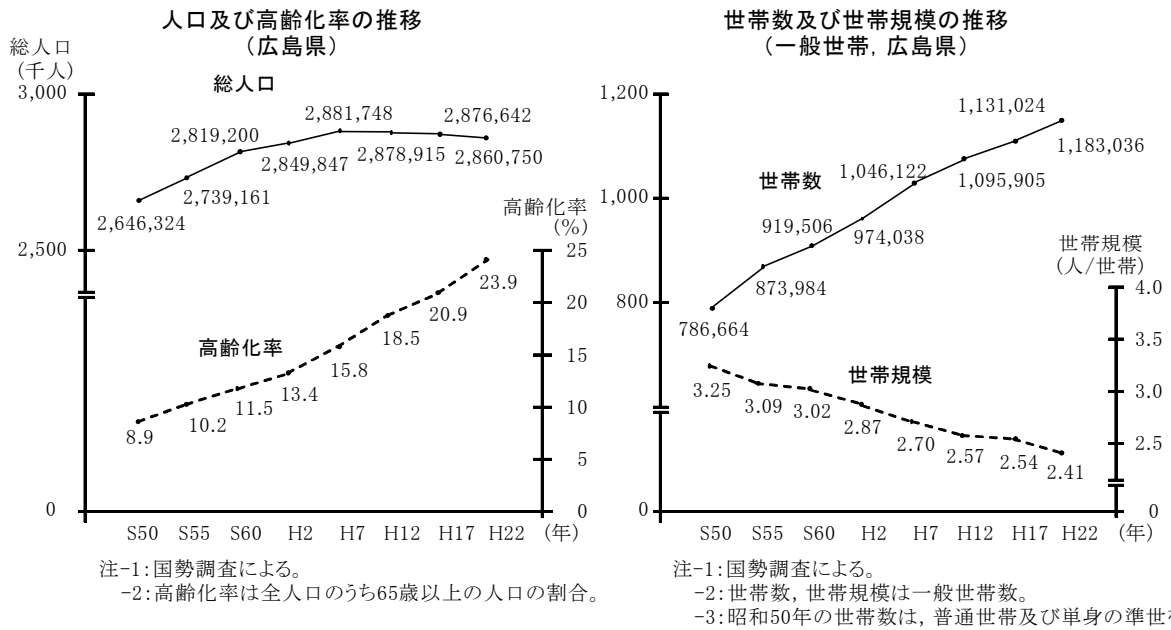
県営吉島住宅整備事業・完成写真(広島市中区)

1 住宅事情の概要

(1) 人口及び世帯数の推移

平成22年の国勢調査では本県の人口は約2,860千人となり、人口減少局面を迎えている。このうち65歳以上の高齢者の割合は23.9%と上昇傾向にあり、全国値を0.9ポイント上回るペースで高齢化が進行している。

一方で平成22年世帯数は約1,183千世帯（一般世帯）で、一定の増加傾向を維持している。これは、世帯規模の縮小に伴うもので、1世帯あたり人員は、平成22年で2.41人/世帯となっている。

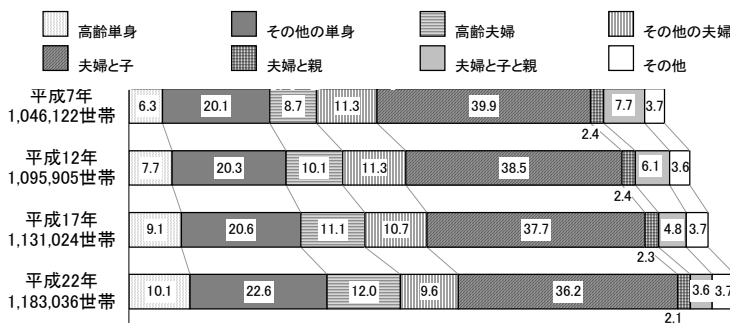


(2) 世帯の動向

世帯の動向について、家族類型別世帯数割合の推移をみると、単身世帯、夫婦世帯等少人数の世帯の割合が高まりつつある。

特に高齢単身及び高齢夫婦世帯の割合は、平成22年で合わせて22.1%で、平成7年以降15年間で7.1ポイント上昇しており、今後、これらの高齢者世帯の増加に対応した住宅対策が重要な課題となる。

図 家族類型別世帯数割合の推移(広島県)



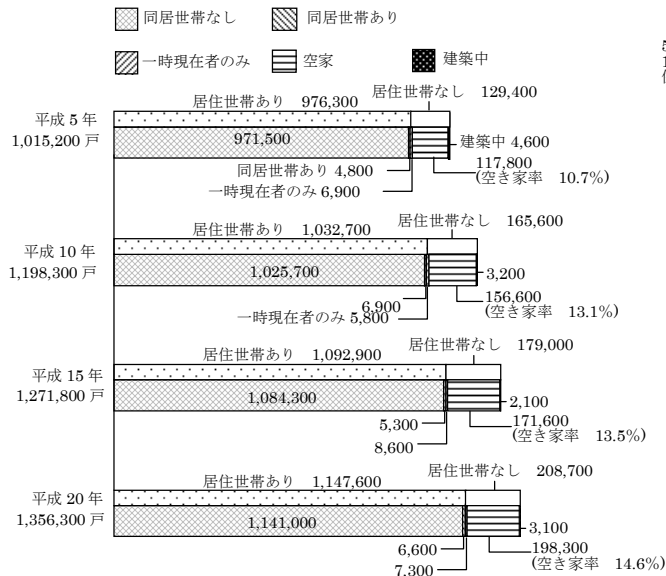
注-1 国勢調査による。
2 世帯数は一般世帯。
3 夫婦と子には、片親と子を含む。
4 高齢夫婦は、片方又は両方が65歳以上の夫婦。
5 その他の世帯は、ほかの親族を含む世帯、兄弟世帯、非親族世帯など。

(3) 住宅数の推移

本県の住宅数は、平成 20 年時点で約 1,356 千戸あり、増加傾向にある。

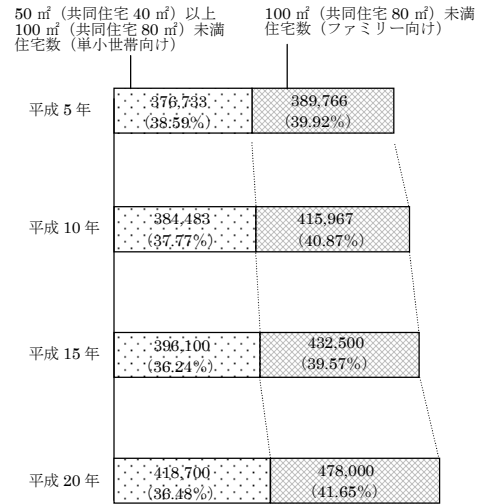
このうち空き家は約 198 千戸で、空き家率は 14.6% であり、増加傾向にある。

図 住宅数の推移（広島県）



注 1：平成 5 年は住宅統計調査，平成 10 年～平成 20 年は住宅・土地統計調査による。
注 2：抽出調査のため，図注数値は合計値と一致しない。

図 規模別住宅数の推移（広島県）



注 1：平成 5 年は住宅統計調査，平成 10 年～平成 20 年は住宅・土地統計調査による。

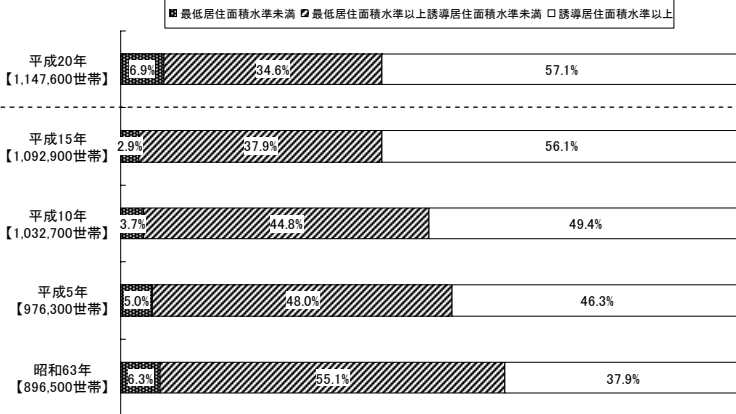
(4) 居住水準

居住面積水準の状況は、平成 20 年時点で最低居住面積水準未満世帯の割合が 6.9%，最低居住面積水準以上誘導居住面積水準未満 34.6%，誘導居住面積水準以上 57.1% となっている。（最低居住面積水準・誘導居住面積水準については、住生活基本計画に定める水準による。）

居住面積水準の状況を住宅の所有関係別にみると、持家については誘導居住面積水準達成率が 76.4% と高いが、借家は最低居住面積水準未満世帯の割合が、公的借家 11.4%，民営借家 18.8%，給与住宅 14.6% と高く、借家の居住面積水準の向上を図ることが大きな課題となっている。

平成 15 年までの住宅建設五箇年計画による居住水準の状況と比較すると、最低居住面積水準未満世帯の割合が 4.0 ポイント上昇している。これは住生活基本計画による最低居住面積水準の面積増加も一因と考えられるが、特に民営借家に占める最低居住面積水準未満世帯の割合の高さは、愛知県等を上回り、全国 6 位となっており、一層の向上を図る必要がある。

居住面積水準状況の推移(広島県)

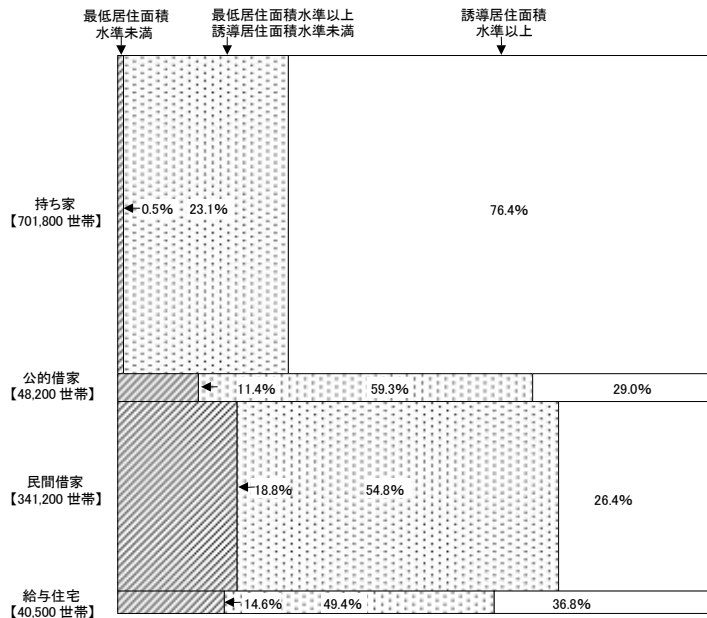


住生活基本計画による居住面積水準

住宅建設五箇年計画による居住水準

- 注-1: 昭和63年～平成15年の数値は、住宅建設計画法に基づく住宅建設五箇年計画に定める居住水準及び誘導居住水準による数値とした。住生活基本計画に基づく水準と比較すると、後者の水準面積が増加しており、特に単身者の最低居住面積水準が18㎡から25㎡に増加している。
- 2: 昭和63年及び平成5年は住宅統計調査、平成10年及び平成15年は住宅・土地統計調査による。
- 3: 割合は、主世帯数に対するもの
- 4: 昭和63年の誘導居住水準は、共同住宅は都市居住型、その他は一般型で集計した。
- 5: 抽出調査のため、図中数値は必ずしも100%にはならない。

図 住宅の所有関係別居住水準の状況(広島県)



- 注-1: 平成20年住宅・土地統計調査による。
- 2: 割合は所有関係別の総和に対するもの
- 4: 抽出調査のため、図中数値は必ずしも100%にはならない。

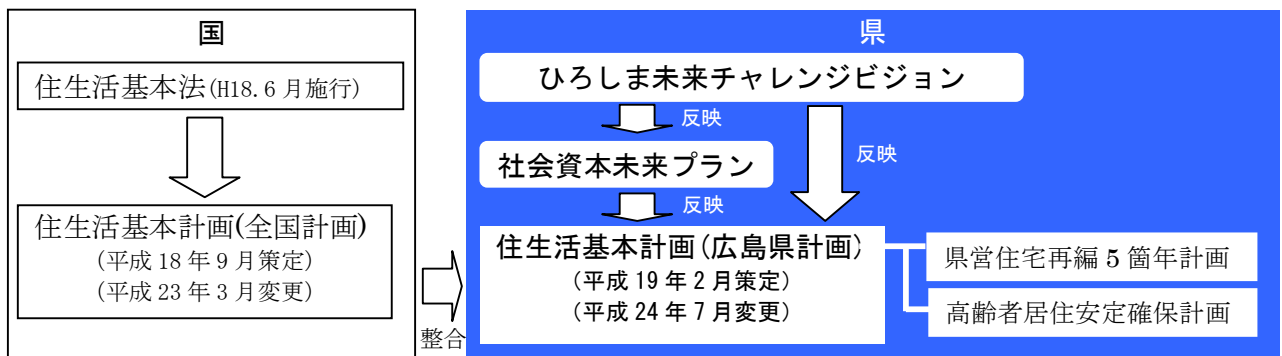
2 住生活基本計画（広島県計画）の概要

平成18年6月に住生活基本法（平成18年6月8日法律第61号）が制定され、住生活基本計画（全国計画）が平成18年9月19日付けで閣議決定された。その後、社会情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえ見直され、平成23年3月15日付けで変更が行なわれた。広島県計画もこれに即して見直し、今後10年間の住宅施策の方向性を定めた。

（1）計画の位置づけと計画期間

ア 計画の位置づけ

住宅政策の基本的な方向性を定める総合計画であり、県営住宅再編5箇年計画など、個別計画の上位計画として位置づけられる。



イ 計画期間

全国計画及びひろしま未来チャレンジビジョンに即して、10年間（平成23～32年度）とする。

（2）計画の概要

ア 基本理念

誰もが、いつまでも広島県に住みたいと感ずることができる住まいづくりの推進
～豊かな住まいの実現～

イ 施策目標

基本理念の具現化に向け、4つの施策目標を定め、施策目標ごとに目指す姿を掲げる。

◆ 安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築

- ① 住宅の耐震性や地域の防災性が向上し、県民が安心して暮らすことができるまちづくりが進んでいます。
- ② 高齢者、障害者の身体機能に対応したサービス付きの高齢者向け住宅や、バリアフリー化された住宅の供給が促進され、支援や介護が必要となっても住み慣れた地域で生活することができる環境が整っています。
- ③ 子育てしやすい住宅の供給が促進され、子育ての負担の軽減や、若い世代が「結婚して、子育てする人生設計が可能となる」環境づくりの取組みが広がっています。
- ④ 内外の多様な人々が集い、暮らしたいと感じる魅力ある住環境の整備が進んでいます。

◆ 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備

- ① 住宅性能表示制度、長期優良住宅の認定制度が普及し、将来にわたり活用される良質な住宅ストックが形成され、既存住宅が円滑に活用される（中古住宅が流通する）環境が整っています。
- ② 住宅ローン減税等の住宅取得支援制度の情報が広く隅々まで行き渡り、住宅を取得しやすい環境が整っています。
- ③ 長期修繕計画に基づき、適正な修繕積立金を設定している分譲マンションが増加し、計画的な維持修繕が促進されています。

◆ 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

- ① 誰もが健康で文化的な生活を営むことができるよう、県と市町が連携して公営住宅を供給し、県民生活の安定と社会福祉の増進の取組みが進んでいます。
- ② 高齢者、障害者、外国人等全ての方々安心して民間賃貸住宅へ入居できる環境が整っています。

◆ 付加価値の高い住宅の普及による住宅産業の活性化等

- ① 県産材を活用した住宅、デザインに配慮した住宅、省エネ住宅、長持ちする住宅、子育てを支援する住宅など、ハードとソフトの両面において新たな県民ニーズを捉えた住宅が普及することで、住宅産業が活性化し、地域社会の魅力が向上しています。
- ② きめ細やかな県民ニーズを捉えた住宅リフォームが推進され、地域の住宅関連産業が活性化しています。

(3) 施策の成果指標

施策	現状値	目標値
----	-----	-----

ア 住宅の耐震化の推進

住宅の耐震化率	74.3% (H20)	広島県耐震改修促進計画による
県営住宅の耐震化率	98.0% (H23)	100% (H29)

イ 高齢社会に対応した住宅の供給促進

サービス付き高齢者向け住宅の登録件数	制度開始(H23)	2,800戸(H26)
65歳以上の世帯員のいる住宅の一定のバリアフリー化率*	39.0% (H20)	46% (H26)

※ 一定のバリアフリー化率：2箇所以上の手すりの設置又は屋内の段差解消に該当

ウ 子育てに配慮した住宅・住環境の推進

子どもと子育てにやさしい住まいづくりの施策	検討(H23)	具体化(H27)
子育て支援を目的とした公営住宅の供給	50戸(H22)	225戸(H26)

※ 平成25年度に子育てスマイルマンション認定制度創設。目標値：2000戸(H34)

エ 省エネルギー住宅、長期優良住宅の普及促進

一定の省エネルギー対策を講じた住宅*ストック比率	15.4% (H20)	県営住宅での取組により民間住宅へ普及
長期優良住宅の年間認定戸数	2,071戸(H20)	2,250戸(H32)

※ 全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用した住宅のこと。

オ ひろしま住まいづくり支援ネットワークの活用

消費者・事業者向けセミナー、出前講座、住宅相談会の実施	7件(H22)	7件以上(毎年度)
ひろしま住まいづくりコンクールの実施	1回(H22)	1回(毎年度)

カ 住宅リフォームの普及促進

住宅リフォーム工事に対する助成を行う市町数	5市(H23)	23市町(H25)
-----------------------	---------	-----------

キ 最低居住面積水準未達世帯の割合の改善

民営借家における最低居住面積水準*未達世帯の割合	18.8% (H20)	現状維持(H27)
--------------------------	-------------	-----------

※ 世帯人数に応じて健康で文化的な住生活を営むために、必要不可欠な住宅の面積を定めた水準のこと

※ 公営住宅の供給のサービス水準(施策対象世帯数に対する管理戸数のこと)を維持することにより、現状維持を図る

(4) 計画期間内における広島県内の公営住宅供給の目標量*

	平成23～27年度 (5年間)	平成23～32年度 (10年間)
公営住宅の供給目標量 (市町営の公営住宅を含む)	7,500戸	14,500戸

※ 計画期間内における建設戸数と、管理中の既存ストックを活用した空き家募集により提供する戸数を合計したもの

3 県の主要住宅施策

(1) サービス付き高齢者向け住宅の登録促進

平成 23 年 4 月に改正公布された「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、状況把握サービス、生活相談サービスその他高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度が創設された。

広島県、広島市及び福山市に登録窓口を設け、登録推進を進めている。

サービス付き高齢者向け住宅の登録件数及び戸数

	H23	H24	計
件数	53	73	126
戸数	1,566	2,463	4,029

(2) 子育てスマイルマンション認定制度の創設

ア 制度の目的

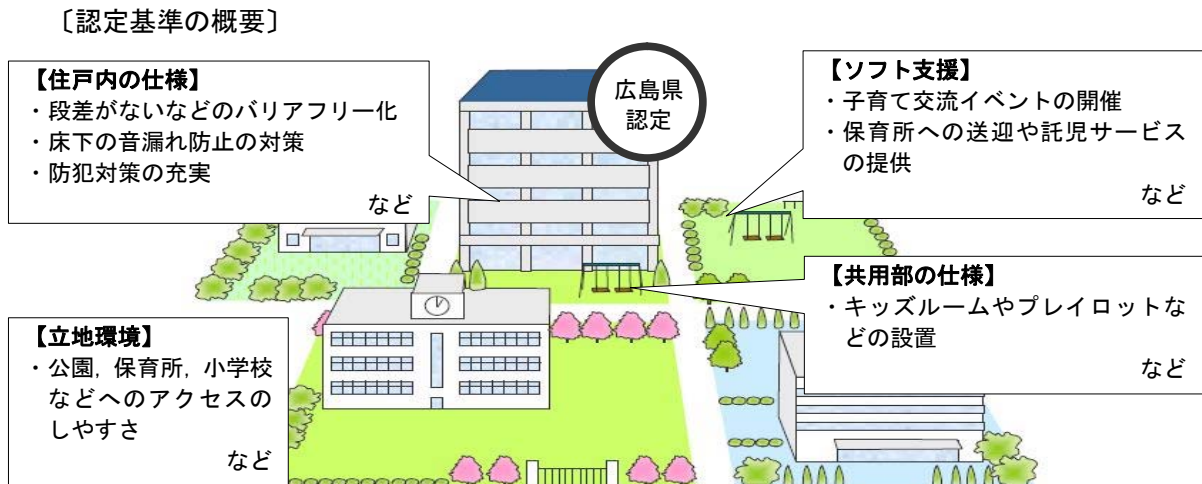
多様な人材が集まる魅力的な生活環境の創出に向け、「広島県子育てスマイルマンション認定制度」を創設し、子育てしやすいマンションの供給を促進するとともに、認定事例の情報発信により、子育て世帯の意識醸成を図ることで、「子育てしやすい住まい環境」の整備を促進する。

イ 制度の概要

県内のマンションを対象に、住戸内及び共用部などの仕様や子育て支援サービス提供などのソフト支援、立地環境において、子育てのしやすさに配慮したマンションを県が認定する。

認定マンション購入者に対しては、地元金融機関と連携した優遇金利の適用や物品の提供等特典の付与が行われる。

住宅供給者に対しては、認定を受けることで建築基準法に基づく総合設計制度を活用した容積率緩和が行われる場合がある。



(3) 住宅確保要配慮者の居住の安定確保

ア 居住支援協議会の設立

高齢者や障害者、外国人等は、家賃の支払い能力に問題が無い場合でも死亡時の対応や生活習慣の違いによる近隣トラブル等への懸念から、民間賃貸住宅への入居を拒否されることが多い。

こうした住宅確保に特に配慮を要する者の居住支援を多様な主体が連携して行うため、地方公共団体や関係事業者団体等を構成員とする、広島県居住支援協議会を新たに設立した。

本年度は民間賃貸住宅賃貸人等への意識調査や賃貸人等へのセミナーを開催する。

構成団体

地方公共団体	広島県，県内全市町（住宅及び福祉部局）
不動産関係団体	公益社団法人 広島県宅地建物取引業協会
	公益社団法人 全日本不動産協会広島県本部
	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会広島県支部
	一般社団法人 不動産流通経営協会中四国支部
居住支援団体	特定非営利活動法人 住宅支援びんご NPO センター

イ あんしん賃貸支援事業の推進

平成 20 年度から高齢者や障害者、外国人等の入居を受け入れる民間賃貸住宅、登録に協力する不動産事業者及び居住支援に協力する団体に関する情報提供等を行っている。

本年度は広島県居住支援協議会の事業として位置付け、あんしん賃貸住宅、協力店及び支援団体の登録の推進を図る。

4 住宅建設事業等

(1) 公営住宅の建設状況

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸することを目的として、国の補助金を受けて、建設を進めている。

公営住宅の建設状況（最近 5 箇年間）

区 分		年 度					累計 (S23~H24)	平成25年度 実施予定
		20	21	22	23	24		
県 営	公営 着工戸数(戸)	82	50	0	85	0	22,287 (230)	50
	事業費(千円)	248,810	961,900	0	101,537	706,950	—	—
市 町 営	公営 着工戸数(戸)	79	6	137	40	133	40,380	77
	事業費(千円)	326,072	796,928	507,260	238,190	1,626,054	—	—
県 市 町 計	公営 着工戸数(戸)	161	56	137	125	133	62,667	127
	事業費(千円)	574,882	1,758,828	507,260	339,727	2,333,004	—	—

- (注) 1. 県営の公営欄の()数は内数でPFI事業による買取戸数である。
 2. 県営の事業費欄の()数はPFI事業による買取金額である。
 3. 事業費は国費対象の事業費ベースである。

(2) 県営住宅の建設状況

県営住宅の建設状況

(着工ベース 単位：戸)

建設年度別	S23 ~40	41~ 45	46~ 50	51~ 55	56~ 60	61~ H2	3~ 7	8~ 12	13~ 17	18~ 22	23~ 24	累計 (S23~H24)
広島市	2,821 (136)	1,726 (334)	4,052 (360)	1,646	502	184	140	237	238 〔110〕	35	85	11,666 〔110〕 (830)
広島市周辺市町	138	729	199	40	458	74	122	78	60 〔60〕	110 〔60〕		2,008 〔120〕
小計	2,959 (136)	2,455 (334)	4,251 (360)	1,686	960	258	262	315	298 〔170〕	145 〔60〕	85	13,674 〔230〕 (830)
呉市	331	393	218	156	58	154	104	122		77		1,613
竹原市	107	96	60	50	20			44	84			461
三原市	179	96	312	280	133	8	8		48			1,064
尾道市	157	211	107	256	60	70	58	24	20			963
福山市	570	749	905	314	142	144	106	135				3,065
府中市			60		5	52	20					137
三次市	16		60	40	92	47	36					291
庄原市			30	80	52	6	8					176
大竹市	36	28	60	170								294
東広島市	82		119		96	60	58					415
安芸高田市					10	10	20					40
江田島市							2					2
安芸太田町					4	11	4					19
北広島町					16	10	4					30
世羅町						8	10					18
大崎上島町							6					6
神石高原町						8	20					28
小計	1,478	1,573	1,931	1,346	688	588	464	325	152	77	0	8,622
合計	4,437 (136)	4,028 (334)	6,182 (360)	3,032	1,648	846	726	640	450 〔170〕	222 〔60〕	85	22,296 〔230〕 (830)

(注) () 内は内数で、県営改良住宅分を表す。
〔 〕 内は内数で、PFI事業による買取戸数を表す。(買取ベース)

県営住宅の建替え、住戸改善の実施状況

(単位：戸)

建設年度別	S41~ 50	51~55	56~60	61~ H2	3~7	8~12	13~17	18~22	23~24	累計 (S35~H24)
建替	399	604	661	152	374	640	441 〔170〕	222 〔60〕	85	3,578 〔230〕
住戸改善	増築	(-) —	(-) —	(136) 136	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(136) 136
	改築	(-) —	(6) 362	(-) 417	(10) 498	(270) 581	(9) 537	(136) 1,262	(364) 1,741	(165) 165
	計	(-) —	(6) 362	(136) 553	(10) 498	(270) 581	(9) 537	(136) 1,262	(364) 1,741	(165) 165

(注) 1 () 内は内数で県営改良住宅分を表す。
2 [] 内は内数でPFI事業による買取戸数を表す。
3 改築の内には、昭和62年度より、高齢者のための設備の設置を含む。

(3) 住宅地区改良事業等の状況

ア 住宅地区改良事業

住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）に基づき、市町の申出により国土交通大臣が指定した地区の不良住宅を除去するとともに、改良住宅を建設して居住者をこれに入居させ、地区を整備することによって健全な住宅環境をつくるものである。

県内では 26（2）地区において、不良住宅除却買収戸数 2,900（764）戸、改良住宅建設 4,828（830）戸の実績がある。

（注）（ ）内は県事業を表す。

イ 小規模住宅地区等改良事業

不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は災害の防止を目的とし平成 9 年度に創設された。

事業の内容としては、小規模住宅地区改良事業及び空き家再生等推進事業がある。

ウ 改良住宅等改善事業

改良住宅等の建替、増改築等を行い、改良住宅等の居住水準及び住環境の向上を図ることを目的としている。

事業内容としては、建替事業、改良住宅ストック総合改善事業、既設改善関連建設事業及び駐車場整備事業がある。

(4) 街なみ環境整備事業

住宅が密集している等により住環境の整備改善を必要とする区域において、地区施設、住宅、生活環境施設の整備等住環境の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成することを目的としている。

街なみ環境整備事業実施状況

年 度	20	21	22	23	24	25年度 実施予定
施 行 地 区	3	3	3	3	5	6

5 県営住宅の管理状況等

(1) 県営住宅の管理状況

県営住宅は、平成25年4月1日現在で県内12市3町に16,688戸あり、住宅管理業務は、入居者の募集、選考及び決定、家賃徴収、住宅の維持修繕等多岐にわたる。

入居者の募集は、6・10・2月のほか必要に応じて行っている。また、募集に当たっては、新聞や県・市町の広報誌等による広報活動を実施している。

入居者の選考及び決定については、新築及び空家住宅とも公募のうえ公開抽選により入居者を決定している。

家賃徴収については、口座振替制度の普及、滞納者の事情聴取や戸別訪問、夜間休日の督促・徴収、年3回の徴収強化月間の設定などにより、収納率の向上と長期滞納者の発生の未然防止に努めている。また、生活困窮者等の家賃負担能力の低い入居者に対しては、家賃減免制度の利用を指導するなど、きめこまかい対応を図っている。

また、長期滞納者については、住宅明渡請求訴訟等の法的措置を講じているが、近年の経済状況を反映し、長期滞納者が後を絶たない状況である。

住宅の維持修繕については、日々の小規模な修繕等は速やかに対応するとともに、大規模修繕についても、順次計画的に行っている。

なお、複雑多様化している県営住宅の管理に対応することを目的とし、指定管理者制度を導入し、管理業務の適正化と合理化を図っている。

種別、構造別、所在地別県営住宅管理戸数 (H25.4.1現在, 単位: 戸)

所在地	団地数	公 営 住 宅 ・ 改 良 住 宅			特 別 住 宅	合 計
		中 耐	高 層	小 計	低 耐	
広島市	32	5,902 [136]	2,499 [650]	8,401 [786]		8,401 [786]
呉市	13	834	221	1,055	1	1,056
竹原市	4	198		198		198
三原市	9	786		786		786
尾道市	13	719		719		719
福山市	15	2,002	90	2,092		2,092
府中市	2	120		120		120
三次市	5	211		211		211
庄原市	3	160		160		160
大竹市	3	230		230		230
東広島市	4	275	50	325		325
廿日市市	3	1,196		1,196		1,196
安芸郡海田町	3	278		278		278
〃 熊野町	2	548	144	692		692
〃 坂町	4	54	170	224		224
合計	115	13,513 [136]	3,174 [650]	16,687 [786]	1	16,688 [786]

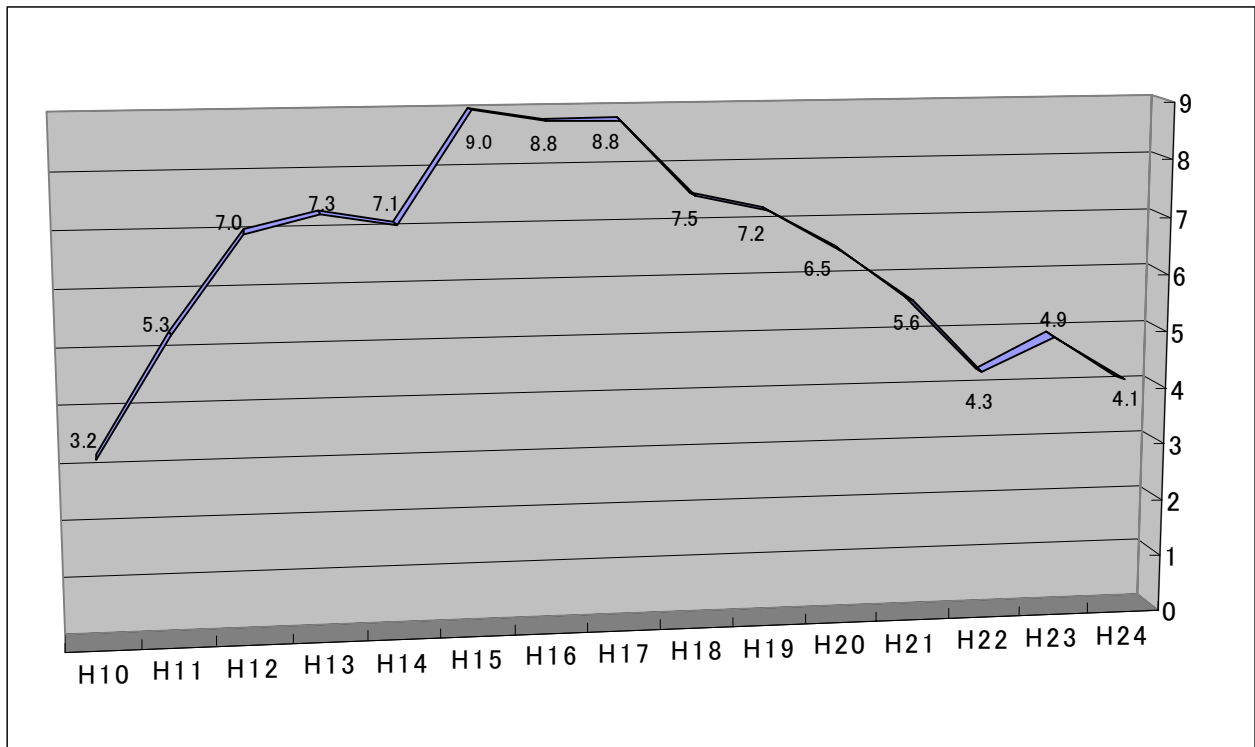
※ [] は改良住宅の戸数で内数

(2) 県営住宅応募倍率の推移

平成 10 年度以降の応募倍率の推移を見ると、世帯収入 400 万円未満の世帯が県全体の 52% となる等、低額所得者の急増に伴う県営住宅への需要の高まりにより、応募倍率は急激に増加した。

その後、平成 21 年 4 月に改正公営住宅法施行令が施行され、入居者の収入制限の上限額が低減されたこと、郊外の団地について申込者数が募集住宅の戸数を下回る場合があること等により、近年の応募倍率は下落傾向にある。

図 県営住宅応募倍率推移



第10章 營繕



県立福山若草園（福山市水呑口町）

1 営繕工事の概要

営繕課は、平成24年度の組織改正により、総務局から土木局に編入され、県営住宅整備部門及び特殊設備部門を集約し、建築・設備部門を一元化することで、魅力ある公共建築物の創造や、施設の効率的な維持管理に取り組んでいる。

営繕課では、各局等からの工事依頼により、建築物等の設計や、工事の監理・検査等の営繕工事を行い、県民の共有財産としてふさわしい施設とするため、耐久性・耐震性・メンテナンス等に優れた建物となるように配慮している。また、誰もが使いやすいようにユニバーサルデザインへの対応や、環境に配慮した省エネルギー対策などの新しい取り組みを行うとともに、コスト縮減による効率的な予算執行など、その適正な事業執行に努めている。

平成24年度は、主なものとして、県立障害者リハビリテーションセンター医療センター棟整備工事などの他、引き続き、県立学校の耐震化工事を行っている。

また、委託業務では、県営吉島住宅（3期）のほか高等学校改築工事等の6件でプロポーザル方式を採用して設計者の選定を行っている。

2 魅力ある建築物創造事業

(1) 目的

魅力ある公共建築物を創造する仕組みを構築するとともに、クリエイティブな人材の誘引・育成などを通して、広島発の魅力ある建築物を持続的に創造し、本県のブランドイメージの向上を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

① 魅力ある公共建築物を創造する仕組み

ア 建築系のクリエイティブな人材を多く擁する団体（建築学会、建築士会、建築家協会）との包括協定締結

イ 発想とデザインを重視した、「広島型建築プロポーザル方式」の確立・実施

ウ 広島型建築プロポーザル方式の市町への普及

エ 県の取組みに関する積極的な情報提供

② 民間建築物への波及

ア クリエイティブな人材を育成

イ 民間建築物を対象とした表彰制度

ウ 県内在住の建築家が受賞・入賞した作品の県ホームページなどでの紹介

平成24年度 工事実施状況

(単位：千円)

工 事 内 容	件数	金額	総務局	企画振興局	環境民局 (県民生活部)	環境民局 (環境部)	健康福祉局	商工労働局	農林水産局	土木局 (土木整備部)	土木局 (空港港湾部)	都市局	企業局	病院事業局	教育委員会	公安委員会	計	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成23年度 以前からの 債務負担行為 (既契約繰越)分	建築		0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	3	0	0	21	1	29
	電気		0	0	0	0	0	0	0	0	115,361	0	971,314	0	0	3,125,754	537,014	6,519,856
	機械		0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	5	0	0	8	2	24
	計		0	0	0	0	0	0	0	0	362,240	0	560,962	0	0	417,946	230,303	2,325,648
A	建築		0	0	0	0	2	0	0	2	0	8	0	0	0	11	1	24
	電気		0	0	0	0	0	0	0	22,125.3	0	489,951	0	0	0	554,907	146,327	2,422,771
	機械		0	0	0	0	0	0	0	10	0	16	0	0	40	4	77	
	計		0	0	0	0	0	0	0	698,854	0	2,022,227	0	0	4,098,607	913,644	11,268,275	
B	建築		11	0	0	2	3	1	0	3	0	15	0	2	48	5	90	
	電気		659,529	0	0	78,926	148,229	34,335	0	64,733	0	659,749	0	190,634	2,633,434	125,625	4,595,194	
	機械		9	1	0	1	4	1	0	0	0	7	0	1	4	1	29	
	計		116,311	44,510	0	44,710	107,456	53,025	0	0	0	506,684	0	32,562	158,074	8,289	1,071,621	
C	建築		3	0	0	0	2	0	0	2	0	7	0	1	10	1	26	
	電気		34,970	0	0	0	23,216	0	0	117,555	0	720,164	0	26,880	213,703	16,386	1,152,874	
	機械		23	1	0	3	9	2	0	5	0	29	0	4	62	7	145	
	計		810,810	44,510	0	123,636	278,901	87,360	0	182,288	0	1,886,597	0	250,076	3,005,211	150,300	6,819,689	
平成25年度 以降の 債務負担行為 (既契約繰越)分	建築		1	0	0	0	2	0	0	0	0	3	0	1	20	2	29	
	電気		572,250	0	0	0	1,450,684	0	0	0	0	354,566	0	24,334	1,493,162	121,425	4,016,421	
	機械		1	1	0	0	3	1	0	1	0	5	0	0	2	2	16	
	計		29,277	26,707	0	519,074	42,420	42,420	0	130,472	0	575,055	0	0	115,337	46,474	1,484,816	
平成24年度 執行額	建築		1	0	0	0	2	0	0	2	0	10	0	0	5	1	21	
	電気		22,050	0	0	0	562,651	0	0	177,407	0	594,323	0	0	155,104	30,430	1,541,965	
	機械		3	1	0	0	7	1	0	3	0	18	0	1	27	5	66	
	計		623,577	26,707	0	2,532,409	42,420	42,420	0	307,879	0	1,523,944	0	24,334	1,763,603	198,329	7,043,202	
A + B - C (件数はA+B)	建築		11	0	0	3	4	1	0	5	0	18	0	2	69	6	119	
	電気		87,279	0	0	95,558	451,326	34,335	0	180,094	0	1,276,497	0	166,300	4,266,026	541,214	7,098,629	
	機械		9	1	0	1	7	1	0	6	0	12	0	1	12	3	53	
	計		87,034	17,803	0	44,710	342,579	10,605	0	231,768	0	492,591	0	32,562	460,683	192,118	1,912,453	
A + B - C (件数はA+B)	建築		3	0	0	0	4	0	0	4	0	15	0	1	21	2	50	
	電気		12,920	0	0	0	470,898	0	0	161,401	0	615,792	0	26,880	613,506	132,283	2,033,680	
	機械		23	1	0	4	15	2	0	15	0	45	0	4	102	11	222	
	計		187,233	17,803	0	140,268	1,264,803	44,940	0	573,263	0	2,384,880	0	225,742	5,340,215	865,615	11,044,762	

3 営繕工事の執行状況

平成24年度 主要営繕工事一覧 (1億円以上)

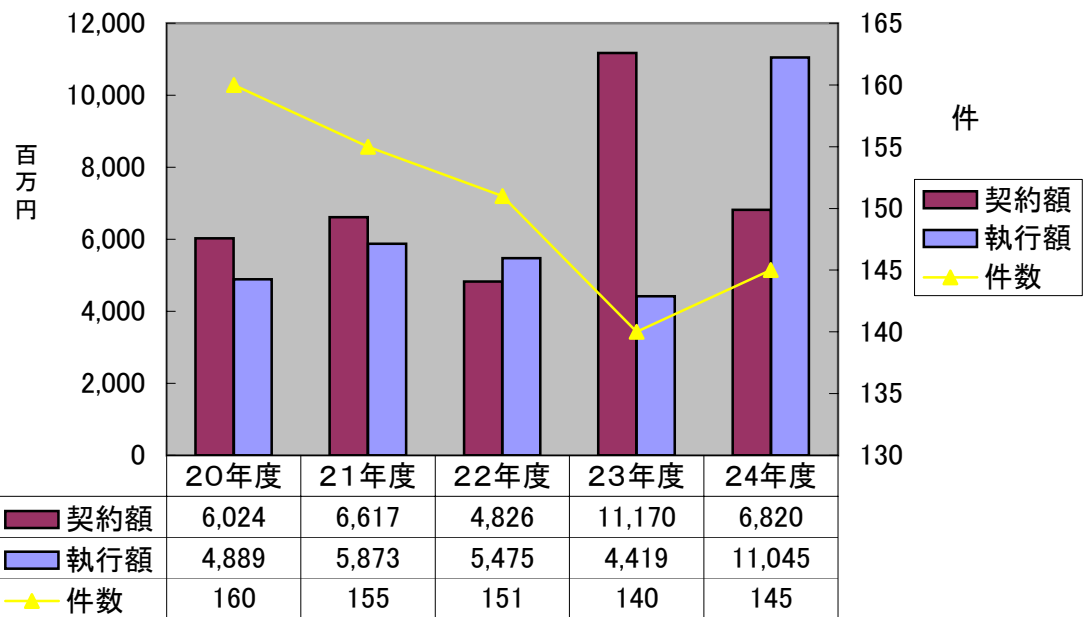
(平成25年3月31日) (単位:千円)

区分	工 事 名	工事箇所	工種	契約金額	着手年月日	完成年月日	備考
H 23	県立広島障害者リハビリテーションセンター医療センター棟整備 建築工事	東広島市西条町	建築	1,770,825	H23.12.20	H27.3.25	継続
	県立障害者リハビリテーションセンター医療センター棟整備衛生 設備工事	東広島市西条町	機械	556,500	H23.12.20	H27.3.25	継続
	県立障害者リハビリテーションセンター医療センター棟整備空気 調和設備工事	東広島市西条町	機械	438,900	H23.12.20	H27.3.25	継続
	県立障害者リハビリテーションセンター医療センター棟整備強電 設備工事	東広島市西条町	電気	453,833	H23.12.20	H27.3.25	継続
	県立障害者リハビリテーションセンター医療センター棟整備弱電 設備工事	東広島市西条町	電気	230,059	H23.12.20	H27.3.25	継続
	(仮称) 佐伯警察署庁舎新築工事	広島市佐伯区	建築	569,293	H23.12.20	H25.8.9	継続
	(仮称) 佐伯警察署庁舎新築機械設備工事	広島市佐伯区	機械	146,327	H23.12.14	H25.8.9	継続
	(仮称) 佐伯警察署庁舎新築電気設備工事	広島市佐伯区	電気	195,275	H23.12.10	H25.8.9	継続
	野間川ダム電気通信設備工事(監視・制御設備他)	三原市久井	電気	126,545	H23.7.7	H24.7.31	完成
	芦田川浄化センターNo.2主ポンプ棟(電気)施設工事	福山市箕沖町	電気	551,250	H23.12.20	H25.12.20	継続
	芦田川浄化センターNo.2主ポンプ棟(建築)施設工事	福山市箕沖町	建築	129,976	H24.1.19	H24.12.14	完成
	芦田川浄化センターNo.2主ポンプ設備工事	福山市箕沖町	機械	199,815	H24.1.7	H25.12.20	継続
	本川排水機場ポンプ設備工事	竹原市塩町	機械	280,781	H24.1.11	H25.9.30	継続
	本川排水機場電気設備工事	竹原市塩町	電気	213,472	H24.9.25	H25.9.30	継続
	県営吉島住宅(仮称)2期建築その他工事	広島市中区	建築	390,808	H23.9.28	H25.2.15	完成
	県営舟入住宅(仮称)建築その他工事	広島市中区	建築	519,011	H24.3.17	H25.10.31	継続
	広島県立三次青陵高等学校校舎(29号棟)耐震改修工事	三次市大田幸町	建築	113,058	H23.10.25	H24.6.15	完成
	広島県立熊野高等学校校舎(1号棟)耐震・内部改修及びアスベ スト対策工事	安芸郡熊野町	建築	229,585	H23.10.16	H24.10.26	完成
	広島県立神辺旭高等学校校舎(1号棟)耐震・内外部改修及びア スベスト対策工事	福山市神辺町	建築	356,420	H23.11.16	H25.3.15	完成
	広島県立呉宮原高等学校校舎(1号棟)改築工事	呉市宮原	建築	347,174	H23.12.28	H25.3.22	完成
	広島県立黒瀬高等学校屋内運動場及び格技場改築工事	東広島市黒瀬町	建築	395,745	H24.2.8	H25.3.29	完成
	県立福山北特別支援学校移転整備に伴う体育館及び食堂棟改築工 事	福山市下加茂町	建築	258,036	H23.11.15	H24.12.25	完成
	県立福山北特別支援学校移転整備に伴う校舎棟増築及び耐震・内 外部改修工事	福山市下加茂町	建築	1,263,234	H23.12.20	H24.12.25	完成
県立福山北特別支援学校移転整備に伴う校舎棟増築及び耐震・内 外部改修機械設備工事	福山市下加茂町	機械	284,133	H23.12.22	H24.12.25	完成	
県立福山北特別支援学校移転整備に伴う校舎棟増築及び耐震・内 外部改修電気設備工事	福山市下加茂町	電気	200,957	H23.12.13	H24.12.25	完成	
県立福山北特別支援学校移転整備に伴う屋外プール新築工事	福山市下加茂町	建築	141,979	H24.2.9	H24.12.25	完成	
県立総合体育館自動火災報知器設備更新装置	広島市中区	電気	125,103	H23.7.1	H24.3.29	完成	
H 24	広島県庁農林庁舎耐震改修その他工事	広島市中区	建築	572,250	H25.3.16	H26.3.24	継続
	県立広島病院救命救急部改修その他工事	広島市南区	建築	136,559	H24.12.13	H27.3.25	継続
	広島情報プラザ防災・防犯設備改修工事	広島市中区	電気	108,658	H25.1.19	H26.1.31	継続
	芦田川浄化センターNo.2主ポンプ棟沈砂設備工事	福山市箕沖町	機械	257,250	H24.5.2	H25.12.20	継続
	芦田川浄化センターNo.2主ポンプ棟(建築)施設工事	福山市箕沖町	建築	128,720	H24.1.19	H24.12.14	継続
	県営長寿園南高層住宅2号館トータルリモデル工事(9工区)	広島市中区	建築	238,710	H24.8.4	H25.3.29	完成
	芦田川浄化センター水処理16池他(電気)設備工事	福山市箕沖町	電気	430,500	H24.10.3	H26.2.28	継続
	芦田川浄化センター水処理16池他(機械)設備工事	福山市箕沖町	機械	209,517	H25.1.16	H26.2.28	継続
	芦田川浄化センター第2バッキ沈砂池(機械)設備工事	福山市箕沖町	機械	114,975	H24.10.31	H26.2.28	継続
	広島県立福山工業高等学校校舎(46,49,56号棟)耐震改修工事	福山市引野町	建築	127,470	H24.12.8	H25.11.15	継続
	広島県立河内高等学校校舎(15-1号棟外)耐震改修工事	東広島市河内町	建築	150,465	H24.12.4	H25.10.31	継続
	広島県立音戸高等学校校舎(1号棟)改築工事	呉市音戸町	建築	448,350	H25.2.5	H26.3.14	継続
	広島県立吉田高等学校食品製造実習室外新築その他工事	安芸高田市吉田町	建築	114,240	H25.1.12	H25.8.9	継続
	広島県立宮島工業高等学校校舎(1,4号棟)耐震改修工事	廿日市市物見西	建築	105,263	H25.2.27	H25.12.20	継続
	広島県立広島観音高等学校屋内運動場耐震改修その他工事	広島市西区	建築	122,378	H25.2.27	H25.10.31	継続
	広島県立尾道東高等学校校舎(2・6・21号棟)耐震改修工事	尾道市東久保町	建築	159,495	H25.3.16	H26.3.17	継続
	広島県立上下高等学校校舎(9号棟)耐震改修その他工事	府中市上下町	建築	117,180	H25.3.19	H25.12.26	継続

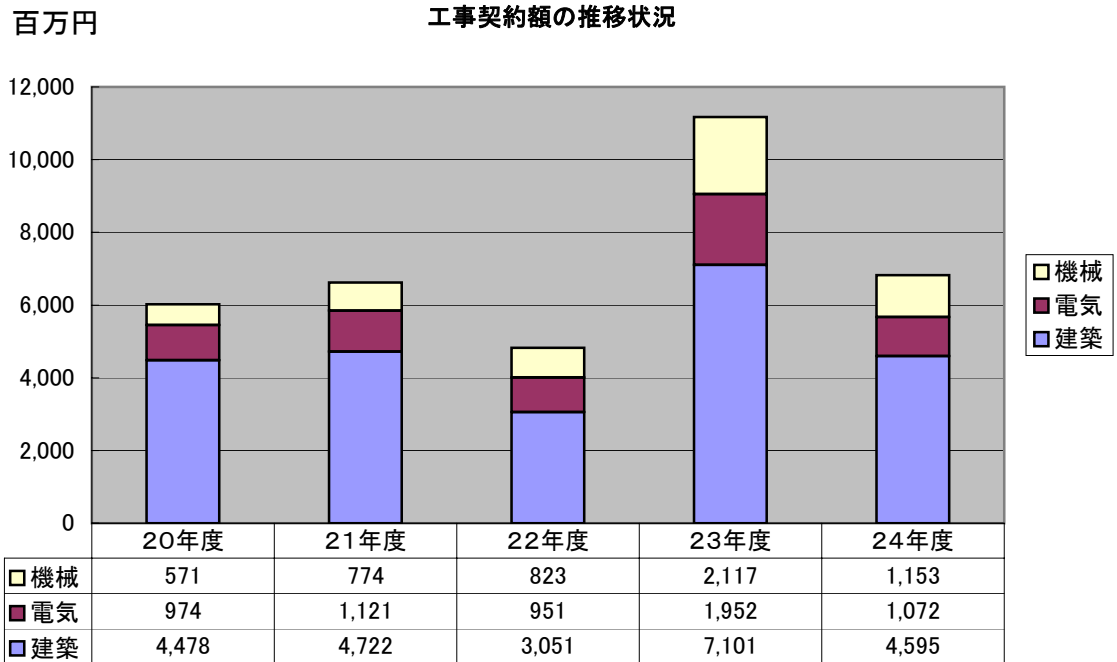
(注) 1. 契約金額は、千円未満を四捨五入した。

2. 完成年月日は、契約工期末である。

年次別工事執行状況

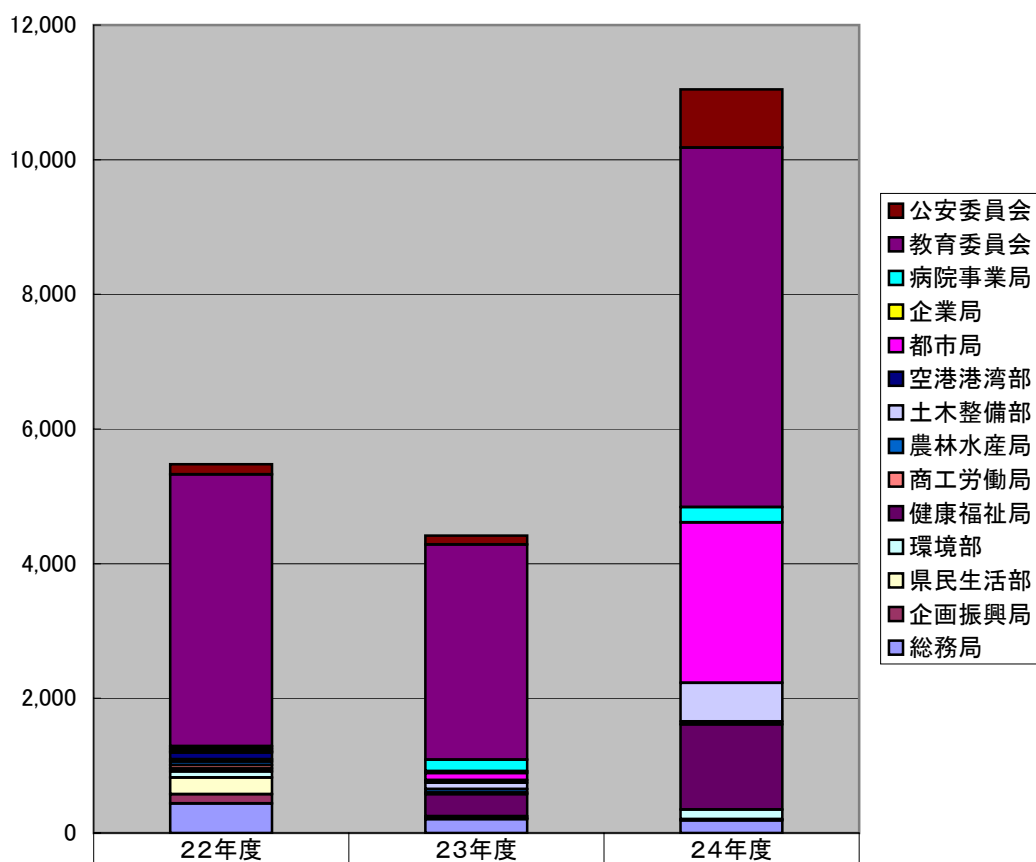


工事契約額の推移状況



部門別工事執行額の推移状況

百万円



	22年度	23年度	24年度
公安委員会	153	134	865
教育委員会	4,033	3,198	5,340
病院事業局	41	168	226
企業局	38	32	0
都市局	15	101	2,385
空港港湾部	103	39	0
土木整備部	31	96	573
農林水産局	51	54	0
商工労働局	56	22	45
健康福祉局	40	328	1,265
環境部	90	30	140
県民生活部	248	12	0
企画振興局	139	0	18
総務局	436	206	187

第 1 1 章 災害復旧



(被災直後)



(復旧後)



(被災直後)



(復旧後)

一般県道 中迫川北線 (庄原市川北町)

1 災害復旧事業の概要

災害復旧事業は、暴風、洪水、高潮、地震、その他異常な天然現象によって被災した公共土木施設を復旧し、公共の福祉と住民生活の安定を図ることを目的としている。

公共土木施設に係る災害復旧事業は、3か年で復旧を完了することとなっているが、近年は、2年度目までにほぼ完了するよう、早期復旧に努めている。

なお、平成24年度及び過去における公共土木施設災害復旧事業の査定状況並びに本県における戦後の主要な災害は、次のとおりである。

2 災害復旧事業の査定状況

(1) 平成24年度発生災害（広島市を除く）

（単位：件数、千円）

工種	県		市町		県・市町合計		
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	
各工種別内訳	河川	100	513,292	81	368,367	181	881,659
	海岸	—	—	—	—	—	—
	砂防	9	39,492	—	—	9	39,492
	急傾斜	—	—	—	—	—	—
	道路	10	102,737	95	275,969	105	378,706
	橋梁	—	—	—	—	—	—
	港湾	—	—	—	—	—	—
	海岸(港湾に係るもの)	—	—	—	—	—	—
	公園	—	—	—	—	—	—
合計	119	655,521	176	644,336	295	1,299,857	

(2) 過去の発生災害（広島市を除く）

ア 箇所数

（単位：件数）

年災	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
県	146	352	579	763	2	10	226	656	76	119
市町	174	463	321	648	11	11	253	745	111	176
合計	320	815	900	1,411	13	21	479	1,401	187	295

イ 金額

（単位：千円）

年災	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
県	741,302	7,771,659	5,711,962	8,214,963	21,010	48,119	1,705,105	5,175,734	718,863	655,521
市町	501,193	2,102,092	1,313,927	2,904,094	24,112	27,004	894,749	4,216,335	456,961	644,336
合計	1,242,495	9,873,751	7,025,889	11,119,057	45,122	75,123	2,599,854	9,392,069	1,175,824	1,299,857

3 広島県の主要災害（昭和20年以降）

発生年月日	種別	気象		人的被害			家屋被害					土木被害				農地被害		その他		備考
		最大風速	雨量	死者	負傷者	行方不明	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	河川	道路	橋梁	山崩	田畑流失	田畑冠水	鉄道	船	
S20. 9.17	台風	m/s 30.2	mm 218.7	人 1,231	人 1,077	人 783	戸 2,185	戸 3,538	戸 -	戸 24,193	戸 23,359	か所 1,303	か所 1,223	か所 1,103	か所 -	丁 3,857	丁 10,651	か所 -	隻 -	枕崎台風
S25. 9.14	"	28.1	144.4	1	1	-	66	403	-	4,592	23,505	174	141	29	-	34	3,595	1	23	キジヤ台風
S26.10.15	"	33.9	260.3	132	361	34	716	1,267	1,679	5,726	17,863	1,567	3,039	554	487	3,470	1,568	15	1,371	ルース台風
S28. 6. 4 ~ 6. 7	"	13.2	239.7	2	-	-	13	13	13	58	909	117	171	42	134	28	1,807	-	9	
S28. 7.16 ~ 7.22	梅雨	9.4	181.8	-	1	-	3	3	2	70	410	253	230	119	972	457	5,034	14	-	
S29. 9.13 ~ 9.14	台風	26.2	167.0	2	9	-	30	331	447	10,509	22,912	93	314	5	5	813	4,862	-	33	ジェーン台風
S35. 7. 7 ~ 7. 8	梅雨	8.9	144.2	18	27	-	39	48	88	763	8,081	267	645	164	495	865	11,162	16	-	
S39. 6.24 ~ 6.27	"	9.7	269.0	7	20	-	5	13	2	47	4,264	328	230	-	-	344	-	-	-	
S40. 6.18 ~ 6.21	"	5.7	291.0	17	28	-	33	82	53	4,353	34,741	1,077	397	85	-	154	-	39	-	
S42. 7. 7 ~ 7. 9	"	6.0	198.5	159	231	-	532	701	643	4,898	32,910	1,715	1,065	108	-	93	-	110	25	呉地区集中豪雨
S44. 6.28 ~ 7. 8	"	-	511.0	7	21	-	23	37	133	595	10,237	827	924	13	317	44	6,371	8	-	
S47. 7. 9 ~ 7.14	"	6.7	552.0	35	105	4	349	2,170	486	5,169	11,031	7,360	4,637	313	950	169か所		189	1	三次 564mm
S47. 8.20 ~ 8.21	低気圧	9.5	206.0	2	9	-	16	19	60	512	4,950	8,703	5,696	332	1,220	714か所		18	-	
S51. 9. 8 ~ 9.13	台風前線	21.5	457.0	16	29	-	29	35	123	321	6,353	3,219	2,828	22	-	81.56ha		40	-	
S54. 6.26 ~ 7. 2	梅雨	-	422.0	1	5	-	5	7	93	152	3,201	2,552	1,494	18	494	141ha		25	-	
S56. 6. 25 ~ 7. 4	"	-	618.0	4	11	-	2	5	55	22	902	1,823	1,570	4	2	652.1ha		50	-	江田島町, 呉市 山崩れ
S58. 7.20 ~ 7.23	"	-	518.0	-	2	-	8	3	14	73	538	2,857	1,274	19	-	201ha		8	-	昭和58年7月豪雨
S60. 6.21 ~ 7. 6	"	-	1,080.0	2	3	-	6	20	56	441	3,119	4,594	2,731	12	-	184 ha	14 ha	75	-	
S63. 7.20 ~ 7.21	"	-	276.0	14	11	-	38	20	15	72	459	304	219	7	59	29.39ha		21	33	
H 3. 9.27 ~ 9.28	台風	36.0	182.0	6	49	-	50	442	22,661	3,005	9,162	23	160	2	3	38か所		88	668	台風第19号
H 5. 6.28 ~ 7. 5	梅雨	-	142.0	4	1	-	1	1	14	5	285	667	619	3	2	36.00ha		4	-	
H11. 6.24 ~ 7. 3	"	-	446.0	31	59	1	101	68	300	1,284	2,763	1,767	963	18	-	2,638か所		62	-	平成11年6月29日 梅雨前線豪雨
H11. 9.23 ~ 9.24	台風	32.1	145.0	5	60	-	2	7	1,296	141	1,033	206	160	2	-	178か所		66	-	台風18号
H13. 3.24	地震	-	-	1	193	-	49	344	33,609	-	-	53	704	8	-	-		-	-	平成13年芸予地震 マグニチュード6.7 最大震度6弱
H16. 8.30 ~ 8.31	台風	18.0	164.0	-	9	-	1	4	88	1,379	5,799	61	61	-	-	11.48ha		-	-	台風16号
H16.9.7 ~ 9.8	"	33.3	154.0	5	142	-	27	204	16,582	860	3,128	65	140	-	-	6.60ha		-	-	台風18号
H17.9.6 ~ 9.7	"	19.3	346.0	-	13	-	7	75	135	240	1,741	469	275	6	-	55.36ha		-	-	台風14号
H18.7.14 ~ 7.21	梅雨	-	175.0	-	-	-	-	-	3	4	100	465	209	-	-	90.82ha		3	-	梅雨前線豪雨
H18.9.16 ~ 9.18	台風	21.5	259.0	1	7	1	4	8	37	76	419	462	214	9	-	88.25ha		-	-	台風13号
H21.7.19 ~ 7.27	梅雨	-	187.5	1	4	-	3	-	17	29	271	274	167	1	-	13.16ha		11	-	梅雨前線豪雨
H22.7.11 ~ 7.16	梅雨	-	516.0	5	6	-	19	35	72	254	1,407	831	413	3	-	82.87ha		39	-	梅雨前線豪雨

＝ 第 1 2 章 公共用地・土地収用 ＝



一般国道183号 道路改良事業（三次市十日市南）

1 公共用地の取得

(1) 必要性

活力ある県土の構築と安全で快適な環境づくりを推進していくためには、道路・港湾等の事業による交通体系の整備、治水・砂防等の事業による県土の保全、下水道・公園事業による住環境などの安定を図る整備が必要である。こうした事業を実施していくためには、公共用地の取得等が不可欠である。

(2) 事務の概要

公共用地取得等の事務は、必要な事業計画の周知を図り、土地等の権利者との交渉を行って、契約等の手続きを経て、土地等を事業用地として取得又は使用する事務である。

国では、土地等を取得又は使用する場合の取扱いを統一するため、昭和37年に「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」が閣議決定された。

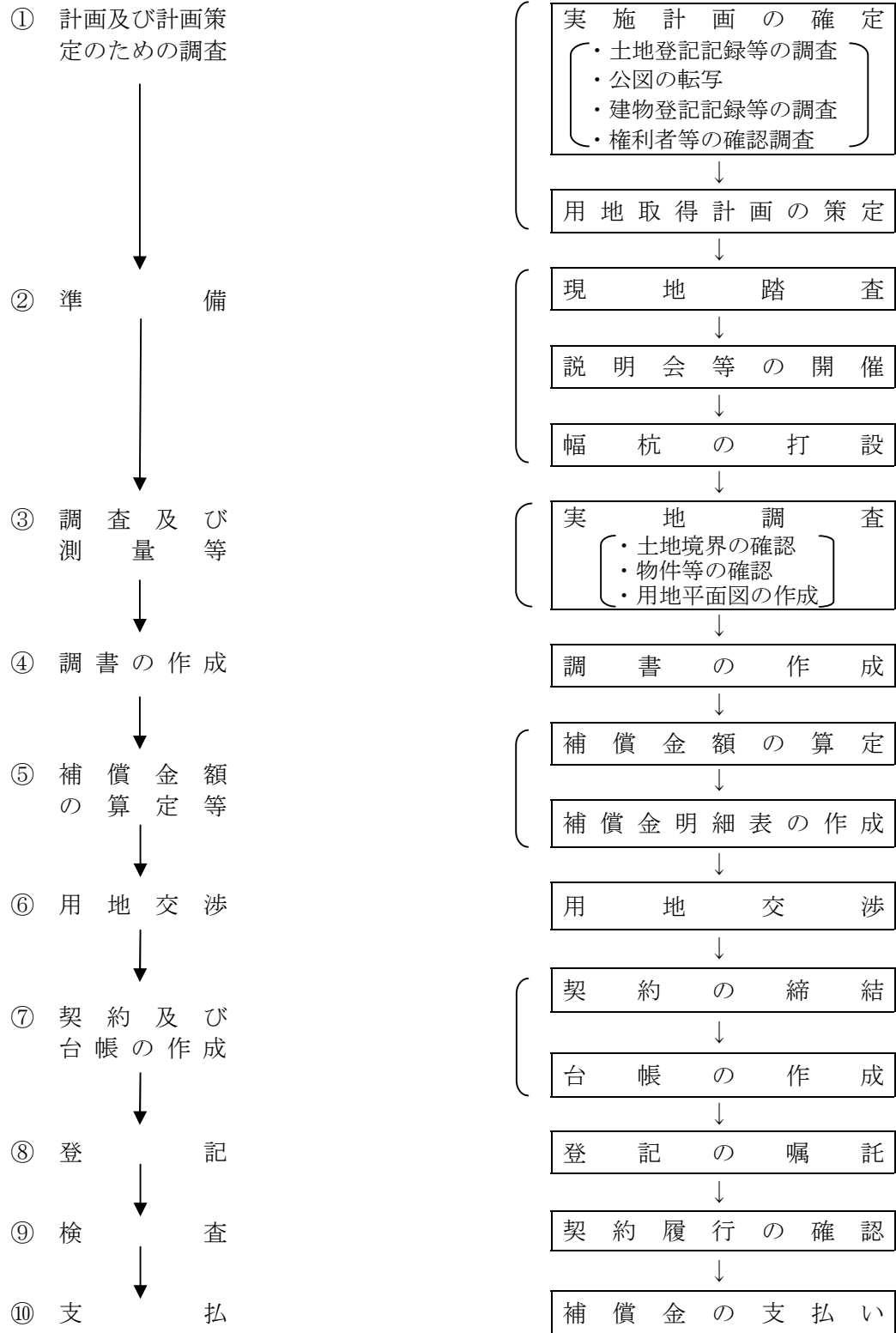
本県においても、この要綱に従い「広島県の施行する公共事業に伴う損失補償基準」を制定し、損失補償の方法、補償額算定の時期、土地等の取得又は使用に係る補償及びこれに伴い通常生ずる損失の補償に関する規定を設けて、これに基づき用地取得事務の適正な執行に努めているところである。

(3) 取得促進の方策

「公共用地取得促進プログラム」（平成18年3月制定）を定め、事業効果の早期発現と説明責任の向上を図りながら計画的かつ積極的な用地取得に努めるとともに、先行取得制度の活用を図りながら、用地保有量の適正な確保等に積極的に取り組んでいる。

(参考) 用地取得の手順

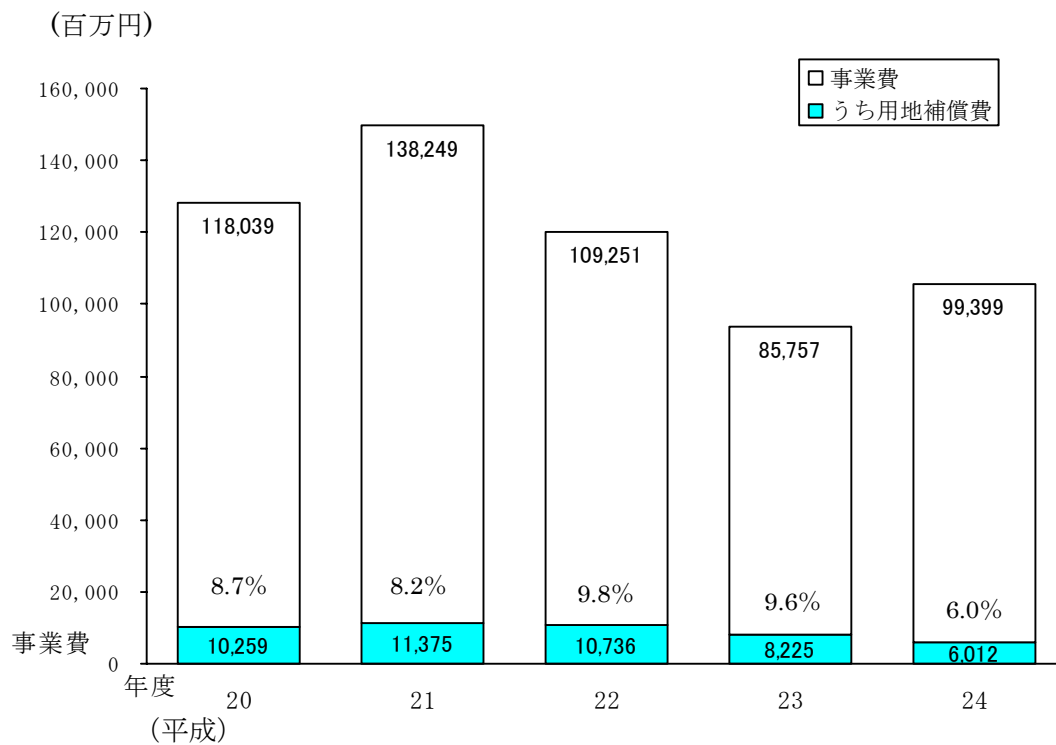
公共事業のための用地取得は、次のような手順で進めている。



2 公共事業における用地取得実績

用地費及び補償費						
年度	用地取得箇所数	用地費		補償費		計 (単位：千円)
		取得面積 (単位：㎡)	金額 (単位：千円)	物件件数(建物) (単位：件)	金額 (単位：千円)	
H20	393	492,440	4,261,047	964(172)	5,997,959	10,259,006
H21	425	452,942	4,237,326	841(158)	7,137,948	11,375,274
H22	395	423,950	3,664,395	706(105)	7,071,636	10,736,031
H23	371	756,791	2,877,848	813(150)	5,347,485	8,225,333
H24	348	422,773	1,745,477	640(131)	4,267,340	6,012,817

公共事業等（最終予算額）に占める用地補償費の推移



3 土地収用制度の活用

公共事業を円滑に推進するために、公共用地の取得に伴い必要に応じて、土地収用制度を活用している。この制度は、大きく分けて次の二つの手続きがある。

(1) 事業認定

国土交通大臣又は都道府県知事が、事業が真に公共のためになるものであること等を確認し、起業者に対して、土地を収用し、又は使用することができるという地位を付与する制度

- 大臣が認定する事業 : 主に国又は都道府県等が起業者である事業
- 知事が認定する事業 : 主に市町等が起業者である事業

平成 24 年度における事業認定

大臣認定（起業者：広島県）

事業名	起業地	事業認定告示年月日
該当事業なし		

知事認定（起業者：市町等）

事業名	起業者	事業認定告示年月日
(仮称) 三次市民ホール建設事業及びこれに伴う市道付替工事	三次市	24. 11. 1

(2) 裁決

収用委員会が、私有財産に対する正当な補償を定め、土地等の収用又は使用を決定する制度

平成 24 年度における裁決申請件数（起業者：広島県）

事業名	件数
該当事業なし	

第13章 建設業



砂防激甚災害対策特別緊急工事（5工区）篠堂川支川堰堤（庄原市川北町）

1 建設業の構造改善

建設産業は、我が国の主要な産業の一つであり、住宅・社会資本の整備に対して、多様化・高度化する人々の要求を実現させる重要な役割を果たしている。ところが、社会全体の構造改革が求められている中で、建設産業においても、建設投資が低迷し、将来的にも大きな伸びが期待できないという厳しい状況にあり、また、建設市場の国際化による競争が激化するなど、大きな構造変化に直面している。受注の減少や利益率の低下等により、大手の建設業者も倒産するなど、建設業は非常に厳しい経営環境に直面している。また、公共工事においては、国・都道府県の厳しい財政状況による公共事業費の大幅な削減に伴い、発注件数及び発注金額とも、年々減少している。

こうした状況の中で、今後は、各企業が、自己責任と自助努力で経営の革新などを進めることにより、建設産業全体の構造改善を促進させることが重要である。

平成 23 年 6 月には、建設業の現状と課題を踏まえ、今後の建設産業の再生方策を策定することを目的として、国土交通省建設産業戦略会議において「建設産業の再生と発展のための方策 2011」が取りまとめられた。

広島県においても、平成 23 年 8 月には、これからの建設産業の進むべき方向性を示し、再生のための環境整備を目的とした「広島県建設産業ビジョン 2011」を策定し、このビジョンに基づく支援施策に取り組むこととした。

また、平成 23 年度から「建設業新分野進出支援事業」を実施し、地域の安全・安心を担う建設業者の新分野進出に際し、調査・研究開発や販路開拓及び設備投資の経費の一部助成を行うこととした。

【交付決定】〔平成 24 年度〕 50,985 千円（11 者）

2 建設業の許可

建設業の健全な発展を促進し、適正な建設工事を確保するため、昭和 24 年に建設業法が制定され、同法の規定に基づき、一定規模以上*の建設工事を請け負うことを営業とする者は、建設業の許可を受けなければならないこととされている。

（※一定規模以上=1件の請負工事の規模が、①建築一式工事では請負代金1,500万円以上又は延べ面積150m²以上の木造住宅工事、又は②建築一式工事以外では請負代金500万円以上の工事）

各年度末における建設業許可業者数及び年間許可申請処理件数の推移は、次のとおりである。

建設業許可業者数の推移

(単位：者)

区分 \ 年度	20	21	22	23	24
知事許可業者	12,742	12,801	12,388	11,958	11,564
県内大臣許可業者	263	251	248	255	255
計	13,005	13,052	12,636	12,213	11,819

年間許可申請処理件数（知事許可）

(単位：件)

区分 \ 年度	20	21	22	23	24
新規	481	497	496	433	494
業種追加	152	207	220	209	206
更新	718	1,228	2,719	2,724	2,537
計	1,351	1,932	3,435	3,366	3,237

事務所別建設業許可業者数及び建設業許可申請処理件数 (H25. 3. 31 現在)

事務所別	許 可 業 者 数			許 可 申 請 処 理 件 数	
	知事許可業者	県内大臣許可業者	計	知事許可業者	県内大臣許可業者
西部建設事務所	6,402 (6,637)	170 (169)	6,572 (6,806)	1,780 (1,781)	59 (50)
〃 呉支所	911 (941)	10 (10)	921 (951)	262 (286)	4 (2)
〃 東広島支所	756 (780)	13 (11)	769 (791)	207 (242)	5 (3)
東部建設事務所	3,087 (3,170)	57 (60)	3,144 (3,230)	870 (927)	30 (15)
北部建設事務所	408 (430)	5 (5)	413 (435)	118 (130)	0 (4)
合 計	11,564 (11,958)	255 (255)	11,819 (12,213)	3,237 (3,366)	98 (74)

(注) 1 () は、平成 24 年 3 月 31 日現在の数である。

2 県内大臣許可申請処理件数については、国土交通大臣に係る法定受託事務として処理（経由）した件数である。

3 経営に関する事項の審査

経営事項審査は、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事を発注者から直接請負おうとする建設業者に対して受けることが義務付けられている審査で、公共工事に参加する建設業者の企業力を経営規模等により適正に評価するための制度である。

平成 24 年の改正では、建設産業における社会保険未加入問題への対策の一環として、建設業の許可に際しての保険加入状況の確認などとあわせて、経営事項審査においても、未加入企業への減点措置の厳格化が図られることとなった。また、建設企業の活動範囲が拡大する中で、外国子会社の経営実績についても評価の対象とされることとなった。

なお、平成 24 年度における審査件数は、次のとおりである。

経営事項審査件数 (H25. 3. 31 現在)

事務所別	知事許可業者	大臣許可業者
西部建設事務所	1,365	98
〃 呉支所	342	8
〃 東広島支所	278	5
東部建設事務所	1,031	37
北部建設事務所	168	4
合 計	3,184	152

4 入札参加資格審査

県が発注する建設工事の競争入札等に参加しようとする建設業者に係る入札参加資格申請については、隔年で受け付けており、平成 25・26 年度分については平成 24 年 11 月及び 12 月に受付を行った。資格認定は、各業者の経営事項審査結果（客観的事項）と県工事成績、県の指名除外等の状況（主観的事項）を総合して行っており、一部の業種を除き業種ごとに 3～4 の等級に区分し、これを発注の標準とする請負対象設計金額と対応させて定めている。

一方、測量・建設コンサルタント等業務の委託契約の競争入札等に参加しようとする業者につい

ても、建設工事と同様に隔年で入札参加資格申請を受け付けている。資格認定は、業務実績高及び技術者の状況等（客観的事項）と県の指名除外等の状況（主観的事項）を総合して行っており、その他業務を除き分野ごとに3つの等級に区分し、これを発注の標準とする設計金額と対応させて定めている。

平成25年4月1日現在における資格認定者数は、次のとおりである。

建設工事等入札参加資格認定状況 (H25. 4. 1 現在)

	入札参加資格認定者数		
	建設工事		コンサルタント等
	知事許可業者	大臣許可業者	
県内	2,481	149	418
県外	66	677	437
合計	2,547	826	855

(注)「県内」、「県外」については、建設工事は主たる営業所、コンサルタント等は登記簿上の本店の所在地により区分している。

5 指名業者の選定及び建設業者の育成指導

(1) 指名業者の選定

県工事の発注に当たっては、指名業者等選定要綱に基づき、設計金額に対応したランク別発注を基本とし、それに技術的な適性、施工経験、技術者の状況などを総合的に勘案して選定している。

選考手続きは、すべての建設工事について公正・公平を確保するため、工事金額に応じて、地方機関、本庁各局等に指名業者等選考委員会を設けて、厳正に審査をしている。

(2) 建設業者の指導等

建設業者に対しては、パンフレットなどを作成して、一括下請けの禁止、下請負人名簿の提出、現場代理人等の常駐、技術者の適正配置、労働災害の防止の徹底及び建設業退職金共済制度等の福利厚生制度への加入促進などを図り、建設業法、建設工事執行規則、建設工事請負契約約款及びその他関係法令等の遵守についても指導している。

また、平成13年4月から施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく指導にも取り組んでいる。

6 入札・契約制度の改善

建設産業の再生のために策定した「広島県建設産業ビジョン2011」における県の支援策の一つとして、市場環境の整備を図るため入札契約制度を改善していくこととしており、そのための施策の実施工程表として平成23年12月に「入札契約制度中期計画」を策定した。

平成25年度は、平成24年度補正予算を円滑に執行するため、次のとおり緊急避難的な対応を行ったところである。

- (1) 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る総合評価方式の簡素化・迅速化
- (2) 建設工事に係る低入札価格調査の簡素化
- (3) 入札手続期間の短縮
- (4) 主任技術者等の兼務制限の緩和
- (5) 詳細設計付施工方式の試行拡充

- (6) 平成23・24年度入札参加資格の有効期間の延長
- (7) 予算議案議決前の入札公告の実施

7 建設工事の紛争処理

建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、広島県建設工事紛争審査会を設けその処理に当たるとともに各種建設工事の紛争相談に応じている。

なお、平成23年度に広島県建設工事紛争審査会において処理した件数は、次のとおりである。

年 度	手 続	前年度 繰越件数 (A)	当年度 申請件数 (B)	当年度 取扱件数 (A+B)	当年度 終了件数 (C)	未処理 件 数 (A+B-C)	審理開催 回 数
23	あっせん	0	1	1	0	1	0
	調 停	0	4	4	2	2	9
	仲 裁	3	2	5	1	4	7
	計	3	7	10	3	7	16

8 建設機械の打刻及び検認

建設機械抵当法に基づき、建設機械に関する動産信用の増進により建設工事の機械化の促進を図るため建設機械に打刻し、また、打刻の検認事務を行っている。

なお、平成24年度における打刻は1件であった。

9 浄化槽工事業の届出・登録

昭和60年10月に浄化槽法が施行され、浄化槽工事業を営む者（浄化槽工事業者という。）は都道府県知事への登録が義務付けられた。

また、建設業法に基づき、土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている建設業者で浄化槽工事業を営む者（特例浄化槽工事業者という。）は、登録にかえて届出が義務付けられた。

なお、浄化槽工事業者・特例浄化槽工事業者数の推移は、次のとおりである。

区 分	年 度	20	21	22	23	24
	浄 化 槽 工 事 業 者	県内	130	129	128	133
県外		1	1	2	2	2
計		131	130	130	135	132
特例浄化槽工事業者	県内	802	819	831	831	834
	県外	127	126	126	125	127
	計	929	945	957	956	961

10 解体工事業者の登録

建設廃棄物の適正な処置を目的として、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が平成12年5月に制定され、平成13年5月からは、同法の規定に基づき解体工事業を営む者（建設業法に基づき、土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業のいずれかの建設業許可を有する者を除く。）は、都道府県知事への登録が義務付けられた。

なお、解体工事業の登録業者数の推移は、次のとおりである。

区 分	年 度	20	21	22	23	24
	県 内		105	117	120	116
県 外		13	11	10	12	9
計		118	128	130	128	124

11 建設工事の統計調査

建設工事及び建設業の実態を把握するため行うもので、国の基幹統計として建設工事受注動態統計調査（毎月1回）及び建設工事施工統計調査（年1回）を実施している。

また、一般統計調査として住宅用地完成面積調査（年1回）を行っている。

